

# 常磐短期大学研究紀要

第 33 号

目 次

## 原著論文

- 戦後派日本人の典型としての宮崎駿 .....三宅 光一... 1
- サイバースペースにおける問題  
—国境を意識しない紛争の法的諸問題— .....松井志菜子... 31
- 保護者の食意識や態度, 行動と幼児の食生活等との関連  
.....中原 経子・綿引 久子・高橋 征子... 43
- 「専門職としての栄養士」に関する学生の意識  
—入学時と校外実習終了時の比較を中心として— .....富田 教代... 57
- 超軟水の炊飯に関する影響  
.....佐塚 陽子・佐塚 正樹・横山(植竹)千恵子・富田 教代... 64

## 研究ノート

- フェレンベルグとヘルバルト —ホフヴィルにおける相剋 (2) — .....大武 茂樹... 72
- 茨城県内の公共図書館、1999-2003 .....原子 孝... 81
- アクアミネラルの利用に関する研究 (第2報)  
—手作りチョコレートの調製におけるアクアミネラル添加の有用性—  
.....荒田 玲子・手島 景子... 91

助成研究報告 ..... 96

業績一覧 ..... 98

常磐短期大学

平成16年(2004)12月

## 常磐短期大学研究紀要寄稿規程

制定 昭和51.11.24 教授会  
改正 昭和60.3.19, 平成2.4.18  
平成10.7.14

(目的)

第1条 専門委員会の設置および運営に関する規程第4章に基づいて発刊する研究紀要の寄稿については、この規程の定めるところによる。

(寄稿資格者)

第2条 本紀要の寄稿資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 本学の専任職員であって、教員資格審査規程第2条に定める教員
2. 学内講師および本務校のない非常勤講師であって、委員会が寄稿資格を認めた者
3. 本学の事務員であって、1～2号との共同研究者
4. その他、学問的価値などを考慮して、特に委員会が認めた論文の寄稿者 (昭和60.3.19改正)

(未発表の原則)

第3条 寄稿論文は未発表のものに限る。

(論文の種類)

第4条 寄稿論文は原著論文のほか、研究ノート、報告、翻訳、書評、文献紹介などとする。(昭和60.3.19, 平成10.7.14改正)

(基準原稿枚数)

第5条 論文1篇の長さは、図・表・写真などを含め、400字詰用紙40枚を基準とする。(昭和60.3.19改正)

(1人1篇の原則)

第6条 寄稿論文は1人1篇とする。但し、共同研究の場合、もしくは2つ以上の原稿論文の合計が40枚を越えない場合には、複数の論文を認めることがある。

(原稿の訂正等)

第7条 委員会は、寄稿論文に対して必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは、掲載見送りを要求することがある。

(著者校正)

第8条 校正は著者校正とし、校正段階での原稿の変更は原則として認めない。

(抜刷)

第9条 抜刷は1篇につき40部を無料とし、それ以上については希望者の実費負担とする。(平成10.7.14改正)

(論文概要)

第10条 原著論文には、論文概要(例. 英文で200語程度)をつける。(平成10.7.14追加)

附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
2. 昭和60年3月19日の改正により、第2条を削除し、第3条および第4条をまとめて第2条とし、以下2ヶ条ずつ繰り上げる。
3. この規程の改正条項は、昭和60年4月1日より施行する。
4. 校名変更に伴い、平成2年4月1日より規定名称を改める。
5. この規定の改正条項は、改正の日より施行する。

### 常磐短期大学研究紀要 第33号(2004年)

平成16年(2004)12月25日発行

発行者 常磐短期大学

〒310-8585 水戸市見和1丁目430番地の1

電話 029-232-2511(代)

印刷所 株式会社 あけぼの印刷社

〒310-0804 水戸市白梅1-2-11

編集委員会

委員長 三宅 光一

委員 濱崎 武子 紙透 雅子

李 精 佐々木 宏

瀧口 泰行

(アルファベット順)

# 常磐短期大学研究紀要

第33号

常磐短期大学

平成16年(2004)12月

## 戦後派日本人の典型としての宮崎駿

三宅光一\*

Hayao Miyazaki, ein typischer Nachkriegsjapaner

MIYAKE Mitsukazu\*

Der Zeichentrickfilm 〈Hinweggezaubert (『千と千尋の神隠し』)〉 war es auch, der ihm 2001 den 〈Goldenen Bären〉-Preis von Berlin einbrachte. Im nächsten Jahr erhielt Miyazaki für diesen Film auch den höchsten Akademie-Preis auf dem Hollywooder Filmfest. Wegen der reichen Fruchtbarkeit seines künstlerischen Schaffens, ist Miyazaki in aller Welt bekannt und zugleich mit Wohlwollen aufgenommen worden. Das bedeutet auf jeden Fall, daß Miyazaki's Zeichentrickfilme keineswegs zur sogenannten 〈Japanime〉 gehören, die weithin sehr stark mit dem vulgären Geschmack verbunden waren, oder anders gesagt, daß es auch in Japan andere gute 〈anime〉 gibt, d.h. viele einfachere Zeichentrickfilme. Was Miyazaki in seinen Filmen beabsichtigen will, besteht vornehmlich darin, daß er mittels Vergnügungseinrichtungen den Zuschauern ein deutliches Licht auf Lebensfragen wirft. Mit dieser Stellungnahme eröffnete sich für ihn eine neue Bilderwelt, erfüllt von mancherlei Themen, Motiven, sowie wunderbaren Vorstellungen.

In der Vorkriegszeit und auch in der Nachkriegszeit hat der Kommunismus in Japan durch Generationen hindurch den stärksten Einfluß ausgeübt. Das ist die Idee, die schon früh in Miyazaki's Leben wirksam geworden ist. Da er im Innersten von der marxistischen Ideologie gepackt war, lauerte sich solch ein Gedanke oft hinter seiner Werkwelt. Was ihn in seinem innersten Wesen bestimmt, war letzten Endes Bewunderung für das kommunistische Staatswesen. Und im Zusammenhang damit verspürte er eine tiefe Abneigung gegen den japanischen Staat. Mehr noch: Unterschätzung der japanischen Geschichte, Hass auf das japanische Volk, und die Verachtung der japanischen Kultur erwachsen aus der Abkehr vom japanischen Staat. Deshalb lehnt er es ab, sich in die Gemeinschaft mit seinem Vaterland endgültig einzugliedern. Dies ist für die Nachkriegsjapaner typisch.

Was bleibt zu diesem Zeitpunkt übrig? Von hier aus ist es nicht mehr schwer einzusehen, daß bezüglich seiner Ansicht über Japan eine unmittelbare intime Beziehung zur Natur sich von neuem ergibt. Wie sehr Miyazaki die Zivilisations-

geschichte und den Kulturprozeß des Menschen unter dem Gesichtspunkt des natürlichen Werdens ignoriert hat, zeigt sich am deutlichsten in seiner Unterschätzung der japanischen Reisbauern von alters her bzw. ihrer Geschichte.

Der Zusammenbruch der kommunistischen Staaten in Europa anfangs der neunziger Jahre des vorigen Jahrhunderts, brachte ihm jedoch eine bittere Enttäuschung. Er hielt von der revolutionären Bewegung eine kritische Distanz und kehrte sich dann allmählich davon ab. Trotzdem ist Miyazaki immer noch der humanistischen Überzeugung, daß der Mensch der Liebe und der Erlösung wert sei. Zu Hauptkernen seines Denkens werden die Ideen Freiheit, Friede und menschliche Würde, worauf alles Glück des Lebens beruhen. Dabei lag sein Hauptinteresse immer auf der Beschaffenheit der ganzen Menschheit, nicht nur auf der des japanischen Staatsbürgers.

Nur als Einzelmensch geht Miyazaki ebenso sehr, wie im Falle vieler Nachkriegsjapaner, von eigenen Wirklichkeitserfahrungen aus. In seiner neuen Umgebung findet er alles problematische Geschehen inmitten der heutigen Welt, etwa wie Umweltschutz und -verschmutzung, die Entwicklung sowohl der Industrie als auch der Technik usw. Indem er mit unruhiger Erwartung in eine bewegte Zukunft blickt, versucht er die sozialen Wirklichkeiten angemessen zum Ausdruck zu bringen. In diesem Sinn läßt sich sagen, daß er ein im Laufe des Zeitalters lebender Regisseur von Zeichentrickfilmen ist, kurz, daß er nach wie vor ein typischer Nachkriegsjapaner ist.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.33)

## 1. はじめに

宮崎駿がどのような問題意識を抱いているかについて検討していくと、戦後の日本人の典型的な姿が浮かび上がってくる。典型的であるが故に、考察の価値があると思う。宮崎の軌跡をたどることは、ただちに戦後日本人の思想的な所在とその問題点をえぐる事になるのである。彼は言うまでもなく、卓越したアニメ映画の監督である。彼のアニメ作品は世に問うごとに、

センセーショナルな波紋を投げかけてきた。それ自体、興味の尽きないテーマだろう。例えば論者は、すでに他の機会に宮崎の作品群を通して「自然環境」の問題を明らかにした<sup>1)</sup>。しかしながら本稿では、作品論を正面に据えるつもりはなく、作品世界を創作する以前ないしは以後の彼の活動について見ていく。もっとも、作品世界に触れないわけではないが、そうした場合でも、いわゆる作家論に集約させていきたいと考える。幸いにも宮崎は、創作にまつわる事柄に関して、実にさまざまな形でその想いや思想を語ってくれているので、論究対象の材料には事欠かない。アニメ作家のうちで、これほどまでに克明に自分の思想を伝えてくれる人物も珍

2004年10月25日受付

\* MIYAKE Mitsukazu 現代教養講座・教授 (歴史と思想)

しい。おかげで私たちは彼の内面を支える思想の数々が判るのである。論述の発端に当たっては、まず宮崎アニメと外国との関係について確認しておきたい。

## 2. 宮崎アニメと米国

日本のアニメーションが世界的に注目され出して、すでに久しい時間が過ぎ去った。その出発点は、昭和40年代に手塚治虫作『鉄腕アトム』を米国でテレビ放映したことにあった。その成功を受けて、以後『ジャングル大帝』などが続く。またフランスでも、例えば『リボンの騎士』など一連の手塚作品が反響を呼んだ。以後、安価で仕上がりの早さから日本のテレビアニメが持てはやされる時代が長く続いた。(目下のところ、世界のアニメ製作の半数ぐらいは日本制である。) その間、いつしか日本のアニメは、軽蔑的な意味とも尊敬の意味ともつかぬ独特な言い回しで「ジャパニメーション (Japanimation)」と呼ばれた。フランスでも英語の〈Japanimation〉を移植して、〈japanime〉と呼び、その上で〈japonisme〉と〈niaiserie (愚劣)〉とを掛け合わせて、〈japoniaiserie〉なる新造語も誕生させた<sup>2)</sup>。19世紀後半のジャポニスム現象は欧州全土で一世を風靡し、芸術界に多大な刺激を与えた。しかしながら、現在の日本制アニメについては、この新造語の意味が典型的に示すように、正当な評価への道程は必ずしも平坦なものではなかった。一方で、他の現象にも眼を転じなくては公平を欠くかもしれない。テレビの『ドラえもん』が世界中で人気を博し、単行本の翻訳として各国に出回っている。『ちびまる子ちゃん』なども多くの支持を集めている。すなわち日本制アニメの家庭ドラマなども愛好者を飛躍的に増やしている。それはそうなのだが、一般的には性と暴力シーンに満ちあふれたアニメが、〈Jap〉の〈animation〉であるといった見方が常識であった。今でも軽蔑的な見方が執拗に世界の底流を形づくっている。確かにその種のアニメが海外で氾濫して、いまでも増殖し

ている以上、このような印象は拭いがたいものがあるであろう。そうしたなかで平成14年3月にはハリウッド映画祭の長編アニメ部門で『千と千尋の神隠し』が、オスカー賞に輝くという金字塔を打ち立てた。それに先立つベルリン映画祭で、最高位の金熊賞を受賞したが、それに次ぐ快挙であった。このことの持つ意義は非常に重いものがある。

概してベネチア、カンヌ、ベルリンの各映画祭は、芸術的な香りが高く、品性の漂うような作品を選出することで定評がある。それに比べると、ハリウッドのアカデミー賞は巨額な予算を注ぎ込み、大衆娯楽的な要素と豪華さや華麗さを競う作品群のなかから選定される傾向が強い。従って、カンヌなどと比較して、日本ではこれまであまり注目を浴びなかった。何年か前にテレビを観ていると、ハリウッド映画祭での女司会者が、あんたたち素晴らしい番組なのに放映が遅いんじゃないのと言いかねない口調で(実際、無礼にもそう言っていた)、日本でのテレビ中継の始まりを報じていた。どちらかと言えば、ハリウッドの場合は芸術色の薄い映画祭として四番手の扱いだった。しかし、近年のハリウッド映画祭に対する日本の取り上げ方には、異常とも思えるものがある。過剰にアカデミー賞、アカデミー賞と言い過ぎである。なぜか。一つには日本の観客が派手な超大作ないしは大衆娯楽的な映画にしか関心を向けなくなったこともある。またマスコミ界がますます米国への関心に傾き、ハリウッド映画祭を大々的に放映し出したことが大きな原因である。こうした現象は米国一極支配の軍事的、政治的情勢に即応した流れなのだろうか。それとも大衆迎合的な映画への嗜好が、いつしか日本のすみずみまで浸透した結果なのだろうか。米国では映画が、高い収益の見込まれる産業として認知を受けてきた。その点、日本はハリウッド戦略の受け皿となって、優良な顧客市場であり続けた。むろん、娯楽映画にはそれ相応の良さと快感、面白さがあるので、人気を博すことは当然であ

ろうが、ハリウッド文化が芸術的な最高価値にランクづけられるとすれば、それは誤解もはなはだしい。こうした誤解の上に胡坐をかいてみると、由々しき問題に発展すること、請け合いである。何事もほどほどにと言いたくなる。

日本ではとくにアメリカとの「経済戦争」に敗れて以来、アメリカがすなわち世界だという見方が広がった。いやむしろ広げた。CIAなどの謀略で仕掛けられた結果、広がった。〈global standard〉という標語を盛んに繰り返して、日本をアメリカの都合のいい経済システムに改造してしまったことなどは、差し詰め真っ先に挙げるべき事例であろう。ただし、この標語は日本でのみ通用する言葉である。〈global〉も〈standard〉も英語であるが、〈global standard〉の実態はどこにもなく、それに従い、率先して動く先進国は、日本を除き一国もない。アメリカ人すらそのような言葉は聞かない。それ故、普遍性のメッカと自認するアメリカ人の間からは、〈American standard〉の間違いでないのかという反応が返ってくる。欧州は欧州で、我々はEUで独自に運営していくという強力な態度なので、〈global standard〉など論外である。むしろ、〈European standard〉を目指し、あわよくば世界基準に据えたいとの野望を抱いている。共産主義の中国は経済基盤や発展段階から判断して、日米欧の先進国とはまったく異なる体制なので、これも受諾するはずはない。日本だけは、米国の経済システムを理想的な〈global standard〉として受け入れ、戦後日本が営々として築き上げてきた良質のシステムをずたずたに引き裂いてしまった。

現在、日本は「神武以来の好景気」と呼ばれた景気循環に匹敵する景気、すなわち31ヵ月に及ぶ持続的景気を維持し、バブル期をしのぐ戦後最高の企業収益を享受している。けれども、官僚たちの経済失策と放漫財政のツケで景気を下支えできない。何よりも、好景気部門から潤沢に流通させる金融システムが破壊されている

ので、社会の隅々までお金が循環しない。好景気の実感を伴わないまま、早晩不景気に転落するのは明らかである。その意味では、南米の豊かな国々がドルペッグ制を敷いて、貧窮国に転落したのと事情がよく似ている。アルゼンチンなどの経済責任者はシカゴ学派と結びついていたが、日本はハーバード大学と太い関係があった。日本の学者はそこで盛んに学んでいる。歴史、文化、地政学など幅広い視野で洗い直すような批判的理解ができないのか、あるいは進んで米国の策謀に乗っているのだろうか、日本のアメリカ化を促進した。率直に言えば、大量の失業者の発生と倒産ラッシュ、一部の勝ち組を生み出したわけである。A. ミラー描くところの『セールスマンの死』を地でいくように、国民を不幸のどん底に突き落として、毎年田舎の小都市ほどの人口が地上から消滅するぐらいに、経済による自殺者を出している。竹中前金融大臣などは糾弾してよい人物である。南米とは違い、今でも世界が羨むほど膨大な貯蓄がある。小泉無能内閣のせいで税収は平成13年度の60兆円から翌年度42兆円に減少したものの、4800億ドルのドル備蓄があり、個人資産は世界の4割を占める。その意味からは南米ほど従属国でないはずだし、日本の生活がどん底ではない。従って当座のところ、重大問題の認識に気づかない。小泉首相の言うごとく、世界の飢餓難民と比べるとそれほどひどくない。大体、アフリカや北朝鮮などと喩え話としても、比べるべきではない。我々は経済大国なのだから。けれども、手に職を持たない若者たちを作り出し、無策のまま放置する限り、将来の日本の躍進を削ぐことは目に見えている。竹中前大臣はこれからは製造技術大国ではなくて、金融大国を目指すと言言するが、肝心のルールは米国が決める以上、おいそれと日本がなれるわけがない。せめて財務省がヘマをやらかして、膨大な対米債権をチャラにされないように願うばかりである。戦後派の役人や政治家たちは対米配慮を繰り返すうちに、いまや指示を受ける前に米国に

追随しようとする。

また翻って中国との関連に対しては、失業問題をそっちのけで、工場移転をしていいではないかとの態度である。中国のお役に立ち、日本の物価安定(実はインフレより恐ろしいデフレ)に寄与しているのだからと言うのだ。前扇大臣は新幹線を輸出すれば、日中友好に資するということで喜んで始末である。専門家の見解では技術移転しても、中国は電圧が一定していないので、すぐ故障するらしい。その時、膨大な損害賠償を請求されるので、JR東海の関係者は猛反対なのである。日中友好をお題目のように唱えているだけで、実にお目出たい人種である。相手の中国はほくそ笑んで、実利重視で実にクールに対応しているというのである。

このように述べ連ねていくうちに、戦時中のビルマ戦線でこれと似た話があったのを思い出す。敗走を重ねて、タイ領内に逃げて戦線を再構築したところで終戦となる。英軍の使者がやってきて、ビルマの飢えた民衆のためだからと日本軍の膨大な軍需倉庫から糧秣を供出させられた。実状は英軍の糧秣確保であった。万にも及ぶ自軍将兵にまず食わせてから供出すればよいものを、空腹状態を放置した。供出の後、将軍たちの集う司令部では、師団司令部の処置に対して、それはよいことをされましたと称賛したそうだ。牟田口将軍の無謀な作戦の失敗もあって、英軍はビルマ方面で勝利を重ねたが、もう少し戦闘が続いたなら、弾薬・糧秣不足に陥り、敗走したかもしれなかったという。本当に日本の近代という制度は、どうしてこうも反省なく国民に無為な犠牲を強いる人物を「輩出する」のか、と考えあぐねてしまう。

論者の見るところ、いまや米国型資本主義体制下で混乱をきたしていた大正から昭和初期の経済状況を再現することとなった。明治後期に育った初期資本主義社会の中で欧米型の経済システムに貧困層は呻吟していた。明治の初め、岩倉全権以下の遣欧使節団はつぶさに欧州の実情を視察し、その光と影を見て貧民の凄まじさ

に嘆息した。英国の田舎に貧民救済の施設があると聞き及び、視察に赴きもした。その近代化の影が現実日本に起きたのだった。だが何らの解決策もなかった。「日本型システム」と呼ばれるものは戦後に成功した。その淵源は昭和の初期にさかのぼる。欧米の経済システムによる混乱と試行錯誤の間から、当時「五カ年計画」で成功を誇っていたソ連の経済システムに範を取り、統制経済的な運営を考案した。その試みは満州帝国で成功していたが、敗戦のためにその地を追われた若手の有能な経済官僚たちは、帰国後に日本の復興で経済飛躍の主翼を担った。ソ連最後の大統領ゴルバチョフが訪日して、我々の目指していた理想社会が日本にあったと語ったのは、有名な話である。日本のシステムは自由主義経済と統制経済が巧みに柔軟に調和した運営であった。平成バブル期にそうした経済運営が行き詰まると、積み重ねてきた経験と実績と長所を一切かなぐり捨て、米国の仕組みを金科玉条にして変革しようとする。「一切か無か」、両極端にブレるのである。しかも、現在の最も著しい弊害の砦になっている行政改革にはまったく手をつけずに、それこそソ連の悪名高き官僚主義を目指して、さらに突っ走る。天下りの確保、特殊法人の看板をすげ替えただけの独立行政法人、またそれまがいの密やかな拡大を目的にして、行政機関が立法処置も行う。いま再び改革の二文字を利用して、失策続きの官によるツケの支払いを、新たに重税という形で民に押しつけている。つまりは国民の犠牲で財政の帳尻を合わせようとしている。

日本では経済に限らず、あらゆる面でアメリカを自己のモデルと見なす。アメリカ人の失業対策のように英会話教室が繁盛し、日本人失業者のキャリア・アップの名目で英会話学校に補助金を政府が出すのだから、驚きというほかない。文科省の役人は、アメリカで成功すればまだしも、80年代に失敗した「ゆとり教育」その他の愚かな施策を臆面もなく実施する。エリート教育には、自分の頭で考える教育が必要だが、

義務教育は「ゆとり教育」など要らない。江戸期からの優れた教育実態や人間学、広く文化教養を勉強するなどして、もっと知恵を絞って職務に邁進すればどうなのか。「世界に冠たる」と言われた日本の有能な官僚はどこに消えたのか。確かにいなくなったので、このような体たらくなのである。責任感と使命感、有能さを持ち合わせた世代は、すでに退職していない。現在のトップから中堅どころの役人の無能さ、いい加減さは、太平洋戦争中の軍人官僚たちに通じる。日露戦争までに存在した「指揮官率先」と日本の合理主義の体現者に替わって、近代学校で教育を受けた士官の登場となると、恐るべき観念論と非合理的な事なかれ主義、肩書き偏重、硬直した人事の弊に走ったのである。

こうした事例は挙げれば際限がないのだが、とに角、現代日本ではアメリカが異常に肥大化した。反面、アメリカ以外の国々は実体感を伴わないほどに影の薄いものへと転落した。米国の世界戦略の強大さはよく理解できる。だが、だからこそもっと広く長期的な視野を保ちつつ、米国的な価値に是々非々で対処しなくてはならない。文化面でもそのことが当てはまる。オスカー賞の受賞がなくても、ベルリンの金熊賞だけで十分すぎる値打ちがあることを強調しておきたい。それは低劣一辺倒と思われた日本のアニメが実は、文化的高水準の域に達した「健全な」アニメの存在を証明する象徴的な瞬間となったからである。

現実には、オスカー賞の受賞こそが世界の頂点を極めた出来事ととらえる向きが多かった。誤解しないで欲しいのだが、オスカー賞をもらうことに異議を唱えているのではない。主張したいのは、オスカー賞を過大評価すべきではないということである。大西洋を挟んで、独米で受賞の榮譽に浴したことは喜ばしいことだ。論者はむしろ、宮崎監督の思想信条がネックになって受賞を逃すのでは、と危惧したほうである。宮崎は父ブッシュ大統領の湾岸戦争<sup>4)</sup>に対して痛烈な批判を加えていた。今またアメリカがイラ

クに侵攻した。その時期が、ハリウッドで受賞選考を進めていた時期に重なった。内心で宮崎は非難の気持ちが渦巻いていたはずである。当時、それを匂わす発言も飛び出していた。その声あまり届かなかったのは幸いだった。「自由の国アメリカ」というのはかつてマッカーシ旋風に荒れたように、それは半面の事実でしかない。不自由、人種差別、非寛容の体質が依然として根深い。互惠平等などと決して思わないことだ。受賞作品候補の段階で出席する者も多いが、宮崎本人は出席しなかった。日頃の彼の思想信条に基づけば、それは当然のことである。

受賞には、いろいろな理由が指摘できる。だが、ここでは、とりわけ次のような事実が興味深い。すなわち旧約聖書の古代世界に題材を採ったような『風の谷のナウシカ』が米国で不評であったということ—これとは対照的に、『千と千尋の神隠し』の方は米国を始め、全世界的に絶賛されたという事実である。こちらのアニメは東南アジア風、もしくは中国風といったエキゾチックな特徴を含んでいた。日本を舞台にした世界で、しかも異境の雰囲気を出そうと思ったら、近隣のアジア的イメージが加味される。しかし、大半は純日本的な発想と特色が随所に散りばめられていた。西洋人に理解してもらうには、その文化的異質性が大きな障害になると考えられていた。米国公開時にそこが心配の種だった。ところが、意外にも西洋人に受け入れられたのだった。一面において川端康成のノーベル賞受賞に通じるような意外な反応が、そこには見られる気がする。映像の素晴らしさや凄さが認められたことは、言うまでもなく確かである。だが、それだけではない。内容的にもおそらく濃密な地域的特殊性とは裏腹に、かえってそこに通底する普遍的な何かを嗅ぎ取ったのであろう。

政治や経済、文化などの関連で日本に入ってくるものは、そのほとんどが西洋、とりわけ米国経由となっている。反対に日本から発信するものはごく限られているが、その僅かなものも

米国頼みに終始する。世界の情報網を掌握する米国の地で受け入れられなければ、その後の海外展開は期待できない状況となっている。品質評価の厳しい日本市場で製品が売れば、世界のどこでも通用すると値踏みされているのと同様である。しかし文化の流通面では日本の代理人は育たず、その意味ではまだまだ国際化されていない。国際化は何も門戸開放するだけではない。海外雄飛も含まれる。その点、『風の谷のナウシカ』は不運だった。この無国籍的地球世界は、強いて言えば欧米的な文化に寄りかかって表現され作画されている。これほど欧米人に馴れ親しんだ世界はないはずだ、と思われた。そして作品自体の出来栄えが画期的に秀作だったことも間違いない。にもかかわらず、観客動員数は無惨な結果に終わった。理解の善し悪しの決定力は、必ずしも自国文化からの遠近の度合い、類似性と差異性の有無に基づくものではないことを物語っていよう。欧米人に馴れ親しんだ世界だから、評価されると思うのは即断に過ぎる。つねに世界の中心だと自負する欧米人といえども、あるいはだからこそ逆に、観客は秀作の異質性に感嘆し、自己に欠けたものを憧れるのだ、と言い換えることもできよう。受賞をきっかけに、日本制アニメに対する固定的イメージは払拭された。今後さらに宮崎作品の数々が、ますます海外で市民権を得ていくだろう。そしてアニメオタク層以外の外国人からの評価が格段に高まること、請け合いである。

### 3. 宮崎アニメの土着性？

『千と千尋の神隠し』（2001年公開）が日本国内で上映された時には大ヒットして、304億円の興行収入を稼ぎ出したと言われる。それまでの日本国内の映画における史上最高の興行収益であった。また同アニメ映画は平成14年1月24日の日本テレビ系列の番組で放映されるや、何と46.9%の視聴率を稼いだ。これは年間テレビ高視聴率の2位を誇り、結果的に映画のテレビ放映に関する限り、史上最高の記録を達成し

たのだった。1984年の『風の谷のナウシカ』公開以来、宮崎アニメは絶えず高い支持を得て、スタジオジブリは次々と新作を世に送り出してきた。そして出品する先から話題をさらってきた。『となりのトトロ』は興行的に失敗で赤字を計上したが、『魔女の宅急便』はヒットした。観客動員の点では変動を繰り返しながらも、今や宮崎アニメは日本において不動の地位を築いた、と言っても過言ではない。大勢のファンが鶴首して、次回作の『ハウルの動く城』の完成を待ちわびているところである。

ところが、眼を海外事情に転じてみれば、日本国内のようにはいかなかった。『風の谷のナウシカ』の登場をきっかけにして、日本の劇場用アニメが注目を浴びた。米国での上映に当たっては、1/6ほどを短縮して、敢えて言うなら、最近の映画『マトリックス』（士郎正宗・原作の『攻殻機動隊』のアニメ版で有名な押井守・監督を始めとする日本人アニメ作家たちの影響が強い）のように暴力活劇であることを強調した。そしてキャラクターの印象もまことに米国らしく、人類の未来を賭けた善悪の闘争といった図式を背景にして、善人と悪人との明確な区別へと収斂させていった。

ナウシカが善人であり、正義の行いに刃向かおうとするクシャナや軍参謀クロトウは憎っくき悪人と一応分けられるかもしれない。クロトウは見るからにニヒルな態度を示し、部下の兵士や自ら仕える王女クシャナにすら、冷酷無慈悲で沈着な眼差しを向けている。悪漢の名にふさわしい。しかしクロトウにもいいところはある。その言動には、あれでどうして結構、人間味もある。彼の容貌とその表情はどこかコミカルで憎めない面がうかがえる。その意味では生身の人間である。この世では完全な悪人など想定しにくい。極悪人でも、身内の者は目に入れても痛くないほど可愛がるものである。ちょうど『千と千尋の神隠し』の湯婆婆が坊を溺愛する通りである。同じく、善なる性質だけを備えた善人というのも、絵に描いた餅に過ぎない。

トルメキア軍が「風の谷」に侵攻した時、城内にいた父ジルが殺害される。そのことに気づいたナウシカは、現場に居合わせたトルメキア兵士を皆殺しにする<sup>6)</sup>。心やさしく博愛の聖女とも見られるナウシカでも、悲しみと怒りに身を任せて、虐殺の限りを尽くす。ふと我に返ったナウシカは自責の念にかられて、老剣士ユパにすがって「わたし、自分がこわい。憎しみにかられて何をやるかわからない。もう誰も、殺したくないのに」と泣き叫ぶのである。この場面で彼女は人間的な欠点をさらけ出すのである。ここで完璧な博愛主義の権化、すなわち浮き世離れした人物像を持ち込めば、白けて思想的重みが欠けてしまうであろう。また人間探求も薄っぺらな掘り下げになってしまう。宮崎監督はそのような陥穽にはまらないように、細心の注意を払っている。次のような宮崎の発言は、人物像に関する彼の考え方の一端を示している。

「人を殺した人間だから、殺すことの痛みがわかった人間だから。それで膝を曲げるんじゃないくて、それを背負って歩いてる人間だから、この娘は描くに値するんじゃないかと僕は思ってたんですよ。純潔であるとか、汚れてないことによって、それが価値があるっていうふうな見方というのはね、なんかものすごくくだらないんじゃないかっていう気がするんですね。その泥まみれで汚れて、それで傷だらけだから。」<sup>7)</sup>

「そういう無数の複合体だから、人間って。ただ、生き物っていうのは動態だからね。動いてる。静的な存在じゃないから。だから、同じ人物でもね、ものすごく愚劣な瞬間があったり、それからなんかやたらに高揚してね、あるいは実に思いやりに満ちたり、そういうふうに揺れ動いてるものなんです。揺れ動いてるもんでしょ？」<sup>8)</sup>

米国公開では、善悪の対決という単純な構図

化のために、ありきたりの内容に変えられて、原作の良さが半減した。何よりも地球環境の保全という壮大なテーマが、矮小化された活劇に成り果てる。この加工・再編集はニューワールド社の方針に基づく。すなわち原作を無視した当社の映画の売り出し方の錯誤によるものだった。いや、これはむしろ、アメリカ人特有の善悪二元論的発想によるものかもしれない。それで思い出すのが、数年前のハリウッド映画『ゴジラ』である。水爆実験で太古の眠りから覚めたゴジラは、日本人の心理にとって複雑かつ微妙である。それは核の存在がなくなる限り、日本人の頭上に降りかかった自然の恐怖である。アメリカ人なら、災いをもたらすものは、悪魔として果敢に挑み退治すべき相手だとなる。二元的対立から善なる一元の勝利へ導くことが、キリスト教国の正義だからである。

最近の産経新聞によると、第一作目『ゴジラ』が今年5月初旬から米国で初めて劇場公開されるという<sup>9)</sup>。『ゴジラ』第一作目に関しては、米国で東宝映画の評判を聞き、米国人向けに改作した『怪獣王ゴジラ』が1956年に公開されただけだという。論者は小さい頃に見た記憶がある。それはオリジナル版の約40分をカットし、およそ20分ほど新たに加えて再編集したものである。レイモンド・バーの演じる米国人特派員が東京に来て、ゴジラの凶業を目撃するという設定だった。その後の米国でのゴジラ人気を決定づけたのだが、オリジナル版に比べて、改作版は「戦争や核兵器に対する警鐘のメッセージ」が十分に織り込まれず、日本人の描写が不正確だと批判が出されていた。ともあれ、凶悪な生き物であるが故に、遠慮会釈なく退治すべきだというのが米国人の発想である。日本人にとっても原則的には退治すべき相手なのだが、生物であるが故に同情のような思い入れとか、自然に根ざす畏怖の念とか、また核実験という人類の愚行が出現させた憤りとゴジラへの哀れみ、あるいはまたこうした感情の作用としての怪物への理解といった気持ちが、ゴジラ本体へ

投影されるのである。日本製の第一作『ゴジラ』にも『風の谷のナウシカ』にも、日本人の他者意識が見事に表現されている。ハリウッド映画的な手法では明らかな文化的差異が出るということなのである。どんなに西洋的に描いても、所詮は「擬似西洋の日本文化」<sup>10)</sup>の表現になってしまう。

#### 4. 日本アニメにおける性と暴力の背景

『もののけ姫』の場合は、『風の谷のナウシカ』のように乱暴な編集のやり直しはなかった。だが、全米1千館で公開予定だったところが、手首を切り落とす衝撃的なシーンを、そのままにしたためにPG-13の指定を受けて、結局は20館あまりでしか封切られなかった。それでは、はかばかしい結果を残しようがないであろう。残酷なシーンを避けるのが宮崎アニメであるが、この作品では珍しく衝撃的なシーンを盛り込んだ。自然ないしは人間というものは元来、残酷なものだということの確認をしようとしたのである。観客は少々度胆を抜かれた。これがアメリカの成人映画指定の条件に引っ掛かった。日本では最大限に表現の自由を許してきた。その結果、残酷趣味に傾斜した。論者の記憶をたどれば、児童向け雑誌に残酷な描写や性表現が盛り込まれるようになったのは、昭和40年代に入ってからである。日本映画やテレビは平気で暴力場面を強調する。長い間、日本のアニメもそうした「誤解と偏見」の波に洗われていた。米国では「アニメ」は暴力的で性的なアニメーションと同義語になりつつある。『魔女の宅急便』のビデオに対して、ニューヨークタイムズ紙の記事は、「この映画をアニメとよんではならない」<sup>12)</sup>とし、その裏には、アニメのすべてが暴力とセックスだとの前提が見透かされていた。だが、『妖獣都市』や『超神伝説うろつき童子』『マッハGoGoGo』などのアニメを考慮すれば、このような傾向は紛れもない事実だった。従って、そのような外国での評判は、おぼけのQ太郎やドラえもん、ポケモン、ピカチ

ュウなど、幼児と学童向けに人気の高い別の流れが見られるにしても、一概に不当だとは言いきれない面があった。

こうした無節操な表現はどこに由来するのか。つらつら考えてみるに、太平洋戦争後の米国占領統治政策にあった。米国占領当局、いわゆるGHQは〈sex, sports and screen〉の奨励という3S政策を推進した。この狙いは日本国民の集団主義や伝統的な歴史意識や軍国主義を削ぎ、鳥合の衆に仕立てて米国への復讐を企てさせないことにあった。その結果、もはや日米戦争が起こったことさえ知らない若者が多くなった。集団行動の出来ない若者がやたらと目につく。彼らを眺めていると、オランダのインドネシア支配を思い起こす。植民地支配の間、オランダは戸外で3人以上群れ集っていると、ただちに逮捕拘禁した。それでインドネシアの人々は、軍隊編成や分列行進はおろか、集団行動が苦手だった。独立宣言をただけで、世界が独立を認めるほど甘くはない。現に太平洋戦争終了後、再植民地化を企図してオランダ軍が英軍の協力の下、インドネシアに侵攻した。鍛練を受けた現地独立義勇軍の若者たちが、これに反撃を加えて、独立を果たした。スポーツ見物に熱中する日本の若者一般も集団行動や行進ができない。体力低下のためかすぐへたり込む。米国の目論見は、大成功を取めたと言える。

3S政策については、戦後の日本人はそれを諸手を挙げて、賛意を示した。それが個人の自由と権利を表現するのに大切な手段と考えたからである。個性、個の尊重は戦後日本で最も大切な言葉である。いまでもそれは多用される。例えば、アテネオリンピックのメダル獲得が個人競技種目に多かったことを見て、鳥越なる評論家が得意満面で、集団主義を脱却した証拠のように説明した。実は日本の躍進はそのようなところにあるのではなく、ここ2、3年の間に政府は何十億円と資金を注ぎ込み、有望な選手1名につきトレーナー、栄養士、情報収集担当以下100名ぐらいの支援体制が整ったからである。

こうした支援は私見では、金4個獲得と惨敗に終わったソウル大会の後で実施しなかったために、オリンピックスポーツは長期低迷期に突入した。個人の勝利というより、強いて言えば、戦う集団の勝利であった。当然である。集団ほど力が結集できるものはない。韓国の白將軍の自叙伝を読んでいると、面白い話が書かれていた。敗戦後の哀れな日本人の引き揚げ者、内地の大中都市の壊滅状態、日本はもう再起不能で、この時点では占領軍政下に置かれ国家は消滅していた。再興もないかのようであった。

「平壤を通過して帰国する日本人は、学校や公会堂などで集団生活をしながら帰国の便を待っている。いつ出発できるかわからないのに、日本人は空き地に野菜の種をまいている。二十日大根や葉っ葉の類いであろうが、まいた本人は出発して収穫できなくとも、そのあとに来た人たちが食べ、またその人たちが種をまく。『こんな騒ぎのなかで家族のために野菜をつくる民族は、絶対に滅びませんよ』と妻は語ったが、そのとおりに<sup>13)</sup>なった。」

家族本位だけなら、民族は別としても国家は滅ぶ。現に李氏朝鮮は宮廷内の門閥、派閥、地縁関係の激烈な抗争の末、弱体化し、日本に併合された。家族ばかりではなく、共同体への配慮、要するに名も知らぬ赤の他人のためにも野菜作りに精を出す。池田首相は、ラジオでの年頭挨拶で「皆さん、働きましょう。働くとは、傍（はた）を楽（らく）にするというじゃありませんか」と全国民に向かって呼びかけた。「傍を楽にする」-この精神が日本国を再び飛躍させたのである。もちろん勤厳実直の首相も率先垂範を励行した。さて、では平成バブル後の経済的な「第二の敗戦」はどうか。すでにその損害比率は、太平洋戦争で焼けの原になって失った経済損失を上回っている。心をつにして、頑張らなければ、未来はないだろう。戦後50年をかけて、個の尊重という美名の下で集団

的発想を壊してきた。しかし、ついに健全な個は育たなかった。却って他とうまくコミュニケーションを図れず、何かというと腕力を振るう「カオナシ」のように、傍若無人の個が突出しただけである。

残念ながら、外部の権威や権力に逆らうことに個の主体があると考えた。映像芸術の分野も、個人の人間の自由を生き生きと実現するため、また確認するためにも、過剰なまでに性と暴力のシーンを演出する。大島渚監督の一連の作品のように、自由とは個人的な本能と同義語となった。性はもはや「秘め事」ではなく、個性尊重の表現と化す。堂々と見境無く日常生活で自慢げに披露する対象となった。大体、遊牧民や牧畜狩猟民は発情期の家畜の性交を隠しようもない。他方、そういったものがめったに見物できない、日本のような農耕民族には、性を白日の下にさらすことを恥とする。ところが、今や所構わず、のべつ幕無しに露骨な性表現が氾濫する。小学校の教師が、道徳性抜きで即物的な性教育を施して、大騒ぎとなる事例も出てきた。その教師はイデオロギー偏向者でないとしたら、日本的感覚や文化をまったく理解しない者なのであろう。国家の成り立ちから見て、狩猟牧畜民的な性格の強い米国の影響を受けての行動だとしたら、最悪のケースである。

戦後日本人は封建制の「古い上着よ、さようなら」とばかり、敗戦直後に制作された恋愛青春映画の『青い山脈』に新鮮な自由の息吹を感じた。注目すべきは、昭和40年頃の日活リメイク版に至って裏社会の暴力団が表の世界に堂々と出てきた点である。以来、ヤクザ映画のオンパレードとなった。戦前は、ヤクザの側でカタギの社会からはみ出し者という意識が強く、カタギ衆に引け目を感じながら、背を低くして存在していた。戦後は一転、国家の暴力は許せないが、個人の暴力的な振る舞いはカッコいい自由の表現と見られた。他方、「文明人」は暴力反対を至る所で表明する。従って、中途半端に暴力行使をする者は法治国家の名の下に処罰

する。それに比べ、法治国家と張り合い、大きく暴力行使する者には見て見ぬふりをする。触らぬ神にタタリなし。結局は超法規的な穏便な扱いになる。北朝鮮の拉致事件や77年の赤軍派によるダッカ事件がそうである。後者は、当時の福田首相が「人の命は地球より重い」と宣言して、刑務所から犯罪者を超法規扱いで出国させ、おまけに20億円のお土産を差し出して解決した。ドイツとは対照的に、国家がテロに屈したというので、国際的に厳しい非難を浴びた。その後のテロの頻発に道を開いたので、それも致し方ない。もらった資金で活動を活性化させた岡本らの一味が、イスラエルのテルアビブ空港を襲撃して、一般市民を多数死傷させた。もっとも、資金の半分ぐらいはリビアのカダフィ大佐に横取りされたらしい。以後、日本は脅せば金を出す暴力に弱い国だとの評判が立って、現にいまでも人質解放には必ず多額の資金提供が続いている。日本政府はいつも否定して、純朴な日本国民は金銭を巻き上げられている事実を知らず、一方、誘拐を企てる人間たちの間では、その種の情報が知れ渡っている。商人ないしは工人の国家・日本は武力行使できないことをよく知っていて、安心して人質誘拐に精を出せるというものである。北朝鮮のスパイは、韓国に潜入する場合は極度の緊張状態で死の覚悟を決めて行動するが、日本潜入では遠足にでも出掛けるような気持ちになり、拉致も隣の農家のニワトリを盗むような気軽さだと脱北した元工作員は述べているらしい。外国ならスパイは処刑もあり得る重罪であるが、日本にはスパイ罪がないので、国家機関への諜報活動で逮捕されても、窃盗ぐらいの軽犯罪法で処分されて済む。その後、「人権温情」の処置をもってただちに国外退去にされるだけである。だから、米国などは国家機密を同盟国日本に教えることを躊躇し、日本は常につんぼ棧敷に置かれる。どの国でも制定しているスパイ防止法は、個人の自由を国家が侵略するというので、日本ではいまだに制定されていない。

このように国家の暴力は「平和憲法」で否定されている。この憲法は一つには、米国に対する復讐の抑止を考えて創建された。それ故、ひたすら相手の正義と善意を信頼し、粘り強く協議に応ずれば、何事も解決しないことはない点を強調する。つまりは、日本が譲歩すれば、最悪の事態には至らないのだ。これは現外務省の「中国位負け外交」（中嶋嶺雄の言葉）などで遺憾なく発揮されている。東アジアの国々は譲歩すると、相手は弱い証拠となり、早晩ますます要求を重ねてくる。ただし、それで平和裡に済むという保障はどこにもない。実質的には日本国家の暴力が否定されているだけで、その分、外国からの暴力はやり放題である。国内的にも個人の暴力は否定されない場合すら多い。従来、個人を抑制する警察は公権力の犬と呼ばれ、対決すべき相手だった。そのような意識はとくに「芸術表現の次元」になると、圧倒的に容認する傾向が強い。暴力は公序良俗の価値基準からはずされ、もはや社会に対する恥ずべき行為ではなくなる。80年代の『セーラー服と機関銃』という仰天する角川映画がその走りだと思うが、制服姿の高校生による暴力肯定が、近年の映画『バトルロワイヤル』において行き着く所まで行った観がある。この映画に感化された少女が殺人を引き起こすといった、忌まわしくも衝撃的な事件にまで発展した。生半可な法律論や道徳論では制御できなくなっている。アニメ界もそうだ。大した必然性もないのに、そうした表現に傾倒する。海外の関係者の間でも、この洪水のように氾濫する日本アニメ固有の特徴に目を奪われがちである。無理からぬことだとしても、やはり日本制アニメへの認識が不十分だったことは否めない。なかには見応えのある良質な作品も存在するからである。

##### 5. 宮崎アニメの目指すもの

上述のように宮崎アニメは、性と暴力シーンを特徴とするジャパニメーションの枠を突き破った所で、成立している。その点に格別の意義

がある。では、宮崎アニメの真骨頂はどこにあるのか。外国人の評価を離れて考察する場合でも、それはさまざまに意義深い問いを私たちに投げかける。その意味で宮崎ワールドは、奥深い世界である。もちろん観客を楽しませる要素にあふれているが、単に娯楽性で終わらない質の高いアニメを創造しているのである。

1990年11月のある雑誌のインタビューで宮崎監督は発言している。

「『娯楽でいいんだよ、映画は』っていうのは嫌いです。でも、エンターテインメントってことを否定する気は全然ないです。エンターテインメントっていうのはなにかって言ったら、間口が広いことですよ。敷居が低くて、誰でも入れるんですよ、入ろうと思えば。<sup>14)</sup>」

「僕がチャップリンの映画が一番好きなのは、なんか間口が広いんだけど、入っていくうちにいつの間にか階段を昇っちゃうんですよ。なんかこう妙に清められた気持になったりね（笑い）。なんか厳粛な気持になったりね。するでしょう？（中略）あれがぼくは、やっぱりエンターテインメントの理想じゃないかと思うんです。<sup>15)</sup>」

宮崎は、ディズニーのアニメ映画に懐疑的である。それは肝心の所で歌と音楽に流れていき、時にはダンスで誤魔化す。さらに笑いを使って、人生の大事な問題意識を素通りする。アメリカが生み出したものは、音楽と踊りで物語の舞台を展開するミュージカルという形式に他ならない。ディズニーのアニメ映画については、P. ジルがその特徴を簡潔に指摘する。ディズニーの「シンデレラ」映画はグリムの原作を忠実に再現すれば、2時間と続かない。そこで例えば、潤色を施す必要から、ガスとジャック、その他お喋りネズミを登場させ、ユーモアの要素を加味した。マンガチックなネズミたちは、子ども

もを笑いに誘う。しかし、こうした脚色はストーリーの本筋と全体の基調から脱線し、王子の舞踏会におもむく「冒険の旅」はハチャメチャな扱いとなった。<sup>16)</sup>ディズニー版グリム童話『白雪姫』では、父親不在の間に、女主人公は継母の厳しい監視にさらされ、奴隷のように働かされる。どん底の生活に直面して、白雪姫は生きる気力が萎えてしまう。グリム童話の原作では、昔話の鉄則に従って白雪姫は、他人が決めたことを受け入れる以外に選択の余地がない。もともと昔話とはそういうものである。その特徴から言って、登場人物には強烈な個性がない、つまり没個性的・非個性的なのである。運命に翻弄されていく人間の姿がそこに映し出される。しかし、ディズニー版ではアメリカンドリームやサクセス・ストーリーの発想が、間髪を入れずに挿入される。すなわち、白雪姫は希望に満ちた表情で〈Some day my prince will come.〉を歌う。これからの幸せな生活の実現や周囲からの悪漢の排除を望み、自分の仕事に喜びを感じたいと叫ぶのである。<sup>17)</sup>これはまさにアメリカ人気質に合った解釈の仕方であり、その実現にむけて終幕へと雪崩れ込むのである。

ディズニー映画のような現実感の乏しい楽天主義、楽しい楽しいで終わる似而非ヒューマニズムは、宮崎的な比喩表現を借りれば、入口と出口の間口が同じであるということになるのか。敷居が低くて間口が広い分、誰でも気軽に映画館に入り込み、「ああ楽しかったなあ」と言いながら、出てくる。だが、それ以上のものは望めない。出口から出てきても、生き方に対する本当の追求は始まらないのである。そして一時の陶酔と興奮が覚めれば何も残らない。アニメは所詮、虚構である。とは言え、宮崎監督の最も嫌うのは、こうした安易な虚妄なのである。宮崎の目指すエンターテインメントにとっては、人生の核心に真っ向から挑み、観客の心に衝撃をもって訴えかけることが、何よりも大切なのである。

「観ているうちになんかいつの間にかこう壁が狭くなってね、立ち止まって『うーん』って考えてね、『そうか、俺はこれでは駄目だ』とかね（笑）、そういうふうなのが理想だ<sup>18)</sup>と思うんです。」

宮崎作品は、私たちを触発するものが一杯詰まっているが、そのことは、このような彼の作品に対する基本的姿勢から明らかである。例えば人間の成長、特に思春期を迎える少女の精神的成長、そしてまた人間の愛憎と生物の生き死に、現代的飽食と欲望、終末論的地球の破滅など多彩なテーマやモチーフが、そこから紡ぎ出されてくるのである。それでは、そうしたテーマやモチーフがどのような思想に負っているのか、彼特有の物の見方について次節で見ていくとしよう。

## 6. 戦後派宮崎駿における日本像

衝撃的なデビューを飾った『風の谷のナウシカ』（1984年）から『天空の城ラピュタ』（1986年）、『となりのトトロ』（1988年）、『もののけ姫』（1997年）へと概観していくにつれて、「自然環境」という一本の筋が貫いていることが分かる。それは宮崎監督にとって余程の関心事と見える。

宮崎監督は、心を強く捉えたものに、次のような著書を挙げている。すなわち中尾佐助の『栽培植物と農耕の起源』と藤森栄一『縄文の世界』、太平洋戦争下の中緬国境で繰り広げられた雲南作戦を題材とする古山高麗雄の『断作戦』、独ソ戦が叙述されたパウル・カレルの『バルバロッサ作戦』である。後者の二冊の本が『風の谷のナウシカ』の物語に生かされているという主張は分かりやすい。原野での戦闘は独ソ会戦がモデルになっており、また最初の部分での戦闘シーン、すなわちトルメキア軍の「風の谷」への進攻は雲南作戦に基づくものと推定される。さらに決定的に重要な点は、自然環境の汚染や破滅というテーマが前二冊から強

烈な示唆を受けたことである。宮崎自身、『風の谷のナウシカ』における「源の部分は中尾佐助の『栽培植物と農耕の起源』（岩波新書）や、藤森栄一の『縄文の世界』（講談社）でかきたてられたものだ<sup>19)</sup>」と告げる。自然破壊を行なった結果、生き残ったわずかな人間が苦闘する。この「ナウシカ」の着想は、自然のなかで調和的に生活する縄文人的生き方への驚愕と自己の「脚下照顧」的な反省から生まれたのである。従って、「日本認識」の深まりについては、この中尾佐助と藤森栄一の学問的成果が大きな意味を持つに至ったのである。縄文文化に目覚め、それが「自然環境」の問題意識とつながっている限りは、早かれ遅かれ日本を舞台とするアニメ創作に向かうのは必至であった。

宮崎の証言を読んでいると、彼は戦後日本人の典型であると実感させられる。戦後派は、物心ついた時期に「国家総動員法」下に苛酷な境遇に追いやられた世代である。餓死者が出なかったとはいえ、国家は無謀な戦争遂行の過程で自由な意志の抑圧と物質的窮乏を国民に強いた。戦中派の青年もしくは戦前派の大人であれば、もっと広い視野を保つ余裕が生まれもしようが、直接経験に支配された子どもは、目の前の実感を除いては思考を働かせられない。いわゆる戦後派というのは、子ども心に空腹感に襲われ続けた大変な経験の持ち主である。それで宮崎アニメも、貧欲な食事の場面がよく出てくる。俗に「食い物の恨みは深い」と言われる通り、それだけ国家への憎悪は根深くなる。

日本に対する薄ぼんやりとした嫌悪感、特に日本の国家に対する対決姿勢は、長じて大学に籍を置いたとたん、左翼学生や教師の「オルグ」という名の絶えざる説得と洗脳を経て、大きく増殖する。思い起こすと、これが当時の学生の一般的な姿であった。宮崎は大学時代についてこのような言い方をする。

「だけどなにが一番大きかったかって言ったら、出発点がそれだったからですよ。出発

点っていうのは、自分の自我を立てるときに—自我を本当に確立したのかどうかは知りませんよ—親離れて今までの自分はとんでもない闇の中にいたと、自分の目で見て考えて歩こうって決めたときに、やっぱり社会主義って<sup>20)</sup>いうのは大きなつかえ棒だったんですよ。」

「だけど、毎年冬になるとものすごい鬱期になるもんですから全部崩壊してね。で、もう一回組み立て直して、五月ごろになるとゴソゴソ動き始めて前よりちょっと過激になるっていうパターンを繰り返しながら（笑<sup>21)</sup>い）」

宮崎は社会主義に傾倒して、人生の拠り所を求めた。それは日和見的に、しかし着実に心の底に根を張った。

日本の歴史は、支配者がいかに民衆を抑圧し奴隷状態に置いたかの歴史であり、絶望的な社会が日本の過去であるとした。乱暴なことに、普通の学生でも、欧州のマルクス主義史観を日本に適用するのが当時の流行であった。今はそれが完全に定説化している。白土三平の『カムイ伝』は、宮崎に後続する世代、つまり学園騒乱の世代が大学時代に強く影響を受けたマンガであるが、支配者に対して立ち上がった抵抗の姿が大いに誉めそやされ、抜忍の主人公は学園紛争や社会的破壊活動の原動力になった。

ルソーの「自然に還れ」は、文明を拒否した自然人への讃歌である。戦後日本では、一も二もなく文明拒否の視点に注目が集まり、さらにその問題が日本人の深層に根づいている自然思想、すなわち神道で言う「惟神の道」と絡み合っ、て、共感を呼んだ。戦後日本は軍事国家から文化国家への鮮やかな転換で始まるはずだった。それなのに、文化鍋、文化住宅、文化生活など「文化」の名称が溢れる一方で、文明拒否などという強力な流れが生じたこと自体、奇異な感じを覚えた経験がある。しかし、問題の要

はそこにあったのではない。最終目標は、既存の資本主義社会の転覆と価値破壊にあった。差し詰め『エミール』などは、戦後教育界のバイブルとなった。ルソーと言えば、「自然に帰れ」の標語をただちに連想するが、この言葉そのものは彼の著作のどこにも載っていない。知り合いのルソー専門家の指摘であるが、改めてそう言われれば確かにそうである。いささかルソーの和洋文献を繙いた経験があるが、その記憶をまさぐっても思い当る節がない。嘘も何十回と反復していると、真実が変わるとは、ナチの宣伝相ゲッベルスの言葉であるが、時代の喧伝によってそのように思い込まされていたようだ。ホップズは自著『リヴァイアサン』の中で、近代的な文明国家のあり方を考察する際に、観想的に「自然状態」、「自然権」という原始的な人間の起源に立ち戻り思索する。彼は17世紀のヨーロッパ社会を説明し、その基盤的<sup>22)</sup>正しさに立脚して、よりよい社会の理念を模索した。考察の発端で自然的諸概念を基準に定めたからと言って、別に原始社会を理想としたわけではなかった。だから、ホップズの思想はアングロ・サクソンの苛酷な植民地支配に際して、支配の後ろめたさを隠蔽する強力な武器となった。ルソーも、ホップズと基本的には同様の姿勢を保ちながら、近代性というものを追求した。ルソーは、原始社会との関係を冷徹に見つめたホップズと比較した場合、もっと温かく憧れにも似た感情が交じていたことは事実である。だが、近代国家を否定して、拠って立つ地盤を、文明以前に求めたわけではない。そこに帰るわけにはいかない。ルソーも不可逆的な歴史の進歩を容認した。だから、あくまで文明社会の内部での人間らしい生活を欲求した。従って彼の思い描く「自然」は中世以来の田園風景、せいぜい同時代の田園生活に支えられた世界なのである。

日本では、ルソーは国家や既存の社会を克服する革命の旗手として把握された、というよりもずばり利用された。共産主義社会の理想を実

現するには、まず徹底的に既存の文明社会を破壊する必要に迫られた。従来の文明社会は、大多数の人間に不平等と奴隷状態と貧困をもたらしたと言う。ルソーの思想の影響下にアメリカの独立戦争やフランス革命が起きた。その市民革命を土台にプロレタリアート革命が実現して、平等な社会主義に基づく国々が実験的に築かれていった。世界はさらに共産主義の理想郷に向かいつつある。当時、日本も乗り遅れるなという風潮を振り撒いた。こうした日本の風潮の彼方で、社会主義諸国は独裁制を強めた。ソ連や中国、北朝鮮のような社会主義国は資本主義国家を非難する一方で、人民を抹殺し、帝国主義を非難しながら対外的に侵略を行なう。内に向けては、少数民族を迫害した。唯一公認の共産党や官僚体制に属する一部の者がセクト的な権力抗争を生き延びて、特権支配者階級を形成していった。毛沢東は「大躍進」の掛け声の下に3千万の餓死者を発生させ、「文化大革命」の混乱期には2千万の死者を生み出した。それにもかかわらず、日本の進歩的マスコミや新聞は道徳的な面はおろか、政治的にも経済的にも理想の国だという宣伝を流したり、誤報道を意図的に流し続けた。人民公社は蠅一匹いない清潔さを保ち、農業生産も飛躍的増産を遂げている。しかしその実態は、短期間で英国の鉄鋼生産量と肩を並べるために、鉄製農具さえも溶かして粗悪な鉄の固まりにしてしまったのである。農作業すら満足に出来ず、その結果、収穫が見込めず、餓死者が3千万に及んだ。また焦土と化した朝鮮戦争後には、在日朝鮮人の帰還事業がマスコミの誘導によって行なわれた。北朝鮮から報酬をもらって積極的にキャンペーンを展開したマスコミ関係者も多数いた。同様に70年代から対日工作を開始した中国は、今でも日本での情報操作を画策している。文革時代でも、とりわけ次代を担う日本の若者たちは『毛沢東語録』を読んで、毛沢東を崇拜し、中国の資本主義の反動打倒運動に共鳴した。それも高度経済成長と自由の享受が進行していた豊かな

日本での話なのだ。当事者から離れて考えると、不思議なぐらい珍奇な社会現象と言わざるを得ない。

時が移ってソ連崩壊後、日本で何が起きたかと言うと、社会主義国家建設を声高に主張することは下火になった。左翼運動は既存社会の矛盾に取り組む市民運動へと目標をずらした。最終目標よりも、差し迫った課題の南北経済格差問題や難民救済、弱者保護などにシフトしている。完全に信頼を失墜した共産主義思想よりも、その方が大衆にアピールするからである。スタジオ・ジブリの作品に『平成狸合戦ぽんぽこ』（1994年公開）がある。作品の原作と監督は宮崎駿ではなくて高畑勲であるが、テーマとしては「人間による自然破壊」である。多摩ニュータウン計画に基づいて丘陵を崩して、宅地開発が昭和42年に始まった。追われる狸たちは、化ける能力を使って人間を撃退しようとするが、ことごとく負けてしまう。人間に化けられる狸は人間社会のなかに紛れ込み、その才能のない狸は人家の周りで餌を漁るだけの生き物になっていく。この作品に関して宮崎は「戦後民主主義の希望と挫折を描いた総括<sup>23)</sup>」と評した。昭和42年頃から学園紛争が始まる。狸が政治闘争を繰り広げる学生の側であり、開発を強行する人間社会が資本主義の体制社会を暗示する。体制に反抗できない人間の姿が狸の最期として表現された。

自然破壊の問題に「体制側と反体制側との抗争」という視点が込められていた。唐突な感じを抱く向きもあろうが、戦後の流れのなかでは、これは必ずしも不自然ではない。左翼運動はまず既存社会の些細な矛盾や身近な不平不満を結集して、政治体制の打倒へと大衆を誘導することを使命とするからである。今や左翼活動は、相当程度いわゆるNPO、NGOの団体活動に紛れ込んで、活動している。先頃、報道関係で賑わしたイラク拉致事件で、それが端なくも暴露された。誘拐された日本人のなかでも、ある者は共産主義者であることを告白したり、反戦・

反派兵運動つまり反米反日活動の後、現地で「人間の盾」に参加したり、また劣化ウラン弾と戦場の真相を調べて反戦の絵本を創作しようと企てた。自然環境保護運動ももちろん、こうした動きに含まれる。この運動自体は尊いことに違いない。純粋な気持ちで参加する者もいよう。だが、世界や社会における矛盾と不合理さへの道義的な対応を求めるその先には、共産主義的な理想社会が隠蔽された形で目標設定されている。宮崎の自然環境への関心も、こうした路線と軌を一にしていた。

「昔の日本人が賢くて木を大事にしてきたから緑の島が残ったというのは違うと思います。(中略) 百姓がいじってそういう見やすい風景にしたかもしれないけれども、それは土地の力であって人間の力じゃない。日本人は放っておいたらもっとひどい……、例えば朝鮮半島に日本人が住んでいたら、同じような禿山にしちやっただろうと思いますし、逆に北朝鮮の人が、日本みたいなどころでああいうふう<sup>24)</sup>にやっても、そうはならなかったろうと思うんです。」

『もののけ姫』をめぐる対談で、宮崎はこのように主張する。これは明らかに、認識不足から事実誤認を犯している。西欧をモデルにした近代化や技術革新しか念頭に浮かばないとみえる。自然破壊という点では、東アジアの大陸は人後におちない。ヨーロッパのように強力な工事機械を発明しない代わりに、遊牧と人海戦術で破壊していった。すでに漢代には、黄河以北から満州にかけて豊かな森林地帯は、漢人の入植や遊牧民の南下後に、農耕やら牧畜やらで草木が生えなくなってしまう。それ以降、黄河以南まで黄砂の原因を提供する砂漠と化した。韓国ソウルの3月は近年、黄砂で目の前が霞むほどひどい被害を受けるようになった。

朝鮮半島でもとっくの昔に製鉄業や陶器造り、暖房用材、開墾で木を伐採していった。そ

れで森が喪失して、もはや回復不能な水準に陥っていた。宮崎は「北朝鮮＝産業資本による近代工業化以前の段階＝軽度の自然破壊」と判断したのだろうが、短絡的な見方である。そのような速断に走るのも、ほぼ無意識の層まで染み込んだマルクス主義の影響が認められよう。土壌の関係や寒冷気候の影響も大きいが、かの地はすでに森林伐採、自然破壊が完了済みである。食糧難の現在、北朝鮮は山の頂上まで至る所、畑を作り、逆にそれがまた山を荒らし洪水を引き起こして、むしろ慢性的な飢饉を長引かせている。全くの禿山である。そうであればこそ、日本各地の入会地や伊勢神宮のように計画的な植林と伐採を心がけるべきであった。日本は永らく精霊崇拜を維持した。[人里・村里－里山－内山－奥山－岳]という自然への意識はその一つの具体例である。人間の支配・管理する領域はせいぜい里山までである。それ以上の自然は、手をつけたい思想があった。それで自然が残った。(土俗信仰、神道、仏教が廃れ、村が崩壊した結果、自然を壊す傾向の最も顕著な時代が現代である。)ところが、朝鮮はいち早く自然の精霊崇拜(アニミズム)の時代が過ぎ去り、長年シャーマニズムを基盤にして強力な儒教に支配され続けた土地柄である。儒教は人と自然との関係ではなくて、人と人との間である社会のみを重視する。自然が消えていくのも当然の理である。

宮崎における心境の別的一端にも触れておかなくては、公正を欠く。すなわち彼は、イデオロギーに固執せず、自分の経験を大切に、そこから考える柔軟性を持っているようにも見える。一例を挙げると、次のような言葉が立証している。

『『ナウシカ』を終わらせようという時期に、ある人間にとっては転向と見えるのじゃないかというような考え方を僕はしました。マルクス主義ははっきり捨てましたからね。捨てざるをえなかったというか、これは間違

いだ、唯物史観も間違いだ、それでもものを見てはいけないというふうに決めましたから、これはちょっとしんどいんです。前のままの方が楽だって、今でも時々思います。」<sup>25)</sup>

諸現象をイデオロギーでかぶせて、理解することほど楽なことはない。それを捨てて、宮崎は東欧の体制危機やソ連崩壊の頃から自分の道を歩もうとする。従って、所沢における環境浄化の取り組みも、現在は政治色のない集まりを重視している。けれども、やはりこうしたイデオロギー偏向の残滓のような意見、それと絡み合っただけで旧社会主義圏についての無知も垣間見られる。

## 7. 宮崎の日本否定の意味

「日本という国が大嫌いで、日本人であることが恥ずかしくてたまらなかつた若い頃<sup>26)</sup>」の宮崎は、「自分が、国家としての日本と、風土としての日本を、分けて考えようと努力できるようになったのは、ほんの最近のことなのだ<sup>27)</sup>」と述べている。日本の国家に対する限り、嫌悪感を抱きながら、距離を置く点は80年代でも90年代でも同じである。敵対的な関係を保つだけだ。宮崎の偽らざる心境なのだろう。だが、現代のどの国の人間でも、特定の法治国家に帰属して、そこから逃避できない以上、ただ毛嫌いして、国家に背を向けていれば済むという問題ではない。この意味からは無国籍の国際人は存在しない。民主主義では言うまでもなく、各個人はその成員としての共同責任を負っている。それ故、国民はまず何よりも国家への帰属意識を持つべきである。その上で、傍観することなく、当事者意識をもって、国家や社会における諸課題に係わっていく覚悟が要請される。関与の姿勢を失えば、それこそ国家権力を行使する側の官僚や政治家、視野狭窄の利益団体、また国家意識の欠如した、つまりは国民軽視の国家公務員、イデオロギーに凝り固まった革命家、さらにその団体と結びついたジャーナリストなどが跋扈

して、自分たちの意のままに権力を振るうからである。

北朝鮮との国交樹立に血道をあげる外務省は、拉致被害者10人死亡で決着させる予定だったが、国民の異常な関心を無視できず、拉致に関する交渉が続いている。この無視できないことが民主主義の証しであろうが、この間、決着が付きそうになって、外務省高官はこれで障害がなくなると喜んだ。国民の不当な誘拐が「障害」だなどとよく考えられるものだ。戦後唯一最大の懸案をめぐって功名争いが、首相以下の政治家や役人、ブローカーの間で続いている。国交を結んだからと言って、両国の今の課題が動くわけではない。堂々とスパイが逃げ込む治外法権の大使館を提供するだけである。それもよいが、まず拉致事件の解決が不可欠である。外務省は国民の生命・財産を守る責務があるのに、運命共同体の意識が乏しく、とりわけ北朝鮮、中国、韓国との間で懸案が持ち上がると、必ずその圧力や意向を汲んで、それを自国民に押しつける。最近、さる文科省の高官が講演会で、自分は学生運動を通じて革命を試みたが、失敗したので、それでは今度は、国家の内部から変革を行なおうと、文科省に入省したのだと言いつつ放った。多分この人物は、国家転覆の革命に目覚めていたのだろうが、学生運動には積極的に関与していない。最前線の活動家であれば、警察および公安当局に把握されて、入省試験の最終チェックで公務員になれなかったはずである。きっと賢く立ち回った部類であろう。平和の配当である大正期に、社会主義が帝大その他の学校を通じて広まる。戦前戦後を通じて得て共鳴する学生には、多少の後ろめたさを感じるのか、地方の地主や金持ち階級の子弟が目立った。このように日本ではインテリゲンチヤの間で浸透していった。学習院大卒の宮崎も、その部類に入る。終戦直後の混乱期に、ある政党が暴力革命を想定して、「若者よ、体を鍛えておけ」と全国的に指令を発したことがあった。それを聞き付けた学生たちが、最高学府に通う

我々エリートを鉄砲の弾代わりに使うのかと憤り、肉体労働者とは違うぞと反発を強めた。そのため止むなく指令を撤回した。暴力革命とは流血に手を染めて、体ごと国家権力と対決するものである。しかも無産の貧しい労働者階級が主体的に行動決起するのである。日本では明治維新後、近代教育制度が整うと、知的エリートが台頭し、何事につけ、我々は別格であるとの奇妙な雰囲気が出来上がる。

民主主義は、全国民の多数決による総意で成り立つ。投票したって、政治は変わらない。政治家は汚い、だから嫌いだ、政治はもうどうでもよい。こういった無視の反応を繰り返していれば、国はロクな方向に向かわない。現在は人々が局外に身を置いて、公的機関や政治に無関心な時代だが、戦後の主流は国家との対決という形で国家を無視することがよいとされた。いずれの場合も、共同責任に悖る行為である。時代の申し子として宮崎も日本国を嫌い、日本人であることを恥じた。

「日本ではやっぱりなんかエキゾチックな気持ちを味わうというので、少しわかりやすくしようとするので、すぐヨーロッパになっちゃうんですよ。で、そういう通俗文化全体が持っている一種の文明開化以来のコンプレックスが絶対に影響してると思うんですよ<sup>28)</sup>」

往々にして宮崎が作品の舞台や人物設定に舶来品を好むことに関して、このように語るが、西洋趣味的な傾向の強い観客へ迎合するためとばかりは言えまい。これまでの論述から推察できようが、恐らく彼の深い信念に基づくのだろう。宮崎は政治的、民族的な面に留まらず、日本文化まで卑下する。

「日本が世界に誇れるものは〈自然と四季の変化の美しさ〉だけで、人間ばかりが多く、資源に乏しく、民度の低い四等国と大人たちは自嘲していた。日本の歴史は人民が弾圧さ

れ収奪されるだけの歴史であり、農村は貧困と無知と人権無視の温床であった。今なら美しいと感ぜられる農家の茅ぶき屋根も、ぼくには、その下がまるで闇の世界のように感じられて怖かった。映画を観れば、生きるにヘタな誠実な青年が、挫折と絶望にあえぐ姿に出会って、暗澹たる気持ちになった。川は澄み、水田は広がっていたが、それは貧しさの証明としか思えなかった。ぼくはいつの間にか日本がきらいな少年になっていた。<sup>29)</sup>」

ここでは、日本嫌いは心理的慄きと恐怖にも似た感情にまで高められる。宮崎は「人間ばかりが多く、資源に乏しく、民度の低い四等国と大人たちは自嘲していた」と述べるが、果たして「民度の低い四等国」などと、当時の大人つまり戦前派は、本気で思っていただろうか。人によっては敗戦後の自信喪失から、心底そう思った者もいようが、大体はそうしたマイナス面を発奮材料に変えていた。自己卑下といっても、日本のいい所はそれをわきまえて、克服に向かう点である。従って、逆説的な言い方だが、自己卑下することが自己卑下でなくなる。中韓の人間から見ると、謙遜し大言壮語を慎むために、日本人はスケールが小さく、法律の遵守を迫る人間、細かいことを詮索ばかりする人間だと見下される。逆に日本人は、大言壮語と露骨な高慢さを前面に立てた人間を見下すが、中国人はまさにその日本人氣質に、倭人そのものの証拠を見る。昨年、日本人20歳の平均身長が、中国人のそれよりも高くなったことに、中国人はショックを受けた。倭人（チビ）が大人の我々を追い抜いたというわけである。（「倭」とは「委細」「萎縮」に通じる言葉と見なされているが、本来の形象文字に立ち戻ると、鎌を持って「女」が「禾」稲を刈り取る様子が表現されている。弥生の日本人は元来、中国・江南の地にいた倭族の一部と見られる。北方の漢民族からの圧迫により、倭族は三方に逃れていったことが、民俗学的、考古学的知見から判明してきている。）

そこから日本人は個人的には能力がないのに、集団を形成して強さを発揮するという評に結びつく。「自己卑下」するから、個人が弱々しい印象を与えるのである。近隣に住む中韓の人間との間に、個人差がそれほどあるわけではない。自己反省という点で大陸的思考と島国的思考の差が出ているだけなのである。日本人は、スローガンのように平気で自己否定のようなことを口にし、それでいて案外、卑屈にはならない。その反省点を明るい希望で克服しようとするのである。戦後の経済躍進はそうした態度によって生み出されていく。

宮崎の眼には、「農家の茅ぶき屋根」の下で繰り広げられる日本人の日々の暮らしが、陰鬱な闇のように写ったと語るが、自分が日常浸っていた世界を、文明の闇のように否定できるとは尋常な神経とは思えない。『となりのトトロ』で父親役の声で出演した糸井重里は、「このへんないきものは、もう日本にはいないのです。たぶん」というコピーを作った。それを宮崎は「このへんないきものは、まだ日本にいます。たぶん」に変更した。宮崎のアニメ制作の手腕により、架空の生き物が巧みに描かれ、観客の子どもたちはつい本当にそれが実在するように感じた。このコピーは映画の方向性を示唆した。ところが、糸井によるコピー案の一つで「この時代を生きぬいたことは、はずかしいことではない」というのが創出されていた<sup>30)</sup>という。論者はそれを知ったとたん、びっくり仰天した。このキャッチコピーは映画館やパンフで見た記憶がないので、実際に世間に流れたかどうかは定かではない。この作品への宮崎の思いは昭和30年代の日本、とくには田園風景への讃歌なので、恥ずかしいとか恥ずかしくないとかといった次元の発想が出てくること自体、想像の埒外であった。糸井はコピーを案出する前に、いろいろと宮崎と話し合っているのだから、宮崎の思いの一端に触れたのかもしれない。そうすると、上記の日本否定的な引用<sup>29)</sup>は、相当重く受けとめる必要がある。基本的に彼には、日本

の風景が心醉できるようなものではないのである。『千と千尋の神隠し』から3年、『ハウルの動く城』は再び西洋世界に立ち戻った。長期的展望の中では、彼は明らかに脱日本思考である。そこに戦後派日本人の姿が見える。

茅ぶき屋根は、建物全体が自然の中に塗り込められたように落ち着いた空間を作り出す。この様式が鎌倉の円覚寺舍利殿に見られるように、日本の美感覚の粋、簡素美の所産であることは疑問を挟む余地がない。ところが、宮崎は茅ぶき屋根がありふれた日本の風景であるが故に、嫌悪の対象にする。ついでに言えば、イギリスにもこの種の建築物が存在する。シェイクスピアの妻アン・ハサウエイは小地主の裕福な家の出である。その実家が茅ぶき屋根の瀟洒な家屋なのである。今も観光スポットとして、多くの観光客を集めている。論者も、当地ストラトフォード・アポン・エイヴォンの近郊にある家屋を二度ほど訪問したが、そのつど故国日本にいるような、懐かしい気持ちが湧いてきた。宮崎自身、『千と千尋の神隠し』で「沼の底」にある銭婆の家には、イギリスの茅ぶき農家をモデルに使っている。多少は日本の美に目覚めた結果なのだろうか。いや、そうではあるまい。やはり銭婆の家の内部を映し出した映像は西洋趣味で飾り立てられ、銭婆の容貌、身なりは西洋風な顔立ちと服装で固めている。「ほら、あの人、ハイカラじゃないじゃない」－銭婆は双子の姉妹の片割れの湯婆婆を評して、このように仲の悪い原因を口にする。この作品世界には、和風の湯婆婆と洋風趣味の銭婆との対照的配置がなされている。

宮崎は、日本家屋が「今なら美しいと感ぜられる<sup>31)</sup>」と言うが、どうであろうか、額面通りには受け取れない。同じ茅ぶき屋根でも、日本のものは今でも嫌悪を催して不思議はない。論者の眼からは、いずれも茅ぶき建築の良さを感じる。懐かしさは、文化的普遍性に触れた反応によるのだろう。ただ、呼吸をするような歴史感覚で直覚的に捉えられるという点において、つ

まり理解が単なる知解を超えて感性に訴えるように行き届くという点において、舍利殿のほうももっと親近感を覚えるのだが……。しかしながら、日本の家屋は宮崎にとって、劣等文化の証拠のように感じられた。それ故に、その屋根の下で暮らす生活はことごとく陰惨であり、何の取り柄もない人生が続いているように思われた。この原体験の意味は揺るがないものがある。

嫌悪感から日本を見限るこの島国根性は、戦後とくに顕著な特徴の一つである。日本のこの点がダメだダメだと言い募っていると、反対に海外ではその点が理想的に実現されていると思ひ込む。海外事情にも精通せずに、実に短絡的に海外を美化する。また留学したからと言ってその地の実状を知らないままの人間はざらにいる。一例を挙げると、次のような金沢吉展の意見である。当時の米国はメキシコ国境で不法越境者の取り締まりを厳しく行い、カリフォルニア沖に出現した中国密航船に対し退去の実力行使に出ている。今もそうである。不正は許さないのである。この事実を傍らに見据えて読んで欲しい。金沢は「殻に閉じこもる日本人」と題して述べる。

「数年前、〈ベトナムからの移民だ〉と偽って中国人が日本に上陸したことがあります。このときは日本政府は、経済的理由で本国を逃れる人たちは難民として受け入れられないと、これらの中国人たちを送り返しました。私はこの時米国に住んでいましたが、この日本政府の処置に対して、米国内ではかなりの批判が起きました。確かに、難民に関する法律上は、迫害を受けずに経済的理由のみで国を逃れる人は難民という定義には含まれないのかもしれませんが。しかし、米国人の批判はそうした定義云々ではなく、自ら望んで苦しい航海の末やってきた人びとに対して門を閉ざし、しかも追い返すという考え方が理解できず、非人道的だと映ったのです。この背景には、移民の国である米国と、鎖国の

経験を持つ日本との相違もあるでしょう。しかしこの事件は、日本人が日本人以外の人びとに門戸を閉ざしている事実を、象徴的に表した出来事のように思われてなりません。<sup>32)</sup>」

戦前の日本人排斥を知らないと見える。米国社会の真相を調べもせず、おそらくは米国のパターン化された思考に毒され、鵜呑みにしたのだろう。キューバ人の経済的「亡命者」は、カストロ政権の体制を転覆させようという政治的意図から受け入れている。それは「米国の裏庭」である中南米の中で唯一反米政権の国だからである。カストロ打倒は、キューバに侵攻したケネディ以来の悲願である。日本の場合、専門的技術を持った外国人は受け入れている。単純労働者を入れないからと言って、閉鎖的と非難される筋合いはない。10年ぐらい前のロス暴動では、黒人と白人との抗争は激しくなかった。ベトナム派兵の見返りに韓国移民を受け入れたからである。というのも彼らを黒人地区と白人地区の間に入れて、体よく緩衝地区を設けたからである。黒人の鬱憤のはけ口が韓国人に向かった。これは米国人がよく使う手である。米国の先住民は土地を奪われ、飢餓に落とし込まれ、ほとんど全滅した。その後にはアイルランド移民、イタリア移民、中国移民、日本移民のように米国への移民はまず最底辺の職に就き、先に移民した者に奉仕する体制にある。それで国を維持してきた。日本とは歴史や国是が異なる。

大体、私たち島国の列島人はよほど慎重に見極めなければ、金沢のように海外の実状に疎くなりがちである。自己陶酔的に彼方を夢見る。「日本の常識は世界の非常識」などという決まり文句がしばしば援用されるように、自分の欠点を見詰めることが、ただちに海の彼方にその長所を認めることと連動する。二重三重の思い込みのなかに自らを囲い込む。その反動で、揺り戻しのような彼方無視もたまに起きる。そこで誤情報を注入されると、いとも簡単に本質的な認識が惑わされる。その上、現代は日本の伝

統や慣習、歴史や文化を不当に貶め、否定するという戦後イデオロギーの成果の上に築かれている。そのために、日本人の性向に複雑な屈折を招いている。

しかし、金沢の意見において最も看過できないのは、法治国家が法を破ってよいという安易な発想である。世界の総人口62億人のうち、中国人は12億人である。12億の民が将来、16億、20億と増加する。当然、大量の中国人が四方八方へと国境を越えて、世界にあふれ出す。人口の手薄なシベリアに現在、中国人の流入が増加の一途をたどっている。統治権を脅やかす事態になれば、中ソ対立の再現となりかねない。陸続きでない日本でも、中国人観光客が相変わらず途中で失跡して、不法残留化している。闇の部分の増大—この現実直面しても、なおも外務省は、中国人のビザなし渡航を容認する動きを示している。何でもありの中国人、大陸気風の社会が日本に移ってくるのである。今でもテレビで活躍の評論家が90年代初頭に、中国人の犯罪は国際化だから仕方がない、それよりも国内の犯罪、とくに暴力団などは厳しく取り締まるべきだと語っていた。見方によっては、逆差別的な言い方である。ヒューマニズム的な発言をしていけば、無難だと思ったのかもしれない。数万円の金銭を奪うために、一家を惨殺するような凶悪な中国人犯罪が増えた現在、福建組、北京組、広東組、香港組、東北（旧満州）組、マレーシア系などの闇の秘密結社が跋扈する現在、さすがにこのような見当外れな発言は憚れることだろう。秘密結社は世界中にネットワークを張りめぐらし、メンバーになれば世界中どこでも行け、食事の手配を受けられる。便利な組織だが、一度裏切ったり内部告発したり、脱会しようとする、この世から抹殺される。金沢の米国滞在当時でも、欧州の状態を把握していれば、このような愚かな発言は出てこないはずだ。

司馬遼太郎との対談で宮崎は、「中国情勢が心配だから、自衛隊を強化して武装難民を食い

止めようとか、くだらない妄想に突き動かされていると、もっとくだらないことになる<sup>33)</sup>」と語る。宮崎の発言は金沢の意見よりももっと極端である。自衛隊による国家社会の治安維持は日本国民への責務である。それを放棄して、武装難民を野放しにせよと言う。日本の美点は、心おきなくどの地域へも足を踏み入れられることにある。チャイナタウンが出来ても、魅力的な横浜中華街のように安心して通行できるような町なら歓迎だが、特殊な危険地帯ができないように願うばかりだ。新宿の危険な無法地帯化、強盗団の暗躍など犯罪の全国的な頻発を目の当たりにすると、未来をそう楽観視してもいられない。武装難民、ましてや中国の軍隊に対しては、国際法に則って毅然として阻止行動をしてもらいたい。先の中国原潜の領海侵犯事件で、原潜が領海を出てから安堵して、警備行動発令を出すぐらいだから、それも怪しいものだ。そうした配慮は日本を弱気と見なすだけで、さらに行動をエスカレートさせることは、砲艦外交的な中国の体質である。そのことが、なぜ解らないのか、不思議である。

もっとも、自衛隊の艦船は実地訓練以外は爆雷を搭載していない可能性、攻撃の内規を作っていない可能性もある。下手に接近すると、逆に攻撃を受けて護衛艦が危ない。北朝鮮のスパイ船2隻を追尾していたP3C警戒機は、北朝鮮から戦闘機2機が飛来したのを受けて、急遽引き返した。日本の戦闘機は、社会党などの反対で中空輸機を所有しないために、迎撃して帰還する燃料の補給ができないためだった。呆れ返る状態が日本の現状なのである。米ソ冷戦時代に領空侵犯のスクランブルをかけた自衛隊機には機銃弾やミサイルを搭載していなかった。ただ警告を発するだけで、何の効果もなかった。張り子の虎みたいなものである。勇敢な自衛隊機が攻撃体制で警告を発しながら避退行動を取り、基地に還って撮影した写真を見たところ、ソ連の爆撃機の銃口がビタリとこちらに向いていた。当の自衛隊員は思わず戦慄を覚え

た。非国際的な、つまりは国内法的な行動基準、言い換えると警察の正当防衛並みの発想を止めたとも聞いていないので、現在も変わっていないだろう。相手が射った場合は、どうかまず死んで下さい。先に射ったら、犯罪者として処罰しますよ、と言うことである。実際、昭和40年代に起きた瀬戸内のフェリー人質事件では、猟銃乱射の凶悪犯を射殺した時、その警察責任者が弁護団から殺人罪で訴えられた。

宮崎の「くだらない妄想に突き動かされると、もっとくだらないことになる」という件りが気になる。中国大陸で侵略戦争を始めるとでもいうのか、まさか。歴史的に人心がたえず荒廃している中国大陸みたいな地域、支配者階級は別にして、始終飢餓が発生してきたような資源の乏しい地域に出掛けて、何の益があるというのか。そのような国柄だから、社会主義の理念に燃えて、中国統一に向かったのには、人民の側に歴史的必然性があった。マルクスは大英博物館に日参して研究に没頭したが、よもや中国やロシアのような前近代的な農業国で革命が起こるなどとは想定していなかっただろう。彼の理論構築は当時の英国のような先進的資本主義体制を分析して、歴史的科学的な必然性として将来の体制崩壊を予見したからである。中国に君臨した共産党も今や利権と汚職にまみれ、収賄と横領の巢窟に成り果てている。共産党の存立意義はない。唯一対日勝利を声高に唱えているが、日本は重慶の蒋介石政府に降伏しており、当時の中国共産党はせいぜいゲリラ勢力であった。その功績は蒋介石に、いやもっと正確に言うと、米国を味方につけた宋美齡の手腕にあったと言うべきである。共産党はごく狭い解放区を確保しただけであった。

今の中国は前世紀30年代までの中国に逆戻りした。都市住民と農民の間で身分格差を固定化した。また民工の賃金上昇を抑えるために、不当な再雇用制を採っている。マルクスの経済理論によれば、資本による生産過程で、新たな「剰余価値」が発生するという。本来は労働力

による新たな価値創造である。資本家は、これを当然労働者に帰属させるべきところを、反対に搾取する。マルクスは私的所有の原因をここに求めた。このようにマルクス理論で糾弾する労働賃金の抑圧を、まさに共産党中国が率先して実施する。かくて最低賃金と、先進技術を持つ西側からの工場誘致とによって、安価すぎる製品が市場に出回り、世界を混乱に陥れている。地方と中央とを問わず、党の幹部とコネがつけば、一夜にして巨万の富を手にする。その代わり、壮絶な権力闘争でその幹部が敗北すれば、水泡に帰す。そこで万が一の保険にめぼしい幹部に賄賂を渡しておく。「中国人の命は世界一安い値段だ」と中国人がよく言うように、人口だけは巨大な大国である。それが天安門事件の折り、鄧小平が2万や3万の市民が死んでも、どういふこともないとの発言につながる。宮崎の突拍子もない発言－それこそ過去の大陸進出の正確な理解と反省が足りないのではないか。

中国は半植民地の被害国という印象が日本では強いが、ベトナムに言わせれば、中国は秦代から侵略を繰り返しており、2千数百年来の重しである。70年代にチベット侵略を敢行して、3千人の僧侶を殺害し、寺院を破壊した。鉄道敷設後は、チベット人およびチベット語が消滅するだろう。80年代にも中越戦争で懲罰だと宣言して、ベトナムに攻め込んでいる。だが、米国を負かしたベトナム軍は、苦もなく中国軍に勝利した。モスクワのコミンテル指導の共産主義歴史観に凝り固まっているから、血塗られた混乱中国への無知は致し方ない面がある。だが、そもそもあまりにも日本人は中国を知らなすぎる。昔から中国文化の上澄みだけを、しかも文物を通じてしか理解していないので、同文同種の邦みたいに中国へ共鳴するといった無理解が発生するのであろう。今後、重慶の反日暴動のようなものが日本国内で起きないとも限らない。日本社会の利益、安定維持という観点からは、不法滞在者には米国並みに厳格に対処してもらいたいと思う。

宮崎の「くだらない妄想」に関連して言えば、むしろ中国からの沖縄侵略があり得る。帝国主義は、外国に軍隊を派遣し、そこで統治権を確保しようとする。その意味において朝鮮で激突した日清戦争の結果、九州の中国領土化はできず、逆に帝国主義の中国は敗者の悲哀で半植民地化に拍車がかかった。戦争を仕掛けた日本は勝者になり、帝国主義の道を突き進んだ。現在は「攻守、所を変えて」、中国は覇権主義を唱えながら、対外進出を試みた19世紀後半の帝国主義的な時代に入っている。それは、機密戦略でも何でもなく、軍事白書に掲載されている。中国はチュオンサ（南沙）諸島でニセの石碑を沈めて、明代からの自国領の証拠にしようとしたところ、フィリピン海軍に発見され、謀略が暴露された。何でもありの平気な国である。東シナ海、南シナ海を内海化して、台湾を併合する。そして中国領土であった沖縄を奪還する。80年代の中国の留学生が主張していたが、沖縄は中国の領土であり、日本が奪い取ったと学校で教え込まれている。無用な摩擦を避ける日本が、国内石油会社の開発許可申請を約40年間保留をしている間に、条件を整えた中国は天然ガスの開発で、ためらうことなく実際行動に打って出た。東シナ海はすべて自分たちの領海であるという主張に基づく行動である。

台湾併合もいまだ未完だし日米同盟も機能しているのだから、シナリオ通り動けるかどうかは判らない。日本は安保条約で米国に頼り切っているが、果たしてどうか。条約では戦争勃発時に適切に処理すると、米国の手足が縛られないように曖昧に記載されている。中国が自分たちの国益だと思ったら、そちらにつくだろうし、また日本人が自らの国を守らないと判断すれば、日頃どんなに米国に協力していても、突き放されるだけだ。朝鮮戦争の介入の時がそうである。ソウルの漢江の南にある丘に視察で陣取ったマッカーサが、敗走してきた韓国軍兵士の目を見詰めて話を聞いた。そこで祖国のために戦う意志を見せたので、マッカーサは韓国と共に戦う

意志を固めて、本国に打電した。現在の韓国は反米親中親北のムードなので、米軍が韓国から撤兵する可能性も出てきた。北朝鮮が南進を決める要因となったアチソン声明の構想に戻ることもあり得る。世の中はきわめて厳しい現実の中で動いている。戦後50年はそういう意味では、日本にとって台風の目に入ったように幸運に恵まれていたのだ。一見、国際的な視野を持っているようで、私たちは「灯台下暗し」になっている。物事を正確に見極めずに事実誤認に走る。あるいは恰好よく観念的にか故意にか、海外を美化する。こうした姿勢が、とりわけ戦後派の平和ボケ的な特徴として挙げられる。

狭小な国土、過剰な人口、低い民度、貧弱な資源、民族的な戦争犯罪への引け目—こうした宮崎駿（戦後日本人）の自己分析は、今から振り返ると、どう表現していいかわからないほどに奇異な感覚に捉われる。同じ指摘項目が現在では、トランプの裏返しのように正反対の意味を帯びる場合が多いのだ。曰く、領海を含めて南北三千キロに及ぶ広大な領域、海岸線の長さが世界二位、均一で優秀な労働者の存在、勤勉で正直な国民性、人口過多によるGDP拡大への貢献、このようにプラス面が強調される。

ただし、戦争への罪悪感についてはトラウマとなって、自縄自縛の罫から抜け出せないでいる。そこをまた、したたかな中国がつけ込むのである。中韓には「その罪、九等に及ぶ」という言葉が生きている。政変によって権力を掌握すると、敵対関係にあった相手の墓を暴き、腐乱死体を焚刑に処してその灰を海に投棄する。このように地獄の底まで呪うといった行動は、日本人の発想では思いも及ばない。元寇で北部九州の人々が大勢、焼き打ち、強姦、殺戮、手の甲を釘打ちされての捕縛など残虐な目に遭った。それなのに、先に言及した円覚寺舍利殿では、時の執権・北条時宗が日本の民間人および将兵と共に、蒙古兵や高麗兵、旧南宋兵の位牌を立てて、毎日冥福を祈った。むろん、剛毅な時宗は超大国に向かって不退転の決意で挑み、

残念ながら心労で若死にしたが、生半可な指導者ではなかった。だが日本では、自分の命で罪をあがなった死者は、手厚く葬る風習があった。中韓では考えられない処置である。苛酷な大陸で少しでも温情な処置をとると、寝首をかかれる。大陸とそこを隔てた島国との開きは150キロ以上に大きい。歴史的な考察に基づけば、大陸とはほどほどに距離を取ったほうが無難である。中国人が靖国神社の一部にペンキをかけたり、中国政府が強く抗議したりする。靖国参拝への反応は、日本人には不可解な行動に見えるのであるが、彼らの発想では、戦犯は地獄の底まで呪い通さなくてはならない。

だがもう一つ、したたかな計算がその底意にうかがえる。中韓が騒げば、日本のマスコミなどが騒ぎ立てる。「反日的日本人」が社会の中核に躍り出た80年代初期にはその逆で、マスコミが謀略的な報道や事実と反した誤報道を意図的に流した。いまやその必要がないほど、条件反射的な騒ぎになる。知り合いの韓国人が、日本大使館に30人ぐらいが押し掛けただけで、日本のマスコミは大げさに報道すると言っていたが、きわめて意図的な面がある。そしてその騒ぎが日本政府の弱腰、技術援助、経済援助につながるのである。インドネシアのメガワティ前大統領が、なぜ日本は理由もなく中国に巨額のODAで支援するのか、まったく理解できないと先年述べていた。最近の動きはODA廃止の意向であるが、高慢な中国はそのような資金がなくても、自力更生でできると威張る一方で、廃止したら日中関係は壊れると脅す。また我々は戦争の賠償金を請求していないと、道義的な面に訴える。賠償請求権は蒋介石中国が放棄して、その後、日中国交時に共産中国も放棄して、決着をみた。ODAは大平内閣で中国の経済成長を援けるとの趣旨で開始された。全くの別物である。何でもありの行動で、かつ高飛車に出て絶対に譲歩や謝罪をしないのが中国である。その支援の金で中国はアフリカへの紐付きの援助を行い、台湾海峡に多数のミサイル基地

を作った。何のことはない、実質的に日本の支援が台湾を挟むようにミサイルを発射させた。要するに台湾と、併せて日本への威嚇をおこなったというわけである。

北京の駐在大使は、終戦内閣の陸相・阿南惟幾の子息に当たる外交官である。外務省の対中低姿勢外交は、内部のチャイナ・スクールと呼ばれる一派が一手に影響力を行使しているせいだという。もともと省内の中国語研修の集まりだったのが、徒党を組んで中国外交の方針を決定するほど力を持ったらしい。大使就任に当たってアグレマンを得ようとした時、中国は難色を示した。「その罪、九等に及ぶ」という原則から言うと当然である。侵略戦争の張本人の子息だから、就任などとんでもないことだろう。結局は、就任の運びになった。中国は憤怒を表明しながら、影ではさぞかしニンマリとほくそ笑んでいることだろう。贖罪を求めべき大使が赴任したからである。米国であれば、そのような負の遺産はないどころか、ローマの軍人貴族のように、名誉の士として迎えられたことだろう。陸相は敗戦の責めを負って、終戦時に切腹したからである。ルーズベルト大統領が新渡部稲造の『武士道』に感銘を受けたように、アメリカは立派な武士道の軍人を褒めたたえる気風がある。

中・韓国は日本のことを驚くほど知らない。また宮崎に見られるように、私たちが中国大陸や朝鮮半島の実態をあまりにも知らなすぎる。「朝鮮」が差別語だから使用しないようにと、したり顔で言い触らす愚かな日本人がいまでも大勢いる。確かに明の皇帝に選んでもらった国名ではあるが、そこには素晴らしい朝鮮文化や魅力的な人間が存在する。もっと隣国への知識を広げたらどうなのか。そういう信念を披露する日本人に限って、まったくの無知であるだけに、始末におえない。さて、ここまで僅少なながら、宮崎的な姿勢について問題提起のつもりで述べ、かつ若干の例を挙げてみた。

宮崎的姿勢を考察してみると、彼はもの心が

ついた頃からの皮膚感覚で率直に語っている。今の日本人は経済面ではそこまで歪にならない。だが、文化面は現在でもそれを引き摺っている。少なくとも邦画の不人気については、上記引用のような日本に対する印象、どこか陰気で冴えない映画という通念が幅を効かしている。完膚なきまでの敗戦とその後の米国による未曾有の占領統治が、深く自己否定と欧米礼賛（ドイツを除く）に突っ走る原因となった。あるいは帝国主義のトラウマや戦争の贖罪意識によって、中国や北朝鮮、韓国への盲目的な擦り寄りが社会の間で極端に進行した。またタブー視した形での東アジア礼賛が社会全体を覆う。こうしてみると、宮崎の発言は典型的な戦後派のものと言ってよい。

## 8. 宮崎における日本人としての劣等意識

宮崎の回想記述から、彼が戦記物に胸をわくわくさせて読み耽ったことを指摘できる。この宮崎少年のもう一つの特徴は、前節までの指摘と矛盾をきたすように思えるが、決してそうではない。平和のための市民による武力蜂起を肯定し、米帝国主義に抵抗する戦闘は大義を認める。非難すべきは日本国家の戦争発起や権力行使である。またせいぜい帝国主義の米国までである。戦争におけるナポレオンやジンギス汗、毛沢東の英雄的行為、また非国家的な暴力に類する個人レベルの腕力とか個別戦闘の実態とかへの傾倒は必ずしも悪いことではなかった。それは宮崎アニメの登場人物たちの性格づけとも重なる。宮崎アニメがやたらと戦闘シーンに凝るのは、幼少の頃からの読書趣味に関連しているよう。「僕は、戦争のことが好きなものですから、いろいろ読んでいます—それで『宮崎さん、戦争が好きなんですか』とか、いろんなことを聞かれますが、そういう時には、『エイズの研究者がエイズが好きだと思うか』とか、言いかえしたりしているんですけど—」<sup>34)</sup>。彼は、読んでいくにつれて、勝ち戦の自慢話の裏に隠された日本軍上層部の愚かさ<sup>34)</sup>に気づき始め、落

胆を味わう。

「ぼくの安っぽい民族主義は劣等コンプレックスにとって代わり、日本人嫌いの日本人になっていった。中国や朝鮮、東南アジアの国々への罪の意識におののき、自分の存在そのものも否定せざるをえない。心情的左翼になったが、献身すべき人民を見つけることもぼくにはできなかった。ところが、自分ではいくら陰々滅々の心算で、悩ましげに明治神宮の人気のない裏道を散策しても、ひょんなことで鏡を見ると、陽気で快活な自分の眼を発見して辟易としてしまう。何かを肯定したくてうずうずしている自分がいるのである。矛盾し、分裂し、根っ子を持たねばといいつつ、日本国と日本人とその歴史を嫌い、西欧やロシア、東欧の文物に憧れた。アニメーションの仕事に従事しつつも、外国を舞台にする作品を好んだ。日本を舞台にと思いつつも、民話、伝説、神話、すべてが好きになれなかったのだ。」<sup>35)</sup>

さらにこのように続ける。

「亀裂がしだいに深刻になっていったのは、作品のために外国にロケハンに行くようになってからであった。憧れたスイスの農村で、ぼくは東洋の短足の日本人であった。西欧の町角のガラスに写るうす汚い人影は、まぎれもなく日本人の自分だった。外国で日章旗を見ると嫌悪におそわれる日本人であった。」<sup>36)</sup>

「憧れたスイス」というのも、戦後派の符牒である。戦後、マッカーサーに「東洋のスイスタレ」と諭された。その意味するところは、周辺地域に軍事的脅威を与えず、そのためには武装解除と平和志向に徹し、農業国として自給自足の国を目指すべきだという点にあった。それで戦後日本人は、景色の素晴らしい平和国家スイスのイメージを築き上げ、憧れた。ところが、

事実は平和どころか、国民皆兵で、地雷や橋梁爆破の装置が仕掛けられ、トーチカや武器保管庫が各所に張り巡らされている。一大軍事要塞である。だからこそ、ドイツのヒトラーも費用対効果を考え、征服を諦めたのである。これなども、戦後派の虚妄観念を暴露する一例である。

明治期の漱石が英国留学中にも、日章旗云々は除き、宮崎が上で述べるのと同様な経験を吐露している。だが、そもそも地球の裏側の国々を基準に採り、徹底比較することが土台間違っている。卑近な例を挙げると、それは身長や肩幅も手足の長さも違う日本の女性が洋服の本場イタリアを訪れて、イタリア女性のドレスを買い、見せびらかすように着て喜ぶのに似ている。経済的恩恵を受けている当のイタリアの店員は、イタリア人でもないのに、と軽蔑の眼差しを浴びせる。泥田で這いずり回り、座敷で正座をしてきた日本人は、足の形と足運び、そのテンポからして、胡坐をかく遊牧民や牧畜民とは違うものなのである。ペタ擦り足の極端な蟹股か内股。自分の全身の真相は、客観的に眺めることが困難なので、なかなか見破られなくても、足元にはたやすく気づくはずである。そのような瞬間、「亀裂がしだいに深刻になっていった」宮崎は漱石と同じ心理プロセスをたどって、自信喪失から自己嫌悪に陥る。近代化した日本人、しかしその姿は完全に西洋人になり切れない。体型から始まって精神構造の点でも、中途半端な人間にすぎない。この自覚が「亀裂」を深めて、漱石風な表現を借りると、貧乏ゆすりをするのである。漱石は髭をたくわえ立派な顔つきをしており、日本人のなかでも堂々とした風采だと断言できる。その漱石にしてからが、このような有様だった。宮崎も同じ惨めな経験を味わった。そしてまた西洋の個人主義と日本の心情との板挟みで折り合いがつかず、苦悩した点は、明治の知識人も昭和時代の戦後における知識人も同じであった。

「宮沢賢治という人は、岩手の土の上に生きていたから、心のどこかでヨーロッパに憧れていて、憧れているけれど地面から離れないギリギリのところをやっているわけ。『銀河鉄道の夜』なんて読むと悲しくなるんですよ。あそこに出てくる主人公は、家に帰ると靴ぬいで上がってる感じがするんですね。そういうものは、ほくらは当然持つてらるだろうと思う。」<sup>37)</sup>

中途半端な生き方—これは近代日本人の悲哀である。だが一方で、古来の先人は文化受容の手管にたけていた。そのバランス感覚を心得ていれば、むやみに悲哀を感じることもないはずだ。ところが、明治以来、我を忘れた態度で右往左往している。確かに無理からぬところもある。奈良時代でも、室町時代でも密度の濃い文化受容であったが、ちろちろ流れて流入する状況にあった。それと比較すると、地球上の距離が縮まった幕末から明治の当時は帝国主義・植民地主義の最盛期だった。西洋の押し潰すような勢力の到来にもろに直面した。それだけ日本は切迫した時代状況に置かれていたと言えよう。「鷗外—ナウマン論争」で明らかのように、近代を理解する上で彼らの苦悩は不要なものとして断じてはならない。

ただ、身の処し方という観点に立てば、日本という国は伝統的に海の彼方から文物を受容して文化発展を遂げてきたのだから、今さらどうこう戸惑う必要もない。日本人には日本人の行き方があるのだ、と割り切れるかどうかで、コンプレックスの塊から進取の態度へと転換が可能となる。『となりのトトロ』はそういう割り切りから産み出される。「そういうものは、ほくらは当然持つてらるだろうと思う。でも、一番自分たちに正直に作っていくと、どうなるかなあとやった作品なんです。」<sup>38)</sup>「そういうもの」とは、西洋に憧れながら、現実には日本の風土を離れ切れない中途半端さのことである。シカゴの映画コラムニストのロジャー・エバートが

絶賛するごとく、『となりのトトロ』は、ひたすら善意の典型的な日本人たちが登場する世界なのである。確かにこれは、紛れもなく昭和30年代に実地に経験した生活に裏づけられて、成立した作品である。自然の素晴らしさも、その背景に見え隠れする。日本人が昔から生活の中で抱いていた「自然との共生」という意識が、みずみずしく具現化されていると言ってよい。比喩的な言い方をすれば、日本人には、日本人の体格と歩き方に合った着物とファッションのセンスがある。同様の言い方で、日本に特有な発想と生活感覚というものがあるはずである。何にせよ、そこを追求し続ける。その時、外国人の認める異文化性が確立する。既に述べた所であるが、いろいろな意味で日本的な『千と千尋の神隠し』がよい証拠である。

「心情的左翼」の自負心は、社会主義のメッカ・ソ連の崩壊や血を血で洗うようなユーゴ紛争を目の当たりにして、彼を硬直したテーゼから脱却させた。だからマンガ版のナウシカで、戦争というのは正義みたいな面があっても、ひとたび始めると、やがてどのような戦争でも腐敗してゆく、と告白させることができた。こうした柔軟さが「心情的左翼」たる特徴かもしれない。筋金入りの革命家であれば、どのような境遇になろうとも、一途に革命を目指す。「心情的左翼」宮崎は社会主義の幻想から覚醒する。それでも、日本嫌いは終始変わらない。それが作品の舞台を熱心に外国に求めた理由であった。しかし、日本の国で生活している限り、日本人的な感覚からは免れられない。出来上がった世界は外国のようであって、決して外国そのものではない。無国籍的な、一種独特の世界である。アメリカでもイギリスでもドイツでも、フランスでもない。第3節でも明らかにしたように、日本人が描く観念的な西洋であったことは留意すべきであろう。

日本嫌い一点張りの彼に転機を促したものの、それが30歳の頃に読んだ中尾佐助の『栽培植物と農耕の起源』だった。彼は語る。

「読み進むうちに、ぼくは自分の目が遙かな高みに引き上げられるのを感じた。風が吹きぬけていく。国家の枠も、民族の壁も、歴史の重苦しさも足下に遠ざかり、照葉樹林の森の生命のいぶきが、モチや納豆のネバネバ好きの自分に流れ込んでくる。散歩するのが好きだった明治神宮の森や、縄文中期に信州では農耕があったという仮説を唱えつけた藤森栄一への尊敬や、語り部の素質のある母親が、くりかえし聞かせてくれた山梨の山村の日常のことどもが、すべて一本に織りなされて、自分が何者の末裔なのかを教えてくれたのだった。ぼくに、ものの見方の出発点をこの本は与えてくれた。歴史についても、国土についても、国家についても、以前より<sup>40)</sup>ずっとわかるようになった。」

「照葉樹林」という用語が初めて使われたのが、中尾の上記の本であった。少年期から青年期にかけての宮崎は、戦後民主主義の教育の中で、日本の歴史や国民性に対する全否定を潜り抜ける手立てを持たない。

「すごい閉塞感があったんです。ところがそういうものを全部ひとまず置いて、突然自分を照葉樹林文化の中に解放することができたんですよ。(中略)戦争やったバカな日本人とか、朝鮮攻めた豊臣秀吉とか、大っきらいな『源氏物語』とか……そんなものを遙かに越えてね、自分の中に流れているものが照葉樹林につながってたんだとわかったときに、ものすごく気持ちがよくて、解放されたんですね。それからですよ、植物というのがどれほど大切に、風土の問題が自分たちにとって大事なものとわかったのは。その風土を壊してしまったら、ぼくにとって最後の日本人の引っかけがなくなっちゃうんです。<sup>41)</sup>」

先に引用した注35)の「根っ子を持たねば」

という宮崎の焦燥感は、縄文文化人とその周りを取り囲む照葉樹林の美しい姿が眼前で想像できた時、和らいだ。唾棄すべき日本の国家も忌まわしい日本の歴史も貧弱な国土も日本民族も消滅した。彼は世界に誇る女流宮廷人が書いた珠玉の長編叙事文学『源氏物語』について、嫌悪感を隠さない。なぜ嫌いなのか。解説を加えれば、紫式部の偉業も平安時代の貴族文化の基盤、「築地塀の中にある貴族の館」<sup>42)</sup>のような世界から生まれたからである。「平安」時代という、およそその名にふさわしくない秩序の乱れた不安な時代に、宮廷世界は世間を尻目に遊戯三昧に耽る別世界だった。律令政府は庶民の生活を顧みなかった。そのことを彼は非難する。明治大帝を祀った明治神宮も同じく断罪されるかと思いきや、全く異なる。散策場所の神宮の森は百年をかけて植生に合った植樹を行なって、照葉樹林の森を再現した場所だからである。明治天皇が存在しなければ、神宮の森も存在しない。その範囲内で是認と言って悪ければ、無視するのである。『となりのトトロ』でサツキたち親子が塚森の社ではなく、その傍らにそびえる大楠の神木に向かって礼拝するように、宮崎の意識内部に生じるのは個人崇拜ではなく、自然崇拜である。彼の日本回帰は、国家や人種は言うまでもなく、日本文化も一挙に跳び越えて、日本の自然と風土に落ち着くのである。それが「無国籍人間」への移行を押し留めた。

山梨の山村生活は母親によく聞かされていた情景である。その土地には縄文文化の名残が色濃く保存されている。縄文にゆかりのものが何よりも、宮崎に対して縄文文化の民の末裔であることを自覚させてくれた。それで彼は、日本人としての人種の形質の劣等意識から転換できたのであると告げる。

「日本の歴史の中で人びとが一番安定しておだやかに生きられたのはどうも縄文時代じゃないか。(略)政府もなく国家もなく、あれだけ豊富な石器類の中から武器なんか出て

こないとこみれば、戦争だってなかったんだ。マガマガしい大きなミイラとか、腕にはめたら絶対痛くなる腕輪とか、そんなもの—ようにするに恐ろしい呪術めいた宗教も出てこない。もっとこう、素朴なアニミズムだったろう。その先と後の時代に比べれば、きわめて平和で豊かな人間の個性のツブも大きかった、そう思いたいです。」<sup>43)</sup>

ここに、宮崎駿にとっての「自然環境」の問題における原点が存在する。持ち得た新たな視点から宮崎は、日本に向かって斬り込んでいった。その姿勢から、正統な歴史の軽視と自然保全に焦点を当てた『もののけ姫』が結実した。

## 9. 戦後を脱皮して

マルクス主義の理想に燃えていた宮崎は、90年代に入ってソ連の崩壊ならびに東欧の民主化を経験する。共産主義国建設という壮大な歴史の実験が間違いだったという事実が、面前に突き付けられたのだった。私たちは第二次大戦の惨禍をよく言い立てるが、この百年、共産革命とその支配によって死んだ人は、想像を絶する数に達した。戦後の日本では、少しずつ歪みと矛盾を抱えながらも、経済面では順調に推移した。そのことに何か不満を感じて、1992年の宮崎はこう語る。

「ある日ドカーンとなにかがはじけて、文明が一挙に滅びたり、東京に再び関東大震災がきて、一面焼けの原になったりとか、それが現実にきたら、阿鼻叫喚、ひどいことになると思うけれども、どこかでみんなそうになったらせいせいするだろうなという、願望があったと思う。一種、終末観すら甘美だったんですよ。」<sup>44)</sup>

次の発展のステップに上昇する代わりに、戦後に達成した基礎を壊すことに傾斜する。革命的な出直しを念頭に置いてのことだろうが、こ

の破壊本能のような言い方は、幸せの土台を幸せであるが故に望まない、貧乏人根性とも言うべき代物である。高度成長期以来、この種の発言が時々聞かれたことを記憶する。果たして、焼けの原状態を願っていた者が何人いただろうか。そうした贅沢な思いを抱いた者は、自由業の人間だけである。大半は日々、生活の資を稼ぐことに地道に心を砕いた。

人間は一個人として個-種-類という三契機を調和的に保つ。これが、人類の歴史的歩みの中から獲得してきた結論である。少なくともそのことを配慮しながら、自己の人生を歩むのが現代人のあり方である、と論者は考える。この見地から眺めると、宮崎は国家という種を革命的に抹殺し、個と類において生きようとする。『風の谷のナウシカ』のメッセージは、典型的にそこに人類の理想を求めた。平和的に身を挺して、地球を滅亡から守る。個人の立場でナウシカが活躍することに眼目があった。現代日本では、真の個が確立されているとは到底思えないが、盛んに喧伝されている。さらなる段階では〈individe〉な個人 (individual、Individuum) を男性と女性に分割し、その上で男性原理と女性原理の差異を、身体的差異すら徹底的に解消しようとする運動が現われている。それは「男女共同社会参画」とは根本的に趣旨が異なるもので、いわば男女の性差から脱皮した「中性人間」の登場を指向するものである。宮崎監督は、時代の先端的な空気を察して、男まさりのナウシカを主人公にした。彼女は時に男の子のようでもあれば、時に女の子のようでもある。個こそは彼にとって重要な概念であった。

ソ連崩壊と共に、革命的終末観は潰え去った。このことは、とくに戦後派日本人に戦後の総決算を迫ったということである。宮崎は思想的な支柱を奪われて、以後どういうあり方を選んだのか？「類的な理想」はどうなったのか？ 中年の豚を主人公にした『紅の豚』で、その宣言を具体化した。この作品に対しては「九十年代の問題に取り組む前の覚悟の問題みたいな、モ

ラトリウム作品だというふうに思っていますけどね』と告白するように、将来展望の決意を作品にこめた。つまり社会主義からの転向を図りながら、『『オレは最後のあかになるぞ』っていう感じで、一匹だけで飛んでる豚になっちゃった(笑)。』<sup>46)</sup> というものである。このニヒリズム的な決意は、以後の宮崎の生き方を端的に表現している。人間は愚かなことをやりながら、現実感をもって生きていくしかない。だからと言って、『理想のない現実主義者』<sup>47)</sup> にはなりたくない。豚は空と海が交差し、あるかないかわからない水平線を目指して、飛んでいくのである。水平線とは、社会主義や古典的フランス革命で理想として掲げた人間の尊厳や愛、平和などを意味する。宮崎の特長として、皮膚感覚的な反応で現代を嗅ぎ取る能力を挙げてよい。そして彼の素晴らしい所は、現実感覚や思想的な理想と格闘し、苦悶して体感したものをアニメ映像に表現することにある。映像表現の手腕こそは、彼の真骨頂といえる。私たち観客はそこに魅了されるのである。分析検討してわかることだが、彼の思想はさして深いものではない。それでも、日本の世相がそれに反映するのである。無意識にも作品に織り込まれて、一つのエンターテインメントに変わる瞬間、その思想は優れた映像の独創性を発揮する。これがあ限り、宮崎アニメを真正面から受けとめるべきなのである。

## 注

- 1) 拙論「宮崎駿にみる〈自然環境〉への眼差し」(所収、菅野孝彦・三宅光一『ホメオスタシスへのゆくえ-環境問題の読み解き』東海大学出版会 2004年) 141~195頁。
- 2) フィリップ・クリスタン「ヨーロッパはいかに宮崎駿を受容したか」福田圭文訳(所収、『ユリイカ 8月臨時増刊号 宮崎駿の世界』青土社 2004年) 179頁。
- 3) 拙論「サイパン、その攻防の戦い(その二)」

- (所収、『常磐大学短期大学部研究紀要』第25号 1996年) 40～41頁。
- 4) 宮崎駿『出発点 [1979～1996]』(以下『出発点』と略記) 徳間書店 1996年、290～291頁。
  - 5) 近頃、当作品が日本で公開された。その内容はイラク戦争と老いという課題、さらには家族崩壊から擬似家族形成の問題を強く印象づけるものだった。子ども向けアニメからは離れて、『紅の豚』と同様に宮崎自身の立場をもろに打ち出している。子どもの観客は期待を裏切られると思われる。
  - 6) アニメ映画版と異なって、マンガ版ではジルは病床で自然死を迎えるといった扱いである。参照、宮崎駿『風の谷のナウシカ』第2巻、徳間書店 2003年、90～92頁。単線的に明確化を要求されるアニメ映画にあっては、この場面でナウシカの複雑な性格を象徴的に表現した。
  - 7) 宮崎駿『風の帰る場所 ナウシカから千尋までの軌跡』(以下『風の帰る場所』と略記) ロッキング・オン社 2002年、60～61頁。
  - 8) 同上書61頁。
  - 9) 平成16年3月19日づけ産経新聞朝刊の28面に掲載。
  - 10) 大塚康生『作画汗まみれ』徳間書店 2001年、225頁。
  - 11) 草薙聡志『アメリカで日本のアニメは、どう見られてきたか?』徳間書店 2003年、267頁。
  - 12) 同上書222～223頁。
  - 13) 白善燁『若き将軍の朝鮮戦争』草思社 2000年、88頁。
  - 14) 宮崎駿『風の帰る場所』35頁。
  - 15) 同上書同頁。
  - 16) Jill P. May: Children's Literature & Critical Theory, New York/Oxford, Oxford University Press 1995, P.96
  - 17) ibid., P.94
  - 18) 宮崎駿『風の帰る場所』36頁。
  - 19) 宮崎駿『出発点』290頁。
  - 20) 宮崎駿『風の帰る場所』109頁。
  - 21) 同上書109～110頁。
  - 22) 共著『ホメオスタシスのゆくえー環境問題の読み解き』83～87頁。
  - 23) 切通理作『宮崎駿の〈世界〉』筑摩書房 2002年、63頁。
  - 24) 宮崎駿「引き裂かれながら生きていく存在のために」(所収、『ユリイカ 8月臨時増刊号 宮崎駿の世界』) 43頁。
  - 25) 宮崎駿『出発点』526頁。
  - 26) 同上書290頁。
  - 27) 同上書同頁。
  - 28) 宮崎駿『風の帰る場所』47頁。
  - 29) 宮崎駿『出発点』265頁。
  - 30) 切通理作『宮崎駿の〈世界〉』38頁。
  - 31) 宮崎駿『出発点』265頁。
  - 32) 金沢吉展『異文化とつき合うための心理学』誠信書房 1997年、15頁。
  - 33) 宮崎駿『出発点』385頁。
  - 34) 同上書529頁。
  - 35) 同上書266頁。
  - 36) 同上書同頁。
  - 37) 同上書490頁。
  - 38) 同上書同頁。
  - 39) 草薙聡志『アメリカで日本のアニメは、どう見られてきたか?』215頁。
  - 40) 宮崎駿『出発点』267頁。
  - 41) 同上書492頁。
  - 42) 同上書386頁。
  - 43) 同上書261頁。
  - 44) 同上書519頁。
  - 45) 宮崎駿『風の帰る場所』94頁。
  - 46) 同上書96頁。
  - 47) 同上書101頁。

# サイバースペースにおける問題 —国境を意識しない紛争の法的諸問題—

松 井 志菜子\*

Issue of Law at Cyberspace

MATSUI Shinako\*

In the modern society, technology of internet develops rapidly and international electronic commerce increases. There are many problems of electronic certification and criminal issues. After cold war between the East and the West, the globalization spread out in the world. Many countries in European Union (EU) and Asia, person, thing, fund and service move dynamically. Human Life of the modern society is related with foreign countries closely. It is necessary to settle a lot of dispute of intellectual property rights, patent rights and copyrights. Many countries in the world will be required to share policy measures and make a legal system and a unification administration system.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.33)

## 1. はじめに

インターネットの技術の急速な発展により、国際的相殺や金融機関を通さない資金調達、貿易決済が行われている。また個人間、法人間の電子マネーによる決済（電子商取引）に係わる認証の問題や犯罪も加速度的に増大している。国際的な商取引における電子決済による法的な対処が後手に回る領域である。

東西冷戦を終え、欧州連合（EU）の活発な活動に伴い、人、物、資金が流動し、世界経済

がダイナミックに躍動している。アジアにおいても経済や産業の発展に伴い人的交流、物流の国際化が進んでいる。現代社会の私たちの生活は外国との関係を切り離しては考えられない。そして国際売買、ベンチャー・ビジネスの増大に伴い、軋轢も生じている。

国境を越えた高速度の国際通信網の発達による不特定多数を対象とした事件が起き、特許権や著作権など知的財産権がらみの軋轢も起きている。高速通信情報網による不特定多数を対象とした、国境概念が入る余地の無い予期せぬ事態に対する対応も早急に採らなくてはならない。一国的な問題処理だけでは真の解決にはならず、また法的措置も紛争を取り巻く様々な分野の知識、技術的な進歩なしには語れない間

2004年10月28日受付

\*MATSUI Shinako キャリア教養学科・非常勤講師（民法）

題である。

これからは後追い立法ではなく、立法の先行化、ビジョンを積極的に示すことが必要である。法的な措置は予防的、政策的な対処が必要であり、国境を超えた刑事的な罰則、取締り、広域な統一管理システムが不可欠であろう。各国あるいは各地域の利害関係が絡み、生活環境の程度の差、経済力の差、政治体制の違いが複雑に絡んでくる。公平、正義を追求し、裁判の衡平、判決の調和を実現するかは、各国の情勢や価値観にも左右される。

この意味では法政策的にも憲法、民法、刑法といった縦割りを越えて、グローバルな視点が必要である。異分野との交流や産学連携による情報の正確性を高め、発想の転換を図る必要がある。新機軸で研究の成果を挙げていかなければならない。国境を越えたユニバーサルな視点から紛争の事前予防、国際刑事事件（犯罪）の未然防止、科学、技術を推進する研究者や企業側への規制や罰則、事後の迅速な対応として、法政策が可及的速やかに示されなければならない。

## 2. インターネットの発展

インターネットはアメリカ合衆国における1969年国防総省の Arpanet Project に始まる。当初は数校の大学間を繋ぐだけのものであった。その後、アメリカ合衆国内のみならず世界各地の研究機関に接続を伸ばし、教育機関の大学や研究機関の研究者を中心に急速にネットワークを拡大した。利用は科学的技術的学術的なネットワークに限られ、アメリカ合衆国の全米科学技術財団（NSF）が管理運営した。

1990年代にはその効用の大きさと無限の可能性に着目した商業ベースや一般個人が参入し、サイバースペース（cyberspace）空間が一気に地球全体に広がる。サイバースペースはSF作家ウィリアム・ギブソンがSF小説「ニュー・ロマンサー」で、コンピューター・ネットワーク空間を表す概念として用いたと言われ

る。最近ではインターネットなどによる高速度情報通信網による新しいコミュニケーション・ネットワーク世界を指す。

では管理運営をどこが行うかという、統一的な組織や機関が整備されていない状況である。国境を越えた技術面、法的側面からの統一的な規則作りが必要である。瞬時に情報が世界を駆け巡り、便利であればある程、それを使う側にモラルと自制が求められる。

法規制に関しては、インターネット上の取引や情報は仮想のものではなく、現実にはインターネットを媒介とした電子商取引や情報交換である。従来の取引（売買契約取引）における決済方法を用いず、電子マネーによる決済を用い、認証に関する問題も起きている。また情報の発信源の特定に時間がかかることを悪用した犯罪も多い。

欧州連合（EU）の欧州委員会は、1996年10月16日のインターネット上の違法、有害な内容に関しオフラインで違法なものはオンラインでも違法である（what is illegal offline, remains illegal online）とした。わが国の1996年12月の郵政省の報告書もインターネット上の情報流通に対し現実社会の法規則を適用すべきであるとした<sup>(1)</sup>。

サイバースペースに関する立法として電子ネットワークにおけるデジタル著作物の流通を盛り込んだWIPO条約が1996年6月制定された。欧州連合（EU）は、1998年に情報社会の領域における新たな規制として、欧州委員会に対する事前通知を義務付け、他のEU加盟国の規制との整合性を図ろうとした。

わが国も1997年以来、WIPO条約批准、著作権法改正に始まり、1999年不正アクセス禁止法制定、2000年電子署名および認証業務に関する法律の制定、2001年民法の特別法である「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」の制定など急速にサイバースペース（cyberspace）関連法の立法、改正をしている。

### 3. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT基本法)

インターネットを介在する国際取引や情報通信に係わるネットワーク全体の管理運営する統一的な組織や機関は存在しない。全体を管理する組織や機関があれば、加入や脱退の契約締結、遵守規定を作成できる。しかし世界中に張り巡らされたネットワーク網に法的措置を徹底し、監視監督体制を作ることは実効性に困難を伴う。

ネット取引は国境概念を観念しないネットワーク網を用い、瞬時に大量の情報量の伝達を可能とする。利用者の匿名性など場所的な関連性が希薄であり、利用者（発信者や受信者）、特に受信者の特定は不可能に近いし、犯罪捜査上も手間取ることも多い。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下、IT基本法）は、急速なインターネットが発展する中、その無限の可能性に国家規模で取り組んだアメリカ合衆国やインド、韓国などに次ぎ、わが国政府が国家プロジェクトとして取り組んだものである。教育の現場におけるコンピュータ技術の活用のため、人材育成と普及活動を徹底した。

ネットワークは特許の電子出願にも活用されている。わが国の場合、先に出願した人に対して特許を与える先願主義を採るため、時間的な先後関係が重要な要件となること、また利便性などの理由から早くから利用している。また住民基本台帳など国民が直接に関係する行政活動にも情報を電子化し、全国ネットをオンラインで繋ぎ、情報ネットワークの効率化を図っている。世界の動きに遅れまいとするIT基本法は、2000年11月29日に国会で可決成立し、2001年1月6日に施行した。

IT基本法は「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進すること」を目的とする（第1条）。そして第2条は「高度情報通信ネットワーク社会」を、

「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と定義する。インターネットを高度情報通信ネットワーク社会における代表的なものとして捉えている。IT基本法は電子商取引や消費者取引、地方自治、行政手続など広域を網羅的に想定する。

### 4. サイバースペース上の取引の法律関係

#### (1) 準拠法

国境を超えた取引紛争には各国あるいは各地域の国内法である国際私法を用い不法行為や債務不履行事案に適用する準拠法を選択していた。しかし各国あるいは各地域の法体制は異なり、規制する対象も程度もまちまちである。特にサイバースペースをめぐる情報通信分野は、その国の高速情報通信ネットワーク社会の形成の醸成度合いにより状況が異なる。準拠法を選択如何により結論（判決）が大きく異なることもある。

高速情報通信ネットワークの発展やサイバースペース関連の法整備が遅れている、あるいは、サイバースペース関連法自体を観念できない国や地域の場合には、不法行為や犯罪の予防措置や防止対策、罰則規定は不備であることが多い。まして立法による被害者対策や被害者救済措置対策には遠く及ばない。これは先進工業国に公害規制の立法や政策的な予防措置や罰則規定の規定がある場合でも、公害発生源を観念しえない農業立国においては立法自体の必要性が希薄であるため、法自体が存在しない場合があるのと同様に考えられる。実際に被害が及ぶのは河川下流域の農業国の土壌や作物である。大気汚染が予想外の遠隔地に影響を及ぼす公害問題と同様に、被害は法的保護の薄いところに発生する場合に問題となる。

#### (2) 国際裁判管轄権

サイバースペースの問題は、情報が瞬時に世

界を駆け巡るのに対して、発信地や発信者の特定には時間がかかる。悪意ある場合、その間に発信者の存在自体をサイバースペース空間から抹消することもできる。裁判に訴えたくても発信者が特定できた頃には発信地にも、被害が発生した国あるいは地域にも居なくて、現実問題として相手方に訴状の届かない状態になりかねない。

一般的に、民事紛争事件における被害者（原告）が加害者（被告）に訴えの提起をする場合、どの裁判所に対して訴え提起するかという裁判管轄権の問題がある。義務履行地の裁判所か不法行為地の裁判所であるのか。国内の事案であれば東京地方裁判所に管轄権があるのか、札幌地方裁判所にあるかといった問題である。

しかしサイバースペース上の法律事案は、国境概念を超えた法律関係であるため、当事者が複数国にまたがる場合が殆どである。すなわちサイバースペース上の法律事案は、正に国際私法を適用する渉外的事案である。国際私法の取り扱う事案においては、裁判管轄権はどこの国が有するのかという国際裁判管轄権の問題と、どの国の法律が準拠法となるのかという重要な問題が生じることになる。

### (3) 外国判決の承認、執行

外国の裁判所による判決の場合、承認、執行の問題がある。判決内容の執行である。外国の裁判所が出した判決をわが国内において執行するには、わが国内の裁判所の執行判決を得る必要がある。外国判決は必ずしもわが国でそのまま承認、執行する訳ではない。

例えばアメリカ合衆国の裁判事例では、ペナルティ的な意味合いで実損害額以上に懲罰的損害賠償請求を認める場合がある。この懲罰的損害賠償を認める判決に対し、わが国では公序に反するとして執行判決を認めない事例がある（最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁）。これはアメリカ合衆国は政府利益や法政策を重視するなど、各国によって法秩序や法制度が異なり、判決の執行に不具合が生じるからである。

また昨今、特許関連も激しい訴訟合戦が起きている。わが国の特許は属地主義を採り、特許に関する権利侵害に関する訴えは国内のみ有効である。しかしアメリカ合衆国では域外適用を認め、アメリカ合衆国向けの商品販売行為を特許権侵害行為として差し止めたり、アメリカ合衆国国内で外国の特許を侵害する行為を特許権侵害行為とすることができる。各々の法秩序、法制度の中では統一性が取れていても、他の法秩序、法制度とは齟齬が生じる。如何に妥当な結論に導き、判決の国際的な調和を図るかが問題である。以下、もう少し詳しく見ていこう。

## 5. 国際裁判管轄権

わが国内に関する事案における裁判管轄権については民事訴訟法に規定がある。しかし、上記で述べた様な国際的な渉外的事案の管轄権、すなわち国際裁判管轄権については、直接規定する法規がないこと、また他に依るべき条約や一般的に承認された明確な国際法上の原則も未だ確立していない現状においては、当事者間の公平、裁判の適正、迅速を期する理念により条理に従い決定するのが相当であるとした最高裁判例がある。（マレーシア航空事件判決。最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁）。

国際裁判管轄権については、かつて逆推知説があった。これはわが国内に民事訴訟法が規定する土地管轄規定がある、すなわち裁判籍が認められる場合には、わが国の国際裁判管轄権も逆に推知しうるとする説である。確かにドイツの様に民事訴訟法の土地管轄規定を国際裁判管轄権をも規定すると解する国もある。

しかし、最判平成9年11月11日（民集51巻10号4055頁）において、「当事者の公平、裁判の適正、迅速を期する理念に反する」として、わが国の国際裁判管轄権を否定した事案がある。マレーシア航空事件判決は民事訴訟法の土地管轄規定が直ちに条理の内容を示すように判示した。その後続いた下級審の裁判例においては、「当事者の公平、裁判の適正、迅速を期する」

という民事訴訟法の基本理念に著しく反する結果をもたらす「特段の事情」が存在する場合には、わが国の裁判管轄権を例外的に否定する判決が続いた（東京地裁判例昭和59年3月27日下民集35巻1～4号110頁。管轄肯定事例）（東京地裁判例昭和61年6月20日判例時報1196号87頁。管轄否定事例）。これらの下級審の裁判例は、マレーシア航空事件判決における民事訴訟法の土地管轄規定を条理の内容として適用した場合に生じる不当な結果を回避するために、個々の事案に応じて修正したものと言えよう。

すなわち民事訴訟法の土地管轄規定をもって条理の内容とする考え方には問題点があった。適当ではない場合（第4条第2項、第5項）や、渉外的事案の場合には修正が必要な場合（第5条第4号）、また民事訴訟法以外にも国際裁判管轄権を認める場合があるなどである。次第に民事訴訟法の規定を国際的な裁判管轄の配分、各国の裁判機能の配分という観点から見直そうという考え方（管轄配分説）が出てきた。インターネット関連の事案において国際裁判管轄権が争点となった事案は今のところない。渉外的事案に関し、国内の事案に適用される移送制度がないため、管轄配分説を採りつつ、「特段の事情」による修正を認めるか否かは議論がある。

因みにアメリカ合衆国はフォーラム・ノン・コンヴィニエンス（forum non conveniens）の法理を認める。この法理はその州に管轄権が認められる場合に、他に管轄権を有する法廷地があり、その方が便宜である場合には、その州の裁判管轄権（jurisdiction）<sup>(2)</sup>の行使を差し控え、訴えを却下または中止するというものである。またアメリカ合衆国など英米法系諸国に見られるドミサイル（domicil）<sup>(3)</sup>があれば対人管轄権（jurisdiction in personam）を認める場合、また Long Arm Statutes 法という各州法により、その州の非居住者であったとしても、その州と minimum contact（最小限の関係）があれば対人管轄権を認める場合がある。

サイバースペース事案としては、ペンシルバ

ニア州のライター製造業者がカルフォルニア州の会社をドメイン名に Zippo の文字を使用し、インターネット・ニュースの配信をしたことに対し、商標侵害で提訴した Zippo 事件判決（Zippo Manufacturing Company v. Zippo Dot Com, Inc. Civil Action No. 96-397（W. D. Penn. Jan. 16, 1997））がある。裁判所はインターネットを介する情報発信はアクセス可能であるか否かにより管轄権を判断すべきではない。サイトの双方向性や情報交換の商業的性格により決定すべきであるとし管轄権を認めた。

サイバースペース上の紛争は新しい領域であり、各国の統一的な法制度の整備が伴っていない状態である。当事者間の公平、裁判の適正、迅速を期する理念に合致すべく、また判決の国際的調和を図るため、個々の事案毎に行われる裁判所あるいは裁判官の判断が不備を補っている状態である。しかし判決の公正や予測可能性、法的安定性、また裁判官の負担を減らし、客観的なアプローチを充実し、手続の公正を確保するため、今後の条約などによる統一的な解決を各国は模索している。

サイバースペースの分野の法的整備は法律家のみならず、最新技術を駆使した技術者の提言や参画が必要であると考えられる。立法措置の先行による新しい秩序の構築が、技術者や科学者の発想の転換に期待する領域は多い。サイバースペース分野、遺伝子研究分野、宇宙開発分野、環境破壊や環境汚染分野、食の安全、食物連鎖の分野等、あらゆる分野の科学の発達と技術開発の進展に期待する部分は多い。

## 6. 準拠法

国際裁判管轄権が決定した後の「手続は法廷地法による」ことは一般的に認められている。法廷地法による性質決定をし、連結のカテゴリーに分類、連結点から準拠法を決定するという国際私法の基本テーゼの流れに乗ることになる。

## 7. 管轄合意

国際取引契約において当事者双方の合意による管轄合意条項がある場合、国際裁判管轄権についての規定がないことから有効性が問題となる。

最高裁判所は、最高裁判所判決昭和50年11月28日(民集29巻10号1554頁)において、特定の外国裁判所だけを第一審の管轄裁判所とする専属的な裁判管轄合意について、①当該事案がわが国の裁判権に専属的に属さない、②指定の外国裁判所が当該事案に対して管轄権を有する場合には有効とした。

ではサイバースペース上の取引、例えば電子商取引においては有効であろうか。民事訴訟法第11条第2項が管轄合意に書面を要すると規定することから問題となる。サイバースペース上の取引に書面を要求することは馴染まない。特に電子商取引においては管轄合意が真の当事者の意思であるか否かの確認が、合意の電子情報の暗号化や認証方法の安全性を高めなければ確定できる状態にはないことから合意の有効性を認めるまでには至っていない。

## 8. 準拠法の選択

渉外的事案における契約には当事者自治の原則が妥当する(法例第7条第1項)。契約は当事者の意思により形成するという契約自由の原則を渉外的事案に反映したものである。当事者の意思が明らかでない場合には法例第7条第2項の行為地法にいく前に、黙示の意思を探求するのが通常である。黙示の意思は、当事者の国籍、ドミサイル(domicil)、常居所地、契約の種類、契約内容、取引慣行、営業所在地、契約締結地、義務履行地、目的物の所在地、国際裁判管轄権の合意、契約書の使用言語、契約の支払い通貨の種類などを総合して捉え、当該取引と最も密接な関連を有する国あるいは地域の法を適用する暗黙の了解や慣習があったかを探求する。

電子商取引の場合、当事者の国籍、ドミサイル(domicil)、常居所地は、その特定にどれ程の重要性があるかは疑問である。情報がWeb上にあることは世界のどこからでもアクセス可能であり、最も密接な関連法の要素として考慮する理由としてはやや希薄である。また契約締結地、義務履行地の特定も隔地者間取引であり、ネット取引の性質上、特定は難しい。契約書の使用言語、契約の支払い通貨の種類などは二次的な要素であるが、電子マネーによる決済の場合には、どこの国の通貨による決済なのか、またその通貨の使用国あるいは地域の法秩序との関連というよりは、認証機関による認証や決済の実効性が重要な問題となるであろう。最も密接な関連法の探索は意外と難しいことになる。

では当事者の合意による準拠法選択はどのような場合であっても有効であろうか。先に述べたアメリカ合衆国の懲罰的損害賠償は、わが国の公序に反するとして外国判決の執行を実損害額までしか認めていない。また労働契約などのいわゆる弱者保護規定に関連する法規を有する契約や消費者法の様に社会的、経済的な秩序維持に関する強行的法規が存在する分野は法廷地の強行的法規ばかりではなく、密接な関連のある第三国あるいは地域の強行的法規を適用する場合がある。これは強行的法規の特別連結論と呼ばれる理論でヨーロッパの裁判事例から導かれた判例理論である<sup>(4)</sup>。

1991年4月1日に発効した欧州連合(EU)のEU契約準拠法条約は、この理論を第7条第1項に採用した。EU加盟国はこの条約を直接適用するか、条約に基づいて国内法を創るかの対応をする。世界各国もこれに沿った国際私法はじめ法律の改正を行い、わが国の法例改正の動きもある。

今後の世界の国々の国際取引に関する国際私法の改正の動向に大きな影響を与えるであろうEU契約準拠法条約を少し見ていこう。契約EU契約準拠法条約の第3条では当事者自治の原則を規定し、当事者による法選択の自由を保証す

る。但し第3条第3項では最も密接な関連を有する国あるいは地域の強行的法規の適用をも示唆する。第4条は最も密接な関連理論の採用を規定する。その最も密接な関連の判断基準は、原則として第4条第2項に特徴的給付理論の推定規定を採用し、特徴的給付をなす当事者の常居所地や主たる営業所所在地を最も密接な関連の国あるいは地域とする。この特徴的給付の概念は、例えば双務契約の場合、金銭債務を負う一方当事者に対し、相手方の非金銭債務である特徴的給付、また労働契約の場合には常時労務給付、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権のような工業所有権、著作権を含む独占的、排他的な財産権）に関する契約の場合には、知的財産権の移転、譲渡、許諾などの特徴を捉えたものである。

裁判所はこの特徴的給付に基づき推定される最も密接な関連を有する国あるいは地域の社会的、経済的、法的な施策と、契約に適用する法律の適用結果や効果を斟酌することになる。個別的事案において常居所地や会社の本拠地とは異なる場所が、契約とより密接な関連を有する場合には契約に関係する別の国あるいは地域における法的な適用結果や効果を斟酌することに対しては客観的ではないなど批判もある。

例えば物品運送契約の場合は契約締結時の運送人の主たる営業所所在地国あるいは地域、荷送人の主たる営業所所在地などが最も密接な関連を有する国あるいは地域となる。

例外的にEU契約準拠法条約第4条第3項は不動産取引は不動産所在地の法、第5条は消費者の常居所地国あるいは地域の強行的法規、第6条は労働契約における常時労務給付地国あるいは地域の強行的法規へ特別連結をすることにより判決の国際的な調和と具体的な妥当性を実現しようとしている。

## 9. サイバースペース上の契約取引

インターネットによる国際的な電子商取引が盛んである。居ながらにして世界中のほとんど

の地域にあるものや情報が手に入る。一見、便利な取引には意外な落とし穴が待っている。そして被害者は売買契約の買主いわゆる弱者と呼ばれる個人消費者ばかりではなく、商取引の専門家である商人も対象である。他方、加害者は必ずしも商人だけではなく一般個人も成り得る。ここで通常の消費者契約における事業者対消費者で捉える消費者保護の観念は大きく変わることになる。

サイバースペース上の国際取引は隔地者間の取引が多く、相手方の顔ばかりか、どの国あるいはいずれの地域からの取引なのか、相手の名前や誰が応じているのかわからない。契約といっても現実の支払い段階の電子マネーによる決済の際に、認証機関による認証が行われる位で、契約取引内容についての信用保証は何もない。

### (1) 従来 of 貿易取引

従来 of 貿易取引を考える。隔地者間の売買契約における買主は、相手方に自分を信用してもらい、支払能力を証明するため、買主の取引銀行に荷為替信用状 (letter of credit: L/C) の開設を依頼する。買主の取引銀行はその信用状を売主側の取引銀行を経由して相手方である売主に通知 (交付) する。支払い等に問題が生じた場合は、信用状を発行した金融機関の責任は免れないので審査は厳正である。他方、売主は売買契約の条件に従い商品運ぶ運送会社と運送契約を結び、運送人から船荷証券 (bill of lading: B/L) を受け取る。売主は、買主宛に送付する売買取引の物品につき発行された貨物引換証や船荷証券などの運送証券を担保にして銀行から融資を受ける。また売主は売買契約の条件に従い保険会社と保険契約を締結し保険証券を受領する。売主は買主の取引銀行又は買主を支払人とする荷為替手形の振出し、先の信用状と一緒に信用状の条件に合致する船積書類 (商業送り状 invoice、船荷証券 B/L、保険証券など) を添付した荷為替手形を売主の取引銀行に提出し、手形の買取を求めて売買代金を回収する。売主の取引銀行は、買い取った荷為替

手形を、信用状 (L/C) の発行銀行である買主の取引銀行に対し支払うように呈示する。売主側の取引銀行は売主に支払った売買代金を回収することになる。この荷為替手形の支払人は買主の取引銀行又は買主である。買主の取引銀行は買主から代金決済を受けると同時に船積書類 (商業送り状 invoice、船荷証券 B/L、保険証券など) を買主に引渡す。船荷証券 (B/L) は有価証券であり、正当な所持人に運送品を引渡すことを約束するものである。従って買主は運送人に船積書類を呈示し、それと引き換えに商品を受け取るようになる。隔地者間の確実に安全な取引の実現のための仕組みである。

#### (2) サイバースペース上の契約取引

しかしサイバースペース上の契約は文書に残らず、渉外的紛争が生じた場合の合意管轄や準拠法選択合意の有効性について問題となる。

この点、最高裁判所は最判昭和50年11月28日 (民集29巻10号1554頁) において、法律や条約の規定がないときは、民事訴訟法の規定の趣旨を勘案しつつ条理に従って決すべきであるとしたが、サイバースペースにおける問題の場合、ネット上の情報が拠り所となるため問題点も多い。確かに書面は当事者の意思を明確にすることにあり、双方当事者の合意の内容が明確であれば書面に拘る必要は無い。しかし、ネット上の情報が口約束と同様の危うさを持っていることは否めない。

また従来の取引の様に決済手段が金融機関を通さない直接決済もあり、信用性や確実性の問題もある。クレジット会社を通じた決済は情報セキュリティ上の問題もある。認証問題も安全面での制度や認証機関など整備が整っていない。サイバースペース上の犯罪で他人の暗証番号を盗み勝手に使用するなどセキュリティ上の紛争が後を絶たない。認証機関の設置や認証機関自体の認証問題、認証機関の格付け、どこの機関が認証機関を創設し、管理、運営するか。世界の統一機関を創設するか。どこの国あるいは地域に設置するのか、サイバースペース上の

機関でよいのかなど、議論は始まったばかりであり混沌としている。最先端の科学技術を活用し役立てなければならない。また問題は既存の通貨を介在することなく決済が行われる場合もあることである。この点もユーロという新しい通貨を創設した欧州連合 (EU) の様にサイバースペース上の「通貨」を作る必要があるか、より明確で安全な方法があるかなど議論を詰めていかなければならない。

#### 10. サイバースペース上の不法行為

昨今、インターネット上での名誉毀損やプライバシー侵害、知的財産権侵害、著作権侵害の事件が多くなっている。これらは渉外的な不法行為事案に分類でき、わが国の国際私法である法例第11条に関係する。当事者の意思表示による契約締結とは異なり、契約上の債権債務関係のような債務不履行事案の紛争解決を想定して、予め適用すべき裁判管轄権や準拠法を選択するという事は無い。渉外的不法行為はサイバースペース上の不法行為ばかりではなく、特許権侵害、環境汚染、製造物責任、交通事故、食品の安全性に関する問題なども網羅する。渉外的不法行為事案に関する準拠法は、わが国の国際私法は不法行為地法に依る (法例第11条) と規定する。問題は不法行為地がどこかということだ。実際に不法行為を行った場所を不法行為地とする行動地説と、現実の損害が発生した場所を不法行為地とする結果発生地説がある。

##### (1) 従来の不法行為事案

不法行為事案に関しては、従来の不法行為地法主義を採らなかった1963年のバブコック判決がある (Babcock v. Jackson, 191N. E. 2d279)。この事案は損害賠償請求訴訟が、実際に交通事故の起きたカナダのオンタリオ州ではなく、被害者 (原告) と加害者 (被告) の住むニュー・ヨーク州の裁判所に提訴された。理由は事故発生地が全くの偶然の場所であり、当事者双方にとってニュー・ヨーク州への関連性が強く、保険会社への保険金の賠償請求に関する問題につ

いてもニュー・ヨーク州が最も密接な関連を有するとしてプロパー・ロウ (proper law) を適用すべきであるとした事案である。

また製造物責任の事案に関しては欠陥製品がどの国あるいは地域にて使用されるか予測が立たず、同種、同時期に製造した製品からは、同様の欠陥や不具合が生じる可能性が高いことが多い。そこで行動地や結果発生地に拘らず、当該法律関係を構成する諸要素のうち重要な要素が集中する国あるいは地域を考慮し、不法行為の準拠法を決める法律関係の重点 (center of gravity) の考え方がアメリカ合衆国の判例法上ある。

#### (2) サイバースペース上の不法行為事案

さてサイバースペース上の渉外的不法行為については様々な考え方がある。例えば知的財産権侵害についてはサーバ所在地法などを想定した送信地法 (*Lex Origins*) がある。サーバ所在地法は明確であっても、侵害者が都合のよい国あるいは地域にサーバを移すことによる forum shopping (法廷地漁り) が起き得る難点がある。

わが国においては名誉毀損やプライバシー侵害について、結果発生地説に依拠して損害が発生したすべての国あるいは地域を不法行為地とする考え方がある。この場合、受信地法 (*Lex Protectionis*) が準拠法となる。サイバースペース上の不法行為の準拠法あるいはサイバースペース上の不法行為を特別に取り扱うことなく、侵害された国あるいは地域の法 (*Lex Protectionis*) を準拠法とする考え方である。発信された情報により実際に権利侵害を受けている所、インターネットの場合には世界各地が権利侵害地と成り得る。すなわち被害者 (原告) の常居所地法やドミサイル (domicil) を有する国あるいは地域の法が準拠法となることになる。他方、発想を大きく転換してサイバースペース上の取引に場所的な概念に意味を見出さない考え方もある。すなわち受信地法 (*Lex Protectionis*)、送信地法 (*Lex Origins*) など

区別することなく、受信者が特定の国あるいは地域に限定される場合には、特定の国あるいは地域の法を準拠法とする。例えば世界中でその国あるいは地域でしか使用していない言語による発信の場合には、発信地がどこであっても特定の国あるいは地域の法に依るとする。その言語を理解でき権利侵害の不法行為の結果発生地が集中しているからである。国際私法の最も密接な関連地の法、プロパー・ロウ (proper law) の考え方である。しかし国際的な言語、例えば英語による場合には世界中に発信したことで複数の国あるいは地域で不法行為が起こる。各々の国あるいは地域において訴訟が提起され、適用する国あるいは地域の法律によって結論 (判決) も違ってくることがありえるし、判決の国際的な調和が保てない問題がある。

#### (3) サイバースペース上の裁判外紛争処理制度 (ADR)

ADRは Alternative Dispute Resolution の略であり、裁判外の紛争処理制度として近年、注目を集めている。裁判外すなわち訴訟手続を経ず紛争を解決しようとするものである。

弁護士会などが事案の法的紛争の相談などに乗り仲裁や調停に応じるものである。時間と費用がかかり、公開法廷で社会的にも企業イメージダウンなどダメージの大きい裁判よりは、比較的、相談が手軽にでき、技術的、科学的な専門知識に精通した専門家が相談に乗るなど、情報技術 (IT) の急速な変化に対応でき、秘密が保てるADRへの関心が高まっている。わが国では日本弁護士連合会や弁理士会が工業所有権仲裁センターを設立し紛争処理制度の整備と拡充を図っている。

もちろん裁判所の訴訟解決も各国あるいは各地域の裁判制度によっても異なるが、わが国の場合、司法制度改革により、立ち遅れていた知的財産権関連に詳しい裁判官の人材養成に力を入れ、集中審理により迅速な解決を図るなど効率の改善を進めている。

知的財産権関係の事案は、例えば特許権を付

与した国あるいは地域の問題では済まされず、国際的に統一的な保護を保証して初めて解決するものである。知的財産権の中でも特許権を始め産業財産権に関しては、紛争の対象は各国の行政審査を経て与えられた排他的、独占的、属地的、専属的な権利である。紛争解決の判断は高度な技術的科学的な専門知識や世界各地の知的財産権法に関する知識を習熟していなければならない。権利を付与した国々の政策的判断、公益的な側面も前面に出てくる国あるいは地域が実際に存在することを考えると、秘密性の高い非公開のADRよりも、むしろ結論に対世効があることからADRは馴染まないのではないかの考え方もある。

知的財産権関係の紛争解決のためWIPO（世界工業所有権機関）は1994年10月1日に国際的な知的財産権の紛争解決のための仲裁センターを設置した。世界中の個人、法人（国家機関を含め）を問わずに利用できる。紛争処理手続として、調停、仲裁、簡易仲裁、調停前置仲裁がある。ADRの利点としては過去の紛争解決訴訟と異なり、将来的な予防的な差止命令の役割も大きい点である。ADRはその詳細は当事者とADRに係わった人しか知りえないところがあり、紛争防止にどの程度の効果があるのか実態は明らかではない。

サイバースペース上の紛争は仲裁や調停を行う仲裁人や調停人の育成が急務である。国際取引における仲裁人や調停人は人材不足である。世界中で行う仲裁や調停において特に知的財産権関係の紛争におけるわが国の法律家や技術的科学的な知識を併せ持つ人材の不足は深刻である。例えば医療過誤事件においても医学や薬学、看護学などの専門的な知識の偏在が事件の真相解明を拒み、一部の専門家による鑑定にのみ依拠せざるを得ないようにである。

#### 11. 知的財産権の権利管理システム整備、サイバースペース犯罪防止へ向けての提言

技術経営大学院（Management of Tech-

nology: MOT）の設置を内閣官房の知的財産戦略として政策的に推進している。昨今の世界規模で巻き起こる急激な技術革新と熾烈な発明の先陣争いから、わが国の技術者や科学者を守らなければならないからである。また権利管理システム（Digital Rights Management: DRM）の整備を急がなければならない。

知的財産権の訴訟対策に精通した専門家の人材を育成し、企業における技術者や科学者の研究開発や研究意欲を高めていかなければならない。そして知的財産権を企業の収益戦略として事業化あるいは経営戦略として企画立案実現できる様な技術の活用法や科学の知識やノウハウや産業財産権、各種ライセンス契約締結を経営や新製品の研究開発にしっかりと反映できる経営能力と技術力を兼ね備えた人材を養成していかなければならない。この産業財産権各種ライセンス契約には、例えば国際的特許ライセンス契約、国内的特許ライセンス契約、実用新案ライセンス契約、商標ライセンス契約、著作権ライセンス契約、ロイヤルティー、トレードシークレット、使用許諾（Grant of License）、改良技術・情報交換・使用許諾（Improvement, Grant-back）などがある。わが国の政府の知的財産立国の真の実現と充実を目指す一連の施策はむしろ遅すぎたといわざるを得ない。知的財産の創造、保護、活用を推進するための国際的な活動や競争政策の整備は、先進国の中でも遅れている。特許権を争う特許訴訟などで長引く法廷闘争に企業イメージが下がることや訴訟費用が高むことを懸念して、膨大な和解金の支払い、法廷から撤退する行為には終止符を打つべきであろう。今後は知的財産権の訴訟の最後まで粘り強く闘う姿勢をアピールする必要がある。研究者の研究意欲を高め、産学連携による事業の国際化を推進し、国際競争に勝ち抜いていかななくてはならない。またサイバースペース上の問題の法整備、技術的開発や科学的な視点からの紛争解決への提言に耳を傾け、その実現に努力しなければならない。

(注)

- (1) 郵政省「インターネット上の情報流通について」－電気通信における利用環境整備にする研究会－報告書
- (2) 平野晋・牧野和夫「判例国際インターネット法：サイバースペースの法律常識」プロスパー企画／明文図書1998年250頁  
アメリカ合衆国の jurisdiction の概念には、裁判管轄権、立法管轄権、執行管轄権が含まれる。
- (3) 本源ドミサイル (domicil of origin) と選定ドミサイル (domicil of choice) がある。
- (4) 筑波法政第25号 (1998) 拙著「強行的法規の特別連結論－ヴェングラーの公序論を中心として－」223頁－247頁参照

#### 参考文献

- ・石黒一憲「国際知的財産権 サイバースペースvs.リアル・ワールド」NTT出版 1998年
- ・インターネット弁護士協議会 (ILC) 編者「ホームページにおける著作権問題」毎日コミュニケーションズ 1997年
- ・インターネット弁護士協議会 (ILC) 編者「インターネット護身術」毎日コミュニケーションズ 1998年
- ・インターネット弁護士協議会 (ILC) 編者「インターネットビジネスの法律ガイダンス」毎日コミュニケーションズ 1997年
- ・インターネット弁護士協議会 (ILC) 編者＝村井純「インターネット法学案内・電腦フロンティアの道しるべ」日本評論社 1998年
- ・上杉秋則編著「特許・ノウハウライセンス契約と共同研究開発 公正取引委員会ガイドラインの解説」社団法人商事法務研究会 平成5年
- ・上杉秋則編著「特許・ノウハウライセンス契約 ガイドライン Q & A」社団法人商事法務研究会 平成元年5月
- ・岡邦俊「マルチメディア時代の著作権の法廷」ぎょうせい 2000年
- ・岡村久道・近藤剛史「インターネットの法律実務」新日本法規平成13年
- ・岡村久道「インターネットをめぐる法律問題」自由と正義 1996年6月号
- ・岡村久道編著「インターネット訴訟2000」ソフトバンクパブリッシング 2000年
- ・小川秀樹「入札ガイドラインの解説」－公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針－社団法人商事法務研究会 平成6年
- ・小野昌延「商標法概説」〔第2版〕有斐閣 1999年
- ・小野昌延「知的所有権」〔第5版〕有斐閣 2000年
- ・北川善太郎、園部逸夫、河本一郎、清水湛、谷口安平、寺田逸郎監修、辰巳直彦、青山、後藤晴男編集「解説実務書式大系16 知的財産権Ⅰ「特許・実用新案・意匠・商標」三省堂 1996年6月
- ・北川善太郎、園部逸夫、河本一郎、清水湛、谷口安平、寺田逸郎監修、辰巳直彦、青山葆編集「解説実務書式大系17 知的財産権Ⅱ 著作権・回路配置利用権」1996年7月
- ・北川善太郎、園部逸夫、河本一郎、清水湛、谷口安平、寺田逸郎監修、辰巳直彦、青山葆、松井祥二、山本孝夫編集「解説実務書式大系18 知的財産権Ⅲ 研究開発・ライセンス」三省堂 1996年8月
- ・公正取引委員会事務局経済部団体課編「事業者団体の活動と独占禁止法」社団法人商事法務研究会 平成5年7月
- ・小島武司、伊藤真編「裁判外紛争処理法 (Alternative Dispute Resolution)」有斐閣 平成10年
- ・サイバーロー研究会編「サイバースペース法 新たな法的空間の出現とその衝撃」日本評論社 2000年4月
- ・斉藤博「人格権法の研究」一粒社 1979年
- ・斉藤博「人格価値の保護と民法」一粒社

- 1986年
- ・ 齊藤博「著作権法」有斐閣 2000年
  - ・ 齊藤博共編「知的財産関係訴訟法」青林書院 1997年
  - ・ 指宿信・米丸恒治編「法律学のためのインターネット2000年」日本評論社 2000年
  - ・ ジュリスト「特集変革期の知的財産制度」2003年7月1日号 no.1248
  - ・ 正田彬、実方謙二編「独占禁止法を学ぶ」〔第4版〕有斐閣 1999年
  - ・ 椛山敬示「ソフトウェアの著作権・特許権」日本評論社 1999年
  - ・ 茶園茂樹「インターネットによる国際的な著作権侵害の準拠法」国際税制研究3号 1999年
  - ・ 特許判例ガイド〔第2版〕2000年
  - ・ 高倉成男「知的財産法制と国際政策」有斐閣 2001年
  - ・ 高橋和之・松井茂記「インターネットと法」有斐閣1999年3月
  - ・ 高林龍「標準特許法」有斐閣 2001年
  - ・ 田村善之「著作権法概論」有斐閣 2001年
  - ・ 田村善之「知的財産法」〔第2版〕有斐閣 2001年
  - ・ 田倉整、元木伸「実務相談 不正競争防止法」社団法人商事法務研究会 平成元年
  - ・ 中山信弘「ソフトウェアの法的保護」有斐閣 1986年
  - ・ 中山信弘「デジタル時代の知的財産－覚書」知的財産研究所10周年記念『21世紀における知的財産の展望』2000年
  - ・ 根岸哲、上杉秋則、御船昭共編「技術取引契約の実務」公正取引委員会ガイドラインの争点」社団法人商事法務研究会 平成2年
  - ・ 株式会社日立製作所知的所有権本部・編「日立の知的所有権管理」－企業の将来を築く知的所有権とその戦略的活用－平成7年
  - ・ 平野晋・牧野和夫「判例国際インターネット法：サイバースペースの法律常識」プロスパー企画／明文図書 1998年
  - ・ 松下満雄「国際経済法」〔第3版〕有斐閣
- 2001年
- ・ 松本直樹「クロスボーダー・インジャンクションについて」清水利亮=設楽隆一編「現代裁判法大系26」新日本法規 1999年
  - ・ 三井哲夫「裁判私法の構造」信山社 1999年
  - ・ 三井哲夫「国際民事訴訟法の基礎理論」信山社 1995年
  - ・ Neil Randall 村井純監訳・田中りゅう、村井佳世子訳「インターネットヒストリー」オイラリー・ジャパン 1996年
  - ・ 村上正博「特許・ライセンスの日米比較」〔第三版〕弘文堂 2000年
  - ・ 森下正之「国際ビジネス契約の実務」日本生産性本部 1992年
  - ・ 紋谷暢男「無体財産権法概論」〔第9版補訂版〕有斐閣 2001年
  - ・ 紋谷暢男「知的財産権の国際的保護」澤木敬郎=畑場準一編「国際私法の争点（新版）」有斐閣 1996年
  - ・ 山田昭雄、大熊まさよ、植崎憲安「流通・取引慣行に関する独占禁止法ガイドライン」社団法人商事法務研究会 平成6年
  - ・ 山田鎌一「国際私法」〔第三版〕有斐閣 2003年
  - ・ 湯浅法律特許事務所編「国際取引と係争の法律実務」社団法人商事法務研究会 平成4年
  - ・ 郵政省「インターネット上の情報流通について」－電気通信における利用環境整備に関する研究会－報告書
  - ・ Mitsuo Matsushita & Dukgeun Ahn "WTO AND EAST ASIA: New Perspectives" 2004

## 保護者の食意識や態度，行動と幼児の食生活等との関連

中原 経子\* 綿引 久子\*\* 高橋 征子\*\*\*

Relationship between the Dietary Awareness and Habits of Parents  
on the Dietary Behavior of Preschool Children

NAKAHARA Kyoko\* WATAHIKI Hisako\*\* TAKAHASHI Yukiko\*\*\*

In order to examine the influential effects of the dietary awareness and habits of parents on the dietary behavior of preschool children, we performed the opinion research among the parents having the children of 3 ~5 years old. Sampling was made of 2503 children living in the Ibaraki Prefecture. The sampled children consisted of the 50.5% boys and 49.5% girls and in the category of ages 3 years was 29.8%, 4 years 29.6%, 5 years 30.2% and 6 years 10.4%.

The results are summarized as follows.

- 1) As for the children having the parents who took into consideration of the nutritional balance of daily meals and have the willingness to make the children help their parents in preparing the meals, the good results were observed not only in their dietary behaviors but also in their daily habits and in the infantile emotional development.
- 2) In the cases when the children took limited and few dishes, the better dietary behaviors were observed when their parents were trying the ideas to make dishes eatable.
- 3) when the children were encouraged to exchange greetings, the good results were observed in their overall dietary behaviors.
- 4) In the cases when the parents took the morning meals everyday, the dietary behaviors and habits of the children were good.
- 5) In the cases when the parents confirmed the nutritional ingredients while buying the foods and took part in the tutorial meetings, the dietary behaviors of the children were good.

The influences of the parents, especially of the mothers on making the better dietary habits of children are clearly seen strong. From this fact it is clear that it is essential to make the institutional support system.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.33)

## I 緒言

わが国は高齢社会を迎え、生活習慣病や介護の問題を抱えて、その対策のために食育の重要性が新たに認識されるようになった。健康増進・疾病予防のための食習慣は、幼少時からの生活習慣づくりの中で、よりよく形成されることが望ましい。幼児期は家庭における生活が基盤であり、そして食事は生活リズムの中心であるため、そこに保護者の役割と影響の大きさが推測される。

保護者の食意識や態度と幼児の食行動との関連については、幾つかの報告<sup>1)~12)</sup>がみられ、特に母親の食意識の影響が大きいことが報告されている。これらの報告で、幼児に対する食教育を重要と考えている母親と考えていない母親では、それらの子どもの食生活に差があること<sup>1)</sup>、都市部と農村部の母親には意識の違いがあること<sup>2)</sup>、子どもの食事の満足度と母親の食事の意識に関連性があること<sup>3)</sup>、子どもの年齢別に保護者の食意識に差があること<sup>4)</sup>等が示された。しかし、保護者の食意識や幼児の具体的な項目をあげて細部に検討したものは少ない。

そこで今回、茨城県における調査から、保護者の食意識や態度、行動に関する項目と、幼児の食生活、生活習慣、心の健康の具体的な諸項目を対比させて、それらの関連性から保護者の影響を検討したので報告する。

## II 方法

### 1. 調査対象と時期

調査は茨城県内を8ブロックに分け、20保育所、10幼稚園に通園する幼児および9市町村の3歳児健診受診児を対象として行われた。回収

率は89.0%であり、有効回答は97.8%の2503名であった。

調査用紙は2001年7～8月に、保育所、幼稚園、市町村保健センターを通じて対象児の家庭に配布し、保護者に記入してもらった。

対象者は3歳児746名(29.8%)、4歳児740名(29.6%)、5歳児756名(30.2%)、6歳児261名(10.4%)であり、性別では男子50.5%、女子49.5%であった。回答した保護者は、母親96.5%(平均年齢33.2±4.4歳)、父親1.8%(33.7±6.5)、祖父母0.4%(59.2±7.3)、その他1.3%である。母親の就業状況は常勤25.7%、パート26.6%、専業主婦40.9%、その他6.8%であった。

### 2. 調査内容および集計方法

調査内容は、幼児を対象として、生活習慣や食行動、心や体の健康に関するもの30問、保護者を対象として、食に関する意識や態度、行動、子育て環境など20問、合わせて50問である。そのうち、今回の分析では、表1に示すように、幼児に関しては食生活状況、生活習慣、心の健康に関するもの合せて15項目(詳細には17項目)

表1 調査内容

対象	項目	内容
幼児	食生活	①朝食の摂取 ②朝・夕食の食事のバランス(主食・主菜・副菜) ③食事のあいさつ ④朝・夕食の共食 ⑤咀嚼 ⑥嫌いなものへの対応 ⑦配膳・後片付けの手伝い ⑧食べ物に関する会話
	生活習慣	⑨就寝時刻 ⑩歯磨き ⑪排便
	心の健康	⑫子どもの表情(いきいきとした) ⑬親の言うことに従う ⑭したいことが自分でできる ⑮よし悪しの判断ができる
保護者	意識	①バランスのとれた食事への心がけ ②子どもの食事の手伝いへの意識
	態度	③偏食・少食時の対応 ④食事の挨拶のうながし
	行動	⑤親の朝食摂取 ⑥食品の栄養成分表示活用 ⑦講習会等への参加状況

2004年10月28日受付

\* NAKAHARA Kyoko 生活科学科食物栄養専攻・教授  
(栄養指導論)

\*\* WATAHIKI Hisako 茨城県保健福祉部保健予防課

\*\*\* TAKAHASHI Yukiko 茨城県栄養士会

目)、保護者に関しては食への意識、態度、行動に関するものを合せて7項目を用いた。

調査結果は項目ごとに単純集計を行い、また保護者の各設問と幼児の食生活等のそれぞれの設問をクロス集計して、それらの関連を分析した。検定はSPSSによるPearsonのカイ二乗検定を行い、有意水準は5%とした。

### Ⅲ 結果および考察

#### 1. 子どもの食生活や生活習慣等の実態

##### 1) 幼児の食生活状況

①幼児の「朝食の摂取状況」は「毎日食べる」は77.9%であり、「時々食べない」、「食べないことが多い」をあわせると22.1%である。およそ5人に1人は毎日食べてないことになる。年齢別朝食摂取状況は表2に示すように、「毎日食べる」は3歳73.6%、4歳78.2%、5歳80.0%、6歳82.7%で、年齢が増すごとに「毎日食べる」割合は有意 ( $p = 0.009$ ) に増加している。こ

の傾向は、小児保健協会による平成12年度幼児健康度調査報告書<sup>13)</sup>で、「毎日食べる」が3歳83.6%、4歳87.8%、5-6歳89.6%であり、同じような結果を示した。朝食を欠食する背景には、夜更かしや朝食時に食欲がないことが指摘されている。今回の調査でも10時以降まで起きている子は、3歳18.9%、4歳13.6%、5歳13.5%、6歳12.7%であり、年齢とともに少なくなる傾向を示した。また、幼児期の前半は子どもの食欲も不安定であり、食べ方にもむら食いや遊び食べなど問題が多く、朝食時の食事の難しさが背景にあるものと思われる。幼児期後半になると、生活も規則的になり、食欲も安定して朝食を摂りやすくなっていくためと考える。

②幼児の朝夕の「食事のバランス」として、主食、主菜、副菜が整っているかを回答してもらったところ、図1に示すように、「主食・主菜・副菜が揃っている」のは朝食で42.4%、夕食で77.6%であった。「主食・主菜のみ」で副

表2 幼児の食生活状況 (%)

項目	回答	全体	3歳	4歳	5歳	6歳	年齢間の検定
朝食の摂取	毎日食べる	77.9	73.6	78.2	80.0	82.7	
	時々食べない	18.3	21.7	18.0	17.2	12.6	**
	食べないことが多い	3.8	4.6	3.8	2.8	5.0	
食事の挨拶を自分から	いつもする	54.2	53.7	55.6	52.9	54.8	
	時々する	40.1	40.7	38.7	40.8	40.5	NS
	あまりしない	5.7	5.6	5.7	6.3	4.7	
咀嚼	よく噛む	76.5	76.6	77.1	76.6	74.2	
	よく噛まない	23.5	23.4	22.9	23.4	25.8	NS
嫌いなものへの対応	食べる努力をする	55.0	46.3	53.1	62.8	63.1	
	嫌いなもの食べない	35.7	42.0	38.3	29.8	26.8	***
	嫌いなものなし	9.3	11.7	8.6	7.4	10.1	
配膳や後片付けの手伝い	よくある	27.1	24.9	27.3	29.1	27.7	
	時々ある	58.1	55.7	59.0	58.3	61.5	**
	あまりない	14.8	19.4	13.7	12.6	10.8	
食べ物について自ら話す	よくある	32.5	33.1	31.1	33.2	32.8	
	時々ある	57.4	54.3	59.1	58.9	57.2	NS
	あまりない	10.1	12.6	9.8	7.9	10.0	

\*\*  $p < 0.01$ , \*\*\*  $p < 0.001$ , NS 有意差なし

菜のない食事をしているものも朝食で35.4%、夕食で16.7%あった。副菜は野菜を中心とした献立であり、ビタミンやミネラルの供給源である。野菜は幼児の嫌いな食品であり、摂取に消極的になりがちであるが、栄養素のバランスの上からもまた偏食をつくらないためにも摂取する機会を与えたい。“主食のみ”も朝食で16.5%、夕食で4.2%あり、食事を摂っているとしてもその中身に問題があることが確認された。

③「食事時の挨拶」は、自ら“いつもする”は54.2%、“時々する”は40.1%であり、いつもする子はおよそ半数であった。挨拶をする子の割合は、年齢による差はあまりなかった。幼児の食事の挨拶行動は、保護者の促しの影響を受け、「保護者が促しをしている」子の挨拶状況は“いつもする”57.6%、“時々する”38.8%であるのに対し、「保護者が促しをしない」場合は、挨拶を“いつもする”10.3%、“時々する”58.2%など、保護者の促しにより有意 ( $p = 0.000$ ) に差を生じた。

④「朝夕の食事の共食状況」は、図2に示すように、“家族全員”が朝食で26.7%、夕食で57.2%であった。朝食に対し夕食のほうが大人の誰かと食べる割合は高い。しかし幼児でありながら“1人で”も朝食3.0%、夕食で0.1%あった。

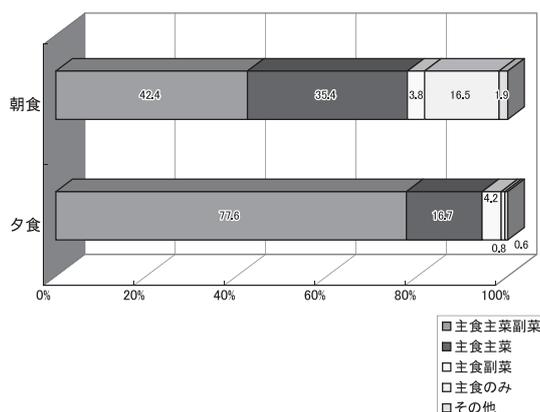


図1 幼児の食事のバランス

⑤「咀嚼」に関して“よく噛む”子は76.5%であった。咀嚼状況は年齢による差はみられなかった。

⑥食事における幼児の「嫌いなものへの対応」は、“たべる努力をする”は55.0%であり、およそ半数であった。“嫌いなものはない”という回答も9.3%であった。嫌いなものに対する対応は、年齢とともに有意 ( $p = 0.000$ ) によくなり、食べる努力をする子は増加した。

⑦「配膳や後片付けの手伝い」は“よくする”子は27.1%、“時々する”は58.1%、“あまりしない”は14.8%であった。“よくする”子は年齢に伴う増加はみられなかったが、“よくする”、“時々する”を合せると、手伝いありは3歳で80.6%、4歳86.3%、5歳87.4%、6歳で89.2%であり、有意 ( $p = 0.008$ ) に増加している。これらの「食事時の手伝い」と他の項目を関連させてみると、“配膳・後片付けをしている”子どもは「朝食や夕食の食事のバランス」がよく、また“食べ物について自ら話す”など、食への関わりが前向きであった。生活習慣も「歯みがきの習慣」、「就寝時刻」は適正であり、「規則的な排便」もあるなど好ましい習慣が身についていた。

⑧「食べ物について自ら話す」は“よくある”が32.5%、“時々ある”が57.4%、“あまりない”は10.1%であった。これも年齢による差はみら

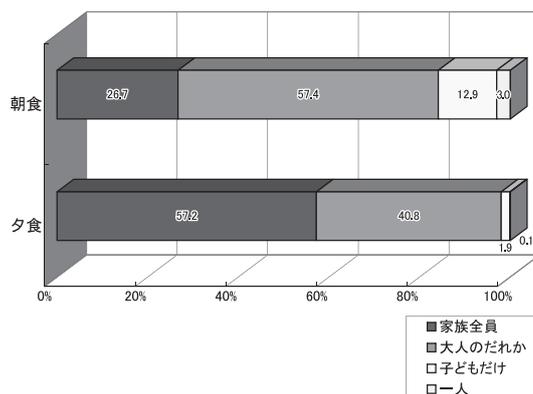


図2 食事の共食状況

れなかった。「食物の会話」は「食事の共食」と関連性を持ち、幼児が“自らよく話す”としているものは“家族全員”での食事で34.2%、“大人の誰かと”で30.3%、“子どもだけ”では25.5%であり、「食事の共食」と「食物の会話」の間には有意（ $p = 0.002$ ）に関連を示した。

## 2) 幼児の生活習慣の実態

①幼児の「就寝時刻」は表3に示すようであり、“10時まで（9時台）”が最も多く44.8%、次に“9時まで（8時台）”に寝るが35.7%であった。“10時以降まで”起きている子は13.0%、である。“不規則”も2.1%あった。日本小児保健協会における平成12年度の調査<sup>13)</sup>でも、就寝時刻は午後9時が最も多く、41%と報告されている。年齢による差はみられなかったが、幼児期でありながら夜更かしのものが多い。

②「歯みがき」は“毎日みがく”が80.3%であった。毎日みがく習慣のついているものは、3歳児に比べてそれ以降の年齢で多少多い傾向を示している程度である。保護者は幼児の歯みがき習慣に配慮する必要があると思われる。

③「排便」の習慣は“毎日ある”が70.9%であった。約3割のものは、“2～3日に1回”や“不規則”としている。“毎日ある”は、3

歳の73.0%から6歳で66.6%と年齢が高くなるに従ってむしろ減少する傾向を示していた。近年は食生活の欧風化に伴う繊維不足や運動不足、朝食の欠食などで規則的な排便の習慣はつきにくい。生活習慣の基礎が定まってくるこの時期に、保護者はよい習慣づけに気配りをする必要があるだろう。

## 3) 幼児の心の健康の実態

幼児のQOLや心の健康・発達状態をみるための指標として、「幼児の表情」や「親の言うことに従うか」、「したいことが自分でできるか」、「善悪の区別ができるか」を調査した。

①「子どもの表情」は表4に示すように“いきいきしている”が71.3%、“普通”が28.5%、“いきいきしていない”が0.2%であった。“いきいきしている”を年齢別にみると、3歳75.5%、4歳72.3%、5歳67.7%、6歳66.9%であり、年齢が高くなるに従って有意（ $p = 0.007$ ）に減少していた。

②「母親の言うことに従うか」については、“よくできる”46.0%、“少しできる”52.0%、“ほとんどできない”2.0%であった。これらは年齢に伴う有意の増加はみられなかった。幼児期は精神的発達も目覚しく、自己が確立しはじめ、

表3 幼児の生活習慣（%）

項目	回答	全体	3歳	4歳	5歳	6歳	年齢間の検定
就寝時刻	午後8時まで	4.4	4.2	5.4	4.2	2.7	NS
	午後9時まで	35.7	31.2	37.6	38.5	35.1	
	午後10時まで	44.8	45.7	43.4	43.8	49.5	
	午後11時まで	11.3	14.7	9.8	10.1	9.3	
	午後11時以降	1.7	1.6	1.6	1.7	1.9	
	不規則	2.1	2.6	2.2	1.7	1.5	
歯みがき	毎日みがく	80.3	77.6	81.2	81.8	80.7	NS
	時々みがく	17.6	19.7	17.0	16.7	16.2	
	あまりみがかない	2.1	2.7	1.8	1.5	3.1	
排便	毎日ある	70.9	73.0	70.1	71.2	66.6	NS
	2～3日に1回	19.7	19.9	19.3	19.1	21.9	
	不規則	9.4	7.1	10.6	9.7	11.5	
	NS 有意差なし						

表4 幼児の心の健康 (%)

項目	回答	全体	3歳	4歳	5歳	6歳	年齢間の検定
子どもの表情	いきいき	71.3	75.5	72.3	67.7	66.9	
	普通	28.5	24.3	27.7	32.1	32.3	**
	いきいきしない	0.2	0.1	0.0	0.1	0.8	
言ったことに従う	よくできる	46.0	42.3	45.7	47.9	52.2	
	少しできる	52.0	56.1	51.8	50.6	45.1	NS
	あまりできない	2.0	1.6	2.5	1.5	2.7	
したいこと自分でできる	よくできる	57.6	48.8	57.2	64.3	65.5	
	少しできる	42.0	50.4	42.7	35.6	34.5	***
	あまりできない	0.3	0.8	0.1	0.1	0.0	
良し悪しの区別	よくできる	48.5	32.7	50.0	58.0	62.9	
	少しできる	50.4	65.1	49.0	41.8	36.3	***
	あまりできない	1.1	2.2	1.0	0.3	0.8	

\*\* p<0.01, \*\*\* p<0.001, NS 有意差なし

反抗的な行動も始まるために単純に年齢と相関して増えるものではないようである。

③「したいことが自分でできるか」については、“よくできる” 57.6%、“少しできる” 42.0%、“ほとんどできない” 0.3%であった。これは年齢とともに有意 (p = 0.000) に、できる子は増加していた。

④「良し悪しの区別」は、“よくできる” 48.5%、“少しできる” 50.4%、“ほとんどできない” 1.1%であった。これも年齢とともにできる子は有意 (p = 0.000) に増加しており、年齢差が大きく見られた。

## 2. 保護者の食意識、態度、行動と幼児の食生活等との関連

### 1) 保護者の食意識と幼児の食生活、生活習慣、心の健康との関連

①保護者のバランスのとれた食事の心がけと幼児の食生活等との関連

保護者の「バランスのとれた食事の心がけ」については、表5に示すように、“常に心がけている”は50.6%、“時々心がけている”は45.8%、“あまり心がけていない”は3.6%であり、約半数のもので常に心がけていることがわ

かった。

これら保護者の「食事バランスの心がけ」の回答別に、幼児の「食生活」、「生活習慣」、「心の健康」の各項目のうち、よい回答をしたものの割合を対比させて表6に示した。その結果は、食事のバランスを“常に心がけている”ものでは、幼児の「食生活」、「生活習慣」、「心の健康」の各調査項目のすべてにおいて、有意により結果が認められた。「バランスのとれた食事づくり」に心がけることは、食事づくりの基本であり、このことを意識している保護者では食生活等の多くの事柄に気配りをしているかめか、良い結果となった。食事に対する保護者への指導項目としても重要な内容と考えられる。

②子どもの食事づくりの手伝いに関する意識と幼児の食生活等との関連

子どもの「食事づくりの手伝い」に関して、“是非させたい”は29.6%、“子どもがやりたいとき”67.2%、“させたくない”3.2%という結果を得た。これらから保護者の意識は、子どもの家事手伝いあまり積極的でないことが推測される。幼児の年齢が低いために、子どもの手伝いは、食事作りにむしろ時間がかかり、また危険も伴うことなので、消極的な回答になった

と思われる。しかし幼児期は何にでも興味を持ち、大人のしていることをやりたがる年代である。この機会を捉えて、幼少から家事の手伝いをするような習慣づくりをしたいものである。  
“子どもに是非手伝いをさせたい”と考えて

いる保護者の子どもの食生活では、表7にみるように、「朝食のバランス」、「食事の挨拶」、「家族との共食」、「配膳・後片付けの手伝い」、「食物の話を自らす」の実態で、保護者が“子どもの手伝いを是非”と考えていない保護

表5 保護者の食への意識・態度・行動

	項目	回答	人数	%
食意識	バランスのとれた食事の心がけ	常に心がけている	1242	50.6
		時々心がけている	1125	45.8
		あまり心がけていない	89	3.6
	子どもの食事の手伝いへの意識	是非させたい	727	29.6
		子どもがやりたいとき	1656	67.2
		させたくない	79	3.2
食態度	偏食・少食時の対応	何かする	2278	91.0
		何もしない	225	9.0
	食事のあいさつの促し	はい	2272	92.4
		いいえ	186	7.6
食行動	母親の朝食摂取	毎日食べる	1808	73.6
		時々食べない	436	17.8
		食べないことが多い	212	8.6
	食品の栄養成分表示活用	はい	667	27.1
		いいえ	1794	72.9
	講習会等への参加	はい	496	20.1
		いいえ	1968	79.9

表6 保護者のバランスのとれた食事の心がけと幼児の食生活等との関連 (%)

		保護者			検定
幼児の状況		常に心がけてる	時々心がけている	あまり心がけない	
食生活	朝食を毎日食べる	83.8	72.3	64.0	***
	朝食のバランスがよい	48.6	36.1	36.0	***
	夕食のバランスがよい	86.6	79.5	62.9	***
	食事の挨拶を自らす	62.0	46.1	48.3	***
	朝食家族全員で食事をする	31.5	21.6	21.3	***
	夕食家族全員で食事をする	60.9	53.6	54.5	**
	よく噛む	81.9	72.0	58.4	***
	嫌いなものも努力して食べる	62.2	48.9	32.6	***
	配膳・後片づけの手伝いよくする	30.9	23.8	15.7	***
	食物の話を自らす	39.6	26.0	16.9	***
生活習慣	9時までに寝る	42.6	37.3	34.8	**
	毎日歯をみがく	85.3	76.8	55.1	***
	毎日排便がある	74.7	67.0	66.3	***
心の健康	表情がいきいきしている	78.3	64.8	58.4	***
	保護者が言ったことよくできる	52.7	39.8	33.7	***
	したいことが自らできる	65.6	49.9	44.9	***
	良し悪しの区別よくできる	55.7	41.5	38.2	***

\*\* p<0.01, \*\*\* p<0.001,

表7 子どもの食事手伝いについての意識と幼児の食生活等との関連 (%)

幼児の状況		保護者			検定
		是非させたい	子供がやりたい時	あまりさせたくない	
食生活	朝食を毎日食べる	80.0	77.2	70.0	NS
	朝食のバランスがよい	47.6	41.2	35.0	*
	夕食のバランスがよい	78.7	77.5	72.5	NS
	食事の挨拶を自らする	61.4	51.1	47.5	***
	朝食家族全員で食事をする	28.8	25.9	17.7	*
	夕食家族全員で食事をする	59.3	57.2	38.8	*
	よく噛む	77.2	76.5	72.5	NS
	嫌いなものも努力して食べる	57.7	54.1	47.5	NS
	配膳・後片づけの手伝いよくする	39.4	30.0	22.5	***
生活習慣	食物の話を自らする	41.8	21.2	15.0	***
	9時までに寝る	40.8	39.4	33.8	NS
	毎日歯をみがく	82.0	79.7	77.5	NS
心の健康	毎日排便がある	75.1	68.9	71.3	*
	表情がいきいきしている	77.3	68.8	68.8	***
	保護者が言ったことよくできる	55.9	42.2	32.9	***
	したいことが自らできる	63.8	55.4	40.5	***
	良し悪しの区別よくできる	56.4	45.3	40.5	**

\*: p<0.05, \*\*: p<0.01, \*\*\*: p<0.001, NS: 有意差なし

者の子どもより有意により結果を得た。生活習慣では、「排便」が相関してよい結果を得た。また心の健康でも保護者が子どもの手伝いに積極的な考えを持っている場合に、「表情」、「母親が言ったことができる」、「したいことが自分でできる」、「良し悪しの区別ができる」などで、有意により結果を示した。

2) 保護者の食態度と幼児の食生活、生活習慣、心の健康との関連

①偏食・少食時の対応と幼児の食生活等との関連

偏食や少食があるときの「保護者の対応」は図3に示したように、「量の加減をする」が48.2%で最も多かった。次いで「調理の工夫」

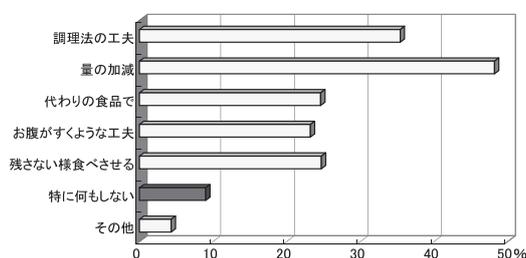


図3 幼児の偏食・少食時の保護者の対応 (複数回答)

が35.4%である。「代わりの食品を与える」も24.6%で比較的多かった。しかし、「何もしない」が9.0%あり、幼児期の食行動に対する保護者の意識の低さが問題である。次にこれら幼児の偏食・少食時に「何らかの対応をした」ものと「何もしない」もの間における幼児の食生活等の実態の差をみると、「何らかの対応をしている」ものでは、表8に示すように、幼児の食生活では「夕食の共食」、「よく噛む」以外の各項

表8 偏食・少食時の保護者の対応と幼児の食生活との関連 (%)

幼児の状況		保護者		検定
		何か対応あり	特に何もしない	
食生活	朝食を毎日食べる	79.4	61.8	***
	朝食のバランスがよい	43.8	35.6	***
	夕食のバランスがよい	78.5	69.3	**
	食事の挨拶を自らする	55.2	43.6	**
	朝食家族全員で食事をする	27.5	18.2	**
	夕食家族全員で食事をする	57.5	54.9	NS
	よく噛む	77.0	72.0	NS
	嫌いなものも努力して食べる	56.6	39.5	***
	配膳・後片づけの手伝いよくする	33.3	24.0	***
生活習慣	食物の話を自らする	28.0	18.7	***
	9時までに寝る	40.6	35.1	*
	毎日歯をみがく	81.2	71.1	***
心の健康	毎日排便がある	71.1	69.2	*
	表情がいきいきしている	71.9	65.3	NS
	保護者が言ったことよくできる	46.6	40.9	***
	したいことが自らできる	58.3	51.6	**
	良し悪しの区別よくできる	49.2	42.2	**

\*: p<0.05, \*\*: p<0.01, \*\*\*: p<0.001, NS: 有意差なし

目でよい結果を得た。生活習慣の3つの調査項目ではすべて幼児の行動はよかった。またこれらの保護者の子どもの心の健康の項目では「表情」は相関がなかったが、「母親の言ったことがよくできる」、「したいことが自分でできる」、「良し悪しの区別ができる」など有意により結果がみられた。

②食事の挨拶の促しと幼児の食生活等との関連

「食事の挨拶の促し」は92.4%で行われている。それら“挨拶の促しをしている”幼児では57.6%が“自ら挨拶をしている”のに対し、“挨拶の促しをしていない”ときは10.3%のものしか食事の挨拶をしていない。先の茨城県保健福祉部による子どもの食育に関する実態調査報告書<sup>14)</sup>でも、幼児が食事時に自らいただきます、ごちそうさまの挨拶をするときに、幼児の朝食摂取やよく噛む、食べ物についての会話、簡単な手伝いをする、食事を待ち遠しく思うなどの食生活、そして就寝時刻、歯みがき、排便などの生活習慣等で有意により結果を示している。幼児が自ら挨拶をすることは、食事への期待や関心も高まり、積極的な食行動が見られるようになるものと考えられる。従って保護者が幼児に対して挨拶の促しをすることは、間接的に幼児の食生活等の実態がよくなることと考える。

表9 保護者の挨拶のうながしと幼児の食生活との関連 (%)

幼児の状況	保護者		
	促し	促しなし	検定
朝食を毎日食べる	78.0	73.0	NS
朝食のバランスがよい	43.5	35.7	*
夕食のバランスがよい	78.5	68.6	*
食事の挨拶を自らす	57.6	10.3	***
朝食家族全員で食事をする	26.9	21.2	NS
夕食家族全員で食事をする	57.9	49.2	NS
よく噛む	77.6	64.1	***
嫌いなものも努力して食べる	56.2	39.7	***
配膳・後片付けの手伝いよくする	28.6	08.1	***
食物の話をする	33.3	23.2	***
9時までに寝る	40.0	34.1	NS
毎日歯をみがく	81.6	64.9	***
毎日排便がある	71.3	63.2	*
表情がいきいきしている	72.2	59.3	***
保護者が言ったことがよくできる	46.9	35.0	***
したいことが自らできる	58.7	41.8	**
良し悪しの区別よくできる	49.0	41.5	*

\*: p<0.05, \*\*: p<0.01, \*\*\*: p<0.001, NS: 有意差なし

3) 保護者の食行動と幼児の食生活、生活習慣、心の健康との関連

①保護者の朝食摂取と幼児の食生活等との関連

「保護者の朝食摂取」状況は“毎日食べる”が73.6%であり、24.6%の保護者は朝食欠食があるなど、保護者自身の食生活に問題があった。欠食をする保護者は、子どもの年齢が上がるほど多くなる傾向を示し、6歳児の保護者では“時々食べない”、“食べないことが多い”をあわせると30.5%になった。また保護者の朝食摂取状況と、幼児の朝食摂取状況を相関してみると、図4に示すように、保護者が“毎日食べる”場合の幼児の朝食摂取率は84.8%であるのに対して、保護者が“食べないことが多い”場合は当然のことながら、幼児の“毎日食べる”割合は50.0%であり、明らかに欠食が多くなっている。また表10に示すように、保護者の朝食摂取と幼児の食生活等での関連は、対比させた17項目のうち9項目で関連はなかったものの、幼児の「朝食摂取」の他「朝食の食事バランス」や「朝食の共食」、「嫌いなものでも努力して食べる」、「配膳・後片付けの手伝い」、「就寝時刻」、「歯みがき」、「母親の言ったことに従うことができる」などでよい結果を得た。

②保護者の栄養成分表示活用と幼児の食生活等との関連

「食品の栄養成分表示の活用」は“あり”が

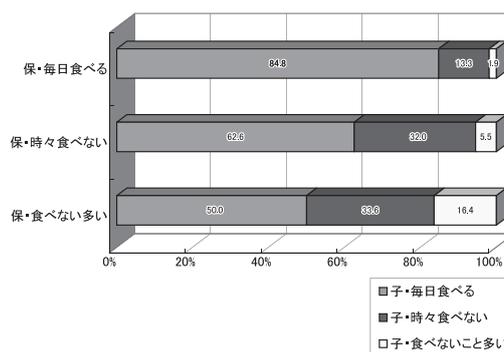


図4 保護者の朝食摂取と幼児の朝食摂取との関連

27.1%であり、幼児期の保護者であまり活用されていないことがわかった。これらの“活用している”ものと、“していない”ものをその幼児の食生活等で比較してみると、表11に示すように、「夕食の共食」、「9時までに寝る」以外の多くの項目で関連性があることが確認された。但し、“保護者の栄養成分表示活用”と“幼児が朝食を毎日食べる”は逆の相関がみられた。栄養成分表示に関しては、健康増進法や

食品衛生法等でも表示化はすすんでおり、今日の食生活でその情報は重要となっている。賢く消費をする上で消費者はもっと活用すべきであろう。

③保護者の講習会等への参加と幼児の食生活等との関連

“講習会へ参加している”ものは20.1%と少ない。これら講習会等への参加と幼児の食生活等の関連をみると、表12に示すように有意差をみ

表10 保護者の朝食摂取行動と幼児の食生活等との関連 (%)

		保護者			検定
幼児の状況		毎日食べる	時々食べない	食べない事多い	
食生活	朝食を毎日食べる	84.8	62.6	50.0	***
	朝食のバランスがよい	45.3	37.4	28.0	***
	夕食のバランスがよい	78.8	75.6	71.5	NS
	食事の挨拶を自らする	53.9	54.5	56.5	NS
	朝食家族全員で食事をする	29.5	20.2	14.6	***
	夕食家族全員で食事をする	56.4	60.0	58.9	NS
	よく嘔む	76.9	75.3	76.2	NS
	嫌いなものも努力して食べる	55.6	56.9	45.1	*
	配膳・後片づけの手伝いよくする	25.4	28.8	37.9	***
	食物の話を自らする	31.6	34.3	36.0	NS
生活習慣	9時までに寝る	42.1	38.0	25.2	***
	毎日歯をみがく	82.6	74.9	71.0	***
	毎日排便がある	72.1	67.7	66.4	NS
心の健康	表情がいきいきしている	72.5	66.4	72.8	NS
	保護者が言ったことよくできる	47.2	41.1	46.7	*
	したいことが自らできる	58.2	55.4	58.2	NS
	良し悪しの区別よくできる	49.9	45.0	44.9	NS

\*: p<0.05, \*\*\*: p<0.001, NS: 有意差なし

表11 保護者の栄養成分表示活用と幼児の食生活等との関連 (%)

		保護者		検定
幼児の状況		活用する	活用しない	
食生活	朝食を毎日食べる	62.9	75.8	***
	朝食のバランスがよい	51.0	39.8	***
	夕食のバランスがよい	84.0	75.4	***
	食事の挨拶を自らする	59.5	52.0	**
	朝食家族全員で食事をする	30.9	24.9	**
	夕食家族全員で食事をする	59.2	56.7	NS
	よく嘔む	80.4	75.2	**
	嫌いなものも努力して食べる	64.6	51.3	***
	配膳・後片づけの手伝いよくする	31.5	25.4	**
	食物の話を自らする	38.2	30.4	***
生活習慣	9時までに寝る	41.9	38.9	NS
	毎日歯をみがく	85.6	78.4	***
	毎日排便がある	74.9	69.2	*
心の健康	表情がいきいきしている	76.9	69.3	***
	保護者が言ったことよくできる	51.5	44.0	***
	したいことが自らできる	61.6	55.9	*
	良し悪しの区別よくできる	53.8	46.4	**

\*: p<0.05, \*\*: p<0.01, \*\*\*: p<0.001, NS: 有意差なし

たものは「朝食の摂取」、「朝食のバランス」、「夕食のバランス」、「嫌いなものでも努力して食べる」、「手伝いをする」、「食物の話をする」、「9時までに寝る」であり、17項目中7項目で

あった。幼児期の母親は子どもが小さいために、外出が難しく、そのために食に対する意識があっても参加できないことがあると思われる。学習会などの設定には託児所の準備を配慮できる

表12 保護者の講習会等の参加と幼児の食生活等との関連 (%)

幼児の状況		保護者		検定
		あり	なし	
食生活	朝食を毎日食べる	84.7	75.9	***
	朝食のバランスがよい	52.2	40.5	***
	夕食のバランスがよい	84.1	76.1	**
	食事の挨拶を自らする	58.1	53.0	NS
	朝食家族全員で食事をする	28.7	26.0	NS
	夕食家族全員で食事をする	57.0	57.4	NS
	よく噛む	75.3	76.9	NS
	嫌いなものも努力して食べる	62.2	53.1	***
	配膳・後片づけの手伝いよくする	34.2	25.3	***
	食物の話を自らする	33.7	32.2	**
生活習慣	9時までに寝る	45.8	38.2	**
	毎日歯をみがく	82.6	79.8	NS
	毎日排便がある	70.2	70.9	NS
心の健康	表情がいきいきしている	75.1	70.3	NS
	保護者が言ったことよくできる	50.0	45.0	NS
	したいことが自らできる	59.9	56.8	NS
	良し悪しの区別よくできる	50.2	47.9	NS

\*\*：p<0.01, \*\*\*：p<0.001, NS：有意差なし

表13 保護者の食意識、態度、行動と幼児の実態との関連

幼児の状況	保護者	意識		態度		行動		
		バランスある食事を常に心掛け	子どもの手伝いは非させたい	偏食・少食時の対応あり	食事の挨拶の促しをする	朝食毎日摂取する	栄養成分表示活用	講習会等に参加
食生活	朝食を毎日食べる	○		○		○	*	○
	朝食のバランスがよい	○	○	○	○	○	○	○
	夕食のバランスがよい	○		○	○		○	○
	食事の挨拶を自らする	○	○	○	○		○	
	朝食家族全員で食事をする	○	○	○		○	○	
	夕食家族全員で食事をする	○	○					
	よく噛む	○			○		○	
	嫌いなものも努力して食べる	○		○	○	○	○	○
	配膳・後片づけの手伝いよくする	○	○	○	○	○	○	○
	食物の話を自らする	○	○	○	○		○	○
生活習慣	9時までに寝る	○		○		○		○
	毎日歯をみがく	○		○	○	○	○	
	毎日排便がある	○	○	○	○		○	
心の健康	表情がいきいきしている	○	○		○		○	
	保護者が言ったことよくできる	○	○	○	○	○	○	
	したいことが自らできる	○	○	○	○		○	
	良し悪しの区別よくできる	○	○	○	○		○	

○：相関あり \*：逆相関

とよい。

保護者の食意識、態度、行動の7項目と幼児の食生活等の17項目の関連性をまとめたものを表13に示した。対比させた全ての項目で関連性を示したのは、保護者の「バランスのある食事の心がけ」であった。次いで「栄養成分表示を活用する」が、また「偏食・少食時に対応をする」や「食事の挨拶の促しをする」、「子どもに手伝いを是非させたいと思う」も、関連して幼児の各項目でよい結果が多かった。

「バランスのある食事に心がける」ことは、食事づくりの基本であるので、保護者のこの認識が、子どもの食生活等の多くの項目の実態により影響をもたらしたことは、予測したとおりであった。加えて、幼児の生活習慣や心の健康にもよい結果を得ていた。岩坂<sup>12)</sup>は、幼児の養育者に対する調査で、栄養のバランスを考えているものでは、楽しんで料理を作り、いろいろな料理を組み合わせる食卓に出し、家族揃ってコミュニケーションをとりながらの食事であったことを報告している。栄養バランスのある食事への取組みは、保護者の積極的な食行動の原動力となり、親子の心の交流も得るなど、食の全般により影響をもたらす結果につながったと考える。富岡<sup>2)</sup>は、市街部と農村部の学童の母親の調査で、農村部の母親では、自家栽培の食品を利用した料理を優先するために、栄養バランスの配慮が少ないこと、市街部の母親では手作りの料理や家族の共食、楽しく食べることを意識していた人が多いなど、差があるとしている。農村部の保護者では、自家栽培の食品を利用しながらも、栄養のバランスには心を配るようにし、その上で、幼児と共に食物の生育を楽しむことによって、幼児の食品への興味を高めるなどのよい機会ともなるので、自家栽培の利点は生かすようにしたい。

子どもの食生活をよくする要因はいろいろあると考えるが、今回の調査で、間接的であると思われる、「食事の挨拶の促しをする」、「子ど

もに手伝いをさせたいと思う」保護者の意識も、子どもの食生活や生活習慣、心の健康に至る様々な面でよい影響を示していた。当然のことながら、これらの促しをしている保護者の子どもはよく挨拶をし（促しあり57.6%、なし10.3%）、手伝いをしている（手伝いさせたい39.4%、あまりさせたくない22.5%）。挨拶や手伝いは、子どもの食への前向きな態度の現れであり、行動することによって満足感や達成感も得られる。また他とのコミュニケーションが生まれるなど、挨拶や手伝いから多くのことが連動して総合的によい結果を生むこととなったと考える。手伝いはまた、食品や調理に関心を持ち、食べ物を大切にする気持ちが生まれ、地域の食文化に触れる機会ともなるなど多くの側面を持つ。石川ら<sup>10)</sup>の調査でも、食事の挨拶をする幼児で、簡単な食事の手伝い、食事の催促、食べ物に関する会話など食行動全般が積極的であるなど、今回のわれわれの調査と同様の結果を得ている。伊藤ら<sup>3)</sup>は、児童の家庭の食事の満足感は、食事内容の他に、共に食事をする人の存在、食事を作る人との関係にあるという。富岡<sup>2)</sup>はまた、学童の食事の手伝いは優位に女子で多いとしている。その傾向が農村部で特に多いのは、食事づくりの手助けを期待しての結果であり、背後に農村部の父親の、買い物や食品選び、食事作りの協力のなさが、女子に多く期待する結果となっていることを指摘している。手伝いの意義を理解し、是非男子にもさせたいものである。

これからの時代に生きる人々の食生活のあり方を考える時に、食の自立は男女の区別なく大事なことであり、自己管理のための食教育も必要となる。好ましい食習慣が確立できるよう、男女共に食に関わる機会を多くしたい。

食は、幼児の心身の発育発達においては、単に栄養素の摂取の機会としてではなく、人間としての豊かな成長をしていく上で重要であり、食によって育まれる部分は多い。食は、生産から流通、調理、配膳そして食事に至るまで、幅

広い内容を持つ。生産の場では、食品に親しみ、気候風土についても学び、そして労働の尊さを実感するであろう。流通では交通、通信、市場など、経済にも触れることができる。また調理に参加することによって、食品の特性に関心をもち、調理する喜びを味わい、配膳からは家族の人々に思いをよせ、食事を家族で摂ることによって和が生まれ、信頼感や思いやりも生じる。保護者はこの幅広く、深い食を理解して、その重要性に気づくべきである。

今日、仕事を持つ母親は増加し、また食環境が変化したことによって、家庭における食の場は、安易に考えられるようになった。しかしながら、幼児期は、食習慣形成の最も重要な時期であり、食生活のすべてが養育者に委ねられているために、保護者の食に対する意識や態度、行動は、幼児の食生活に大きく影響しており、改めて保護者に対する啓蒙の必要性を痛感した。

#### IV まとめ

茨城県内の20保育所、10幼稚園に通園する幼児、9市町村の3歳児健診受診児の合計2503名の幼児とその保護者を対象に調査を行った。対象者は3歳児29.8%、4歳児29.6%、5歳児30.2%、6歳児10.4%である。調査内容は、幼児には生活習慣や食行動、心や体の健康に関するもの、保護者には食意識や態度、行動に関するものであった。それらの設問から、保護者の食意識や態度、行動に関する7項目と幼児の食生活、生活習慣、心の健康に関する17項目を対比させて、幼児の食生活等に及ぼす保護者の影響を分析し、次の結果を得た。

- 1) 保護者が「バランスの摂れた食事に心掛けている」場合は、調査した子どもの「食生活」や、「生活習慣」、「心の健康」のすべての項目で、そうでない場合に比べて、有意によかった。
- 2) 子どもに「食事づくりの手伝いをさせたい」

と考えている保護者は29.6%であり、少なかった。幼児期という手伝いの難しい時期ではあるが、「手伝いをさせたい」と考えている保護者では、子どもの「食生活」、「心の健康」に関する項目で良い結果がみられた。

- 3) 子どもの「偏食や少食時に何らかの対応をしている」場合では、対応のない保護者の子どもより、多くの項目で幼児の結果は有意によかった。
- 4) 食事の「挨拶の促し」は間接的に、幼児の食生活や生活習慣、心の健康の上でよい結果を得た。
- 5) 保護者が「朝食を食べている」場合は、当然のことながら「子どもの朝食欠食」は少ない。またこの場合も幼児の「食事のバランス」や「嫌いでも努力して食べる」などの食べる行動、「子どもが9時までに寝る」、「歯磨きをする」などの生活習慣は有意によい結果を得た。
- 6) 「栄養成分表示活用」は27.1%と少なかった。これらの保護者の子どもでは、「食事のバランスがよい」など多くの項目で良い結果が得られた。
- 7) 「講習会や学習会等の参加」も20.1%と少ない。幼い子どもを抱えているために難しい点はあるが、参加者では「子どもの朝食摂取」や「食事のバランス」、「食事の手伝い」、「食べ物に関する会話」、「9時までに寝る」に有意に良い結果がみられた。講習会や学習会の必要性和参加出来るような環境の整備をすすめる必要がある。

子どものよりよい食習慣形成において、保護者、特に母親の影響は大きく、保護者の食に対する意欲的な態度、積極的な行動に結びつくような働きかけが必要である。そのために保護者に対する啓蒙や、環境づくりが重要であることを認識した。

## 謝 辞

今回の調査は、「子どもの食育に関する実態調査委員会」により企画され、調査の実施は茨城県保健福祉部や茨城県栄養士会の方々によって行われました。多くの方々のご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

## 参考文献

- 1) 富岡文枝：幼児の食教育と両親の食意識及び食行動とのかかわり、栄養学雑誌、57、25～36 (1999)
- 2) 富岡文枝：母親の食意識及び態度が子どもの食行動に与える影響、栄養学雑誌、56、19～32 (1998)
- 3) 伊藤至乃、天野幸子、殿塚婦美子：食生活における母子のかかわりについての研究、栄養学雑誌、51、39～52 (1993)
- 4) 塚原康代：保護者の食意識と子どもの食生活・身体状況－ライフステージ別相違点と相互関連性、栄養学雑誌、61、223～233 (2003)
- 5) 山口静枝、春木 敏、原田昭子：母親の食行動パターンと幼児の食教育との関連、栄養学雑誌、54、87～96 (1996)
- 6) 山口静枝：幼児の食生活に及ぼす母親の意識について、大阪信愛女学院短期大学紀要、15、27～42、(1981)
- 7) 細谷圭介、倉森三知代：小学生の野菜摂取に関する食習慣と親の食意識について、栄養学雑誌、54、251～258、(1996)
- 8) 中川美子：母親からみた園児の健康と朝食・間食とのかかわり、栄養学雑誌、49、81～90 (1991)
- 9) 原田昭子、春木 敏、山口静枝：食行動パターンと食意識、栄養学雑誌、56、71～80 (1998)
- 10) 石川文子、田中真智子、高澤恭子、政安静子、酒井治子、足立己幸：楽しい食育プログラム開発のためのベースライン調査からみた乳幼児の食生活 (第2報) 食事の挨拶行動と食行動・QOL、第47回日本栄養改善学会講演集、159 (2000)
- 11) 持田ヨシエ、田中理恵、堂蘭美奈、外山健二、桑野和代：3歳児の保護者の食意識及び食習慣等とこどもの食生活状況との関連について、第50回日本栄養改善学会学術総会講演集、190 (2003)
- 12) 岩坂麻以：幼児の食に関する養育者の意識について、国立保健医療科学院 (2003)
- 13) 小児保健協会：平成12年度幼児健康度調査報告書 (2001)
- 14) 茨城県保健福祉部、茨城県栄養士会：子どもの食育に関する実態調査報告書 (2002)

「専門職としての栄養士」に関する学生の意識  
—入学時と校外実習終了時の比較を中心として—

富田 教代\*

Students' Attitudes toward the "Dietician as a Profession"  
Comparison between "Just after the Entrance"  
and "After experiencing Internships"

TOMITA Noriyo\*

To explore the students' attitudes toward the "Dietician as a Profession", questionnaire surveys were conducted to junior college students majoring in dietetics twice "Just after the Entrance" and "After experiencing Internship". Major findings are:

1 Reasons for entrance to the department of dietetics are "To be a dietician"(62.5%), "To get license"(17.5%), "Interested in food"(15.0), and "Recommended by those around"(1.3%).

2 "Will to be qualified for the Registered Dietician" was held by 94.4% students work "Just after the Entrance", but it dropped to 87.5% "After experiencing Internships".

3 The "profession" of the dieticians at hospitals evaluated by the students "Just after the Entrance" dropped significantly "After experiencing Internship". Contrary the "profession" of the dieticians at school rose slightly. Degrees of professionalism and working conditions perceived by the students seem to contribute these changes.

4 Percentage of students who have "Will to work as dietician" was 67.5% "Just after the Entrance". It rose to 87.5% "After experiencing Internships"..

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.33)

## I. 緒言

校外実習は栄養士教育において、専門職を目指すために講義で学んだことを実際に体験できる最高の学習の場である。そして多くの人との関わりにより人間的にも成長できる場でもある。それを十分に活用し、達成感や喜びを感じ得る場となる。その反面、無力感や挫折感も体験する場でもある。この校外実習を学生が今後の学習意欲を高め、栄養士職に魅力を感じられる体験へと意味づけすることは実習担当の教員の役割でもあるし、特に自分をみつめることは学生の価値観・栄養士観に大きな影響を与える。

栄養士養成施設における校外実習に関しては、平成14年4月1日に文部科学省と厚生労働省から「管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成における校外実習について」という実習要領が示されている<sup>1)</sup>。実習の目的は栄養士養成施設では「給食の運営」の教育目標に即し、給食業務の概要について理解するとともに、給食計画を含め、給食の実務の実際について理解するとことに留意した実習内容とすることとなっている。

本学における栄養士養成は、大学教育と職業教育の二面性の中で行われている。そのために、校外実習の単位数は、厚生労働省が示す基準単位「1単位以上」に対し、本学においては、栄養士養成施設の校外実習は学内での基本的な理論と実習を踏まえ、実際の現場で理論と実践の両面を具体的に研鑽し、応用力の育成、自己啓発を十分に行うことが大切であると考え、事業所、病院、学校および幼稚園で3単位を実施している。

そこで本研究では、校外実習を把握し、さらに効果的な校外実習を図り、今後の栄養士養成

における職業教育を再構築するには、「専門職としての栄養士」に関する学生の意識を明らかにすることが重要と考え、「入学時」と「校外実習終了時」に調査票による調査を実施した。今後社会の養成に沿うような能力を備えた栄養士養成を行うためにどのような指導が必要であるか検討したので報告する。

## II. 方法

### 1、調査対象

調査対象は、茨城県にあるT短期大学の食物栄養専攻に在籍する学生162名である。調査時期は2000年から2001年にかけて行った。

### 2、調査方法および調査内容

調査は悉皆調査とし、調査担当者が受け持つ講義時間に実施された。162名から有効な回答が得られた。調査は自記式質問票によって実施した。調査項目は、1)入学の動機、2)管理栄養士資格取得への変容、3)校外実習施設(事業所、社会福祉施設、病院、学校、幼稚園)について、12項目について実習前および実習後の栄養士の専門職のイメージをSemantic Differential法<sup>2) 3) 4)</sup>(略してSD法)の評価、4)栄養士就労への気持ちの変容、5)就職希望施設と実際に就職した施設である。

### 3、集計及び解析方法

調査項目は平均値および標準偏差で表記した。実習前後の平均値間の差の有意性を検討するために、Student paired t-testを適用した。また各項目間の特性を検討するために、各変数のPearsonの相関係数(r)を算出した。SD法により回答させた実習前後のイメージ得点の各評価を主成分分析に適用し解析した。なお検定に際しての統計的有意水準は0.05未満とし、統計解析にはEXCEL統計2000 for windows (SSR1社製)を用いた。

2004年10月28日受付

\*TOMITA Noriyo 生活科学科食物栄養専攻・助教授  
(給食管理)

### Ⅲ. 結果

#### 1、入学の動機

入学の動機を尋ねたところ、図1のとおり、「栄養士になりたい」が最も多く62.5%、「資格がとれる」17.5%、「食物に興味がある」15.0%、「周りのすすめ」で1.3%の順を示していた。

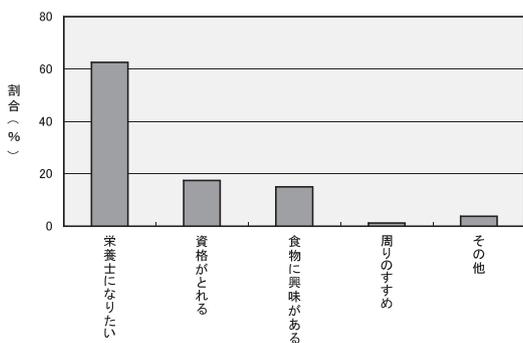


図1 入学の動機

#### 2、管理栄養士受験の意識

管理栄養士取得希望は、図2のとおり、「入学時」には94.4%を示していたものが「校外実習終了時」には87.5%を示していた。

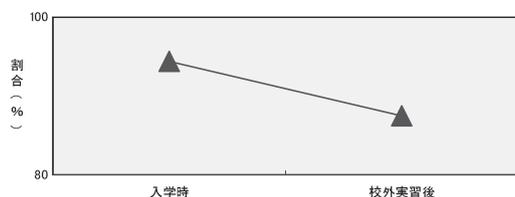


図2 管理栄養士への受験の意識

#### 3、校外実習施設の実習前及び実習後の評価

##### (1) 各施設の調査対象者の回答状況

表1は、12項目をSD法により回答させた実習前後のイメージを得点化し、平均値および標準偏差、さらに項目別にt検定を行った結果を示したものである。施設別の実習前および実習後の平均値は、最も病院が有意に低下し、学校がわずかに実習後に上昇を示したが、社会福祉施設は変化がみられなかった。

項目別にみると事業所において有意に低下した項目は、“社会的意義”、“能力・資格を生かせる”、“やりがいを感じる”、“定年まで続けられる”、“報酬がよい”、“安定性が高い”である。病院において有意に低下した項目は、“やりがいを感じる”、“定年まで続けられる”、“報酬がよい”、“安定性が高い”、“適性を感じる”である。社会福祉施設において有意に上昇した項目は、実習後に“自分の能力でもできる”であり、有意に低下した項目は、“やりがいを感じる”である。幼稚園において有意に低下した項目は“社会的意義がある”、“自分の能力でもできる”である。学校において有意に上昇した項目は“人間関係が良好な職場である”である。有意に低下した項目は、“自分の能力でもできる”、“定年まで続けられる”、“報酬がよい”である。

##### (2) 12項目の相関関係

表2は12項目の項目間の関連の相関行列を示したものである。高い正の相関を示したものは“社会的意義がある”と“能力・資格を生かせる”、“やりがいがある”と“安定性が高い”、“能力・資格を生かせる”と“安定性が高い”、“能力・資格を生かせる”と“やりがいがある”、“適性を感じる”と“人間関係がよい”である。

以上より、“社会的意義”や“やりがいがある”、“能力・資格を生かせる”など高い専門性を示すものと、“高い社会的地位を得やすい”、“格好がよい”など働く条件を示すものが重要であると考えられた。

##### (3) 主成分分析による各施設の栄養士評価

さらに実習を評価する主成分を抽出するために、12項目の回答を主成分分析に適用し、その結果を図3-1、3-2に示した。

2つの主成分が抽出され、主成分負荷量から、各主成分の解釈を以下のように行った。第1主成分では、社会的意義がある、やりがいがある、資格・能力がいかせるなどから、“高い専門性を示す”と解釈した。第2主成分では、報酬がよい、格好がよい、自分の能力でもできる仕事と感じるなどから、“働く条件を示すもの”と

表1 実習前後のSD法による回答状況

調査項目	区分	事業所(n=96)			病院(n=162)			福祉施設 (n=66)			幼稚園(n=150)			学校(n=12)		
		実習前	実習後	t-test	実習前	実習後	t-test	実習前	実習後	t-test	実習前	実習後	t-test	実習前	実習後	t-test
社会的意義がある	MEAN	4.25	3.81	**	4.59	4.62	n.s	4.21	4.33	n.s	4.35	3.55	*	5.00	4.68	n.s
	S.D.	0.89	0.76		0.64	0.56		0.76	0.52		0.87	0.78		0.00	0.42	
能力・資格を生かせる	MEAN	4.51	2.54	**	4.63	4.47	n.s	4.55	4.66	n.s	3.99	2.56	*	5.00	5.00	n.s
	S.D.	0.61	1.10		0.61	0.98		0.89	0.76		0.91	0.95		0.00	0.00	
自分の能力でもできる仕事と感じる	MEAN	1.63	1.50	n.s	1.86	1.41	n.s	1.00	1.88	**	2.40	1.56	n.s	2.33	1.50	**
	S.D.	1.17	0.95		1.41	0.81		0.61	0.95		0.95	1.13		1.03	0.84	
やりがいを感じる	MEAN	4.43	3.67	**	4.71	4.30	**	4.55	4.21	*	3.67	3.85	n.s	5.00	5.00	n.s
	S.D.	0.84	0.83		1.46	0.77		0.79	0.83		0.95	0.88		0.00	0.00	
定年まで続けられる	MEAN	3.56	3.23	**	3.88	3.19	*	3.88	3.88	n.s	3.19	2.91	n.s	3.50	2.33	**
	S.D.	0.66	0.72		0.43	0.49		0.69	0.72		0.55	1.08		0.84	0.98	
報酬がよい	MEAN	2.96	3.67	*	2.93	2.72	*	2.77	2.27	n.s	3.09	3.75	n.s	3.68	3.00	**
	S.D.	1.19	0.74		0.90	1.12		0.84	0.83		0.53	0.99		0.43	0.56	
安定性が高い	MEAN	3.57	3.04	**	3.63	3.04	*	3.55	3.45	n.s	3.29	2.89	n.s	3.68	3.68	n.s
	S.D.	0.70	0.93		0.58	0.67		0.68	0.91		0.96	0.58		0.52	1.03	
高い社会的地位を得やすい	MEAN	2.91	2.77	n.s	3.33	3.39	n.s	3.00	2.88	n.s	3.29	2.89	n.s	4.18	4.50	n.s
	S.D.	0.91	1.00		0.92	0.91		0.89	0.75		0.48	0.70		0.98	0.55	
格好がよい	MEAN	2.86	2.79	n.s	3.23	3.15	n.s	2.55	2.43	n.s	3.11	3.11	n.s	3.00	2.83	n.s
	S.D.	0.89	0.75		1.32	1.22		0.91	1.00		0.73	1.00		0.41	1.17	
適性を感じる	MEAN	3.39	3.52	n.s	3.58	3.27	*	3.33	3.22	n.s	3.27	3.42	n.s	2.18	2.83	n.s
	S.D.	0.74	1.52		1.02	0.74		0.46	1.23		0.89	0.69		0.75	1.10	
人間関係が良好な職場である	MEAN	3.56	3.48	n.s	3.54	3.38	n.s	3.22	3.55	n.s	3.54	3.70	n.s	2.18	3.83	**
	S.D.	0.89	1.08		1.49	1.32		0.87	1.25		0.50	1.27		0.75	0.82	
福利厚生が充実している	MEAN	3.83	3.85	n.s	3.62	3.47	*	3.78	3.67	n.s	3.33	3.24	n.s	3.00	3.83	n.s
	S.D.	1.16	0.97		1.06	1.24		1.05	0.89		1.32	0.99		0.75	0.82	
平均	MEAN	3.45	3.16	n.s	3.63	3.37	**	3.37	3.37	n.s	3.38	3.12	n.s	3.56	3.58	n.s
	S.D.	0.80	0.68		0.80	0.86		0.99	0.87		0.49	0.64		1.07	1.11	

表2 12項目の相関行列

	社会的意義	能力・資格	自分でもできる	やりがい	定年	報酬がよい	安定性	高い社会的地位	格好がよい	適正	人間関係がよい	福利厚生
社会的意義	1.0000											
能力・資格	0.8442 **	1.0000										
自分でもできる	0.3686	0.1191	1.0000									
やりがい	0.6934 *	0.7412 **	-0.0238	1.0000								
定年	0.1477	0.2406	-0.0063	0.1170	1.0000							
報酬がよい	-0.1902	-0.5807 *	0.2344	-0.0860	-0.3261	1.0000						
安定性	0.6385 *	0.7912 **	0.1244	0.8326 **	0.2786	-0.3745	1.0000					
高い社会的地位	0.4876	0.2330	0.1823	0.5728	-0.4860	0.4634	0.1601	1.0000				
格好がよい	0.1752	-0.1951	0.2651	-0.0608	-0.0974	0.6018 *	-0.3764	0.4927	1.0000			
適性	-0.7296 **	-0.5575	-0.4939	-0.6536 *	0.1601	-0.2048	-0.4699	-0.6655 *	-0.0719	1.0000		
人間関係がよい	-0.4945	-0.3113	-0.3598	-0.3616	-0.3439	-0.2841	-0.2080	-0.2099	-0.1682	0.7120 **	1.0000	
福利厚生	-0.2195	-0.0150	-0.5042	0.1166	0.0815	-0.2299	0.2378	-0.2538	-0.2574	0.4744	0.5236	1.0000

\* p<0.05 \*\*p<0.01

解釈した。

そこで2つの主成分を軸にした座標軸上に、主成分得点をもとに実習前後の施設別に布置したものが図4である。高い専門性と評価した施設は実習後の学校、実習前の幼稚園、実習後の病院である。また働く条件がよいと評価した施設が、実習後の幼稚園、実習前の施設、実習前の事業所である。高い専門性と働く条件がよいと認められた施設は学校であった。

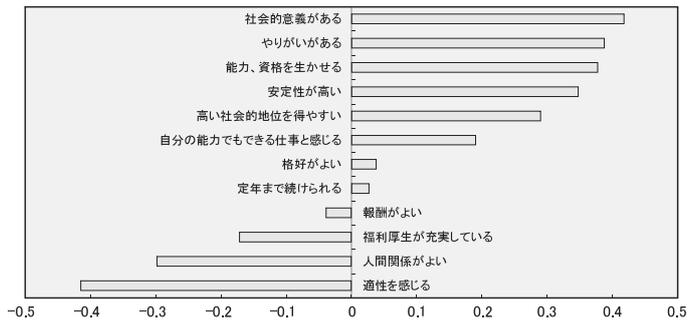


図 3-1 主成分 No.1 (固有値4.83, 寄与率40.24%)

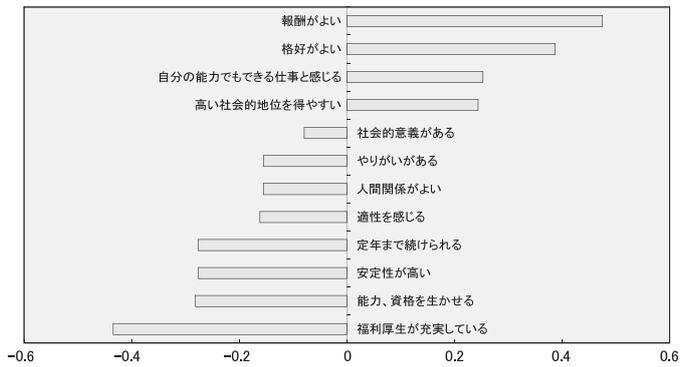


図 3-2 主成分 No.2 (固有値3.09, 寄与率25.78%)

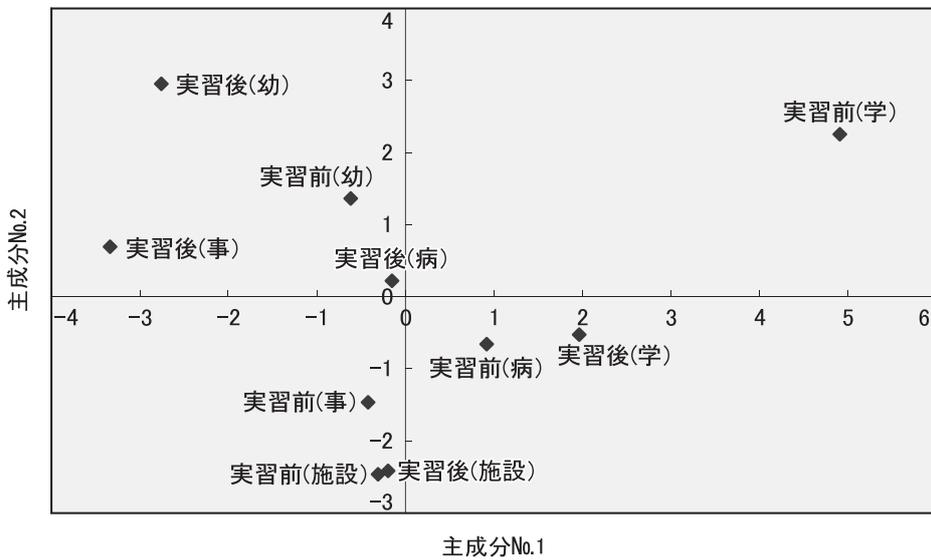


図 4 実習前後の施設別主成分得点

#### 4、栄養士就労への気持ちの変容

栄養士就労への気持ちの変容は、図5のとおり、入学時に67.5%が、2年生の病院実習および学校実習終了時には87.5%と上昇を示していた。

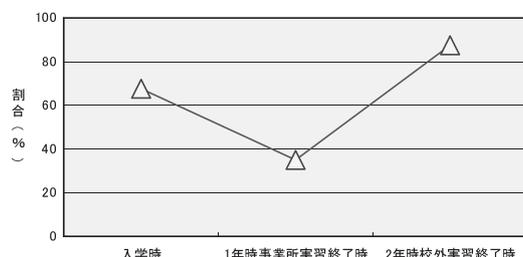


図5 栄養士就労への意識の変容

#### 5、就職希望施設と実際に就職した施設

就職希望施設と実際に就職した施設に比較は図6のとおり、実際に就職した施設が希望施設を上回っていたのが病院（20.3%から37.0%）と事業所（7.6%から27.3%）であった。また老人施設および保育所を27.0%の者が希望していたが実際には12.0%の者しか就職できなかった。このことは学生の意識とは別に、年ごとの求人施設の種類と数に関係するのではないかと思われた。

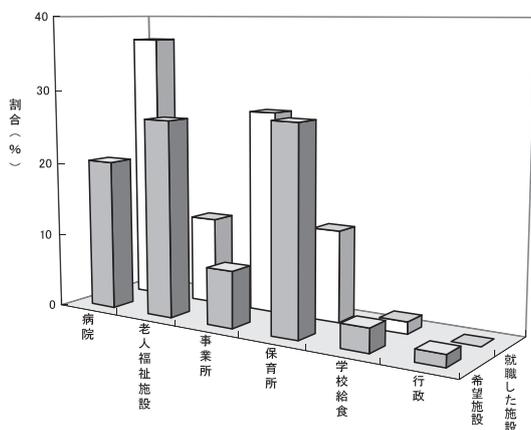


図6 就職希望施設と実際に就職した施設

#### IV. 考察

以上の調査結果において、校外実習が栄養士への就労および就職への選択においても大きな影響を与えることが示された。また管理栄養士国家試験への受験にも影響をもつことが認められた。理想をいえば本来なら校外実習はどこの施設でうけても同じ実習が行えればいいのであるが、実際は実習が標準化されていないためにどこの施設へ配属されたかが大きな影響をもつことがわかった。

学外の実務担当者である栄養士から直接指導を受ける機会を本学においては他の栄養士養成施設と比較して多いことは、様々な職種の人々と接する好機会となり、特に栄養士との接触が学習意欲を高める有効な方法となった。どの施設も本学の教育に対し極めて協力的であった。実習目的を詳細に打ち合わせたつもりであったが、受け入れ側のとらえ方には多少の差を生じた。しかし、成果への影響はむしろ現場の実務担当者の日常業務に対する態度や姿勢などによるもののほうが大きいようであった。栄養士や管理栄養士の研究的態度や人格などが、仕事のレベルを決定したり、仕事を円滑に行うために必要な人間関係づくりに影響していることを学生に気づかせた。

実習担当の教員としては、今後は実習前の教育方法を改善し、社会の要請に沿う技術面の教育を充実させることを考えている。そのためには学生の実習への前向きな姿勢を大切に、学内でも校外実習でも学習できる環境を整えることが大切であると考え。また、病院や福祉施設など人間の生老病死に関わる緊張の場面で学習する学生は、それまでの生育暦により、もの感じ方、表現の仕方にとまどいを感じ、極端には自信喪失に落ち込む学生もいる。栄養士の学習の中で、学生の個性が如実に表われるのも校外実習である。今後指導に当っては、認知・精神運動・情意領域の各側面から学生を細かく観察し、その学生に適した指導方法を工夫

することが実習担当の教員の課題であると思われる。

## V. まとめ

「専門職としての栄養士」に関する学生の意識を明らかにするために、茨城県内の短期大学の栄養士養成課程の学生162人を対象として、入学時と校外実習終了時に調査票による調査を実施した。主要な結果は以下の通りである。

- 1、入学の動機では、「栄養士になりたい」が最も多く62.5%、「資格がとれる」17.5%、「食物に興味がある」15.0%、「周りのすすめ」で1.3%の順を示していた。
- 2、管理栄養士資格取得希望は、「入学時」には94.4%を示していたものが「校外実習終了時」には87.5%を示していた。
- 3、各職場における「専門職としての栄養士」の評価を、入学時と校外実習終了後で比較したところ、病院が有意に低下を示し、一方学校が上昇を示した。この変化に影響を与える因子は専門性の高さや労働条件である。
- 4、栄養士への就労希望は、「入学時」には67.5%であったが、「校外実習終了時」には87.5%となり、上昇が見られた。

本報の一部は、第47回日本栄養改善学会において発表した。

## 文 献

- 1) 栄養調理関係法令研究会編：栄養調理六法、105～106 (2003)
- 2) 岩下豊彦：SD法によるイメージの測定、川島書店、(1983)
- 3) 増山英太郎、小林茂雄：センソリー・エバリューエーション、恒内出版 (1989)
- 4) 奥野忠一、久米均：多変量解析法、日科技連 (1995)

## 超軟水の炊飯に関する影響

佐塚 陽子\* 佐塚 正樹\*\*

横山(植竹)千恵子\*\*\* 富田 教代\*\*\*\*

Influence of Ultimate soft water on cooking rice

SAZUKA Yohko\* SAZUKA Masaki\*\*

YOKOYAMA(UETAKE) Chieko\*\*\* TOMITA Noriyo\*\*\*\*

Ultimate soft water, which has minerals at concentrations of 0-5 mg/l, was obtained from HITACHI-ES FULL AUTOMATIC WATER SOFTENER named MARUMIZU KAZOKU produced by HITACHI ELECTRIC SYSTEMS.CO.LTD. Influence of the soft water on cooking rice was investigated. The soft water could influence the good taste in comparison to taste of cooking rice by use of tap water. WATER ALKALINE IONIZER produced by HITACHI LIVING SYSTEMS, LTD. is in control of hydrogen exponent of tap water. The water of controlled pH was not concerned with good taste of cooking rice. However, the result of tasting of cooking rice indicated that 10-34% subjects liked the soft water and/or the water of controlled pH for cooking rice.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.33)

### 1 はじめに

ヒトが生きるためには水が必要不可欠な物質である。ヒトの一日に必要とする平均2ℓの水のうち飲料水が1ℓで残り1ℓは食物から得られる<sup>1)</sup>。

2004年7月30日受付

\*SAZUKA Yohko 生活科学科食物栄養専攻・助手

\*\*SAZUKA Masaki 生活科学科生活科学専攻・専任講師  
(食品加工学実験)

\*\*\*YOKOYAMA(UETAKE) Chieko 生活科学科食物栄養専攻・助手

\*\*\*\*TOMITA Noriyo 生活科学科食物栄養専攻・助教授  
(給食管理)

調理や食品製造の用水は、食品と食物のおいしさを決める重要な条件であり、おいしい水の水質には硬度などの幾つかの要素がある<sup>2)</sup>。

水の硬度は水に含まれるカルシウム塩とマグネシウム塩の総和を炭酸カルシウムの量に換算した値で、炭酸カルシウム1mg/ℓ含まれると硬度を1という<sup>3)</sup>。硬度が200以上を硬水と呼び、硬度100以下を軟水という。また、水の水素イオン濃度は、アルカリ性では水の味覚として5基本味(甘味、塩から味、酸味、苦味、旨味)以外にアルカリ味としてとらえられる可能性がある<sup>4)</sup>。(株)日立エレクトリックシステムズ

開発の家庭用軟水器（商品名 まるみずかぞく）は、硬度を5以下にする軟水（以下超軟水とよぶ）を水道水から製造できる。㈱日立リビングサプライ開発のアルカリイオン整水器（商品名 トレビFW-150）は、酸性からアルカリ性まで水道水の水素イオン濃度を変化させた水（以下アルカリイオン水とよぶ）が製造できる。

本研究では、炊飯において、家庭用軟水器やアルカリイオン製水器で調製された水道水を用いることで軟水とアルカリイオン水の特徴を明らかにする。

以上の整水器で調製された水の科学的性質と

特性を明らかにすることは、家庭用水や都市活動用水の水質に関する選択の幅を広げて、Quality of Life（QOL）の向上につながると考えられる。

## 2 目的

アルカリイオン水や超軟水が炊飯にどのような影響を与えるか明らかにする。

## 3 方法

### a) 炊飯

市販の新米の茨城県産コシヒカリ（カカシ米

米の食味試験評価用紙																			
実施年月日																			
年 月 日																			
第 回																			
職業		性別		年齢				氏名											
		男・女		A		B													
				20～39歳		40歳以上													
項目	供試米 B 黄色						供試米 C 青色						供試米 D 緑色						
	か	不	少	基	少	良	か	不	少	基	少	良	か	不	少	基	少	良	か
嗜好	な	良	し	準	し	い	な	良	し	準	し	い	な	良	し	準	し	い	な
尺度	り		不	米	良		り		不	米	良		り		不	米	良		り
(評価)	不	良	同	じ	良	い	不	良	同	じ	良	い	不	良	同	じ	良	い	良
外観																			
香り																			
味																			
粘り																			
硬さ																			
総合																			

1. 該当欄に○をつけてください。  
 2. 評価項目の「粘り」については、「良い」を「強い」に「不良」を「弱い」に、また硬さについては「良い」を「硬い」に、「不良」を「やわらかい」にそれぞれ読み替えて評価してください。

図1. 飯米の官能検査表  
7段階評価で基準米（水道水）との比較により評価

穀(株)を用いた。炊飯に用いた水は、水道水(平均硬度52)、超軟水(硬度1以下)、アルカリイオン水、軟水器処理済みアルカリイオン水(以下アルカリイオン超軟水と呼ぶ)、さらに市販ミネラルウォーター(硬度1551, 以下硬水と呼ぶ)である。炊飯器は市販IHジャー(炊飯容量1ℓ, 形式 JIR-A100, タイガー魔法瓶(株))を用いた。炊飯は常法で行った<sup>2)</sup>。すなわち、米を10分間水洗し、ざる上げして米重量の1.5倍の水とともに炊飯の釜に入れて1時間の浸漬をおこない、炊飯して15分間蒸らした。なお、浸漬中は各用水で水素イオン濃度変化をpHメータにて測定した。

b) 官能検査

官能検査は、食糧庁の指針に従って行った<sup>5)</sup>。食味に関する各項目を7段階評価(図1)また

は5段階評価でそれぞれ結果を集計し、t検定にて有意差検定をおこなった<sup>6)</sup>。7段はかなりよいを3とし、かなり不良を-3として7段階とした。5段階評価は、7段階評価に準じてよいを2とし、不良を-2として5段階とした。

c) レオメーターによる硬さ計測

レオメーター(CR-500DX, (株)サン科学)を用いて各種用水で炊飯した米について硬さ測定を行った。

4 結果

a) 炊飯

浸漬水のpH変化を調べたところ、各用水で大きな変化はなかった(図2)。アルカリイオン水の電解の効果は、浸漬開始後、約5分でなくなった。

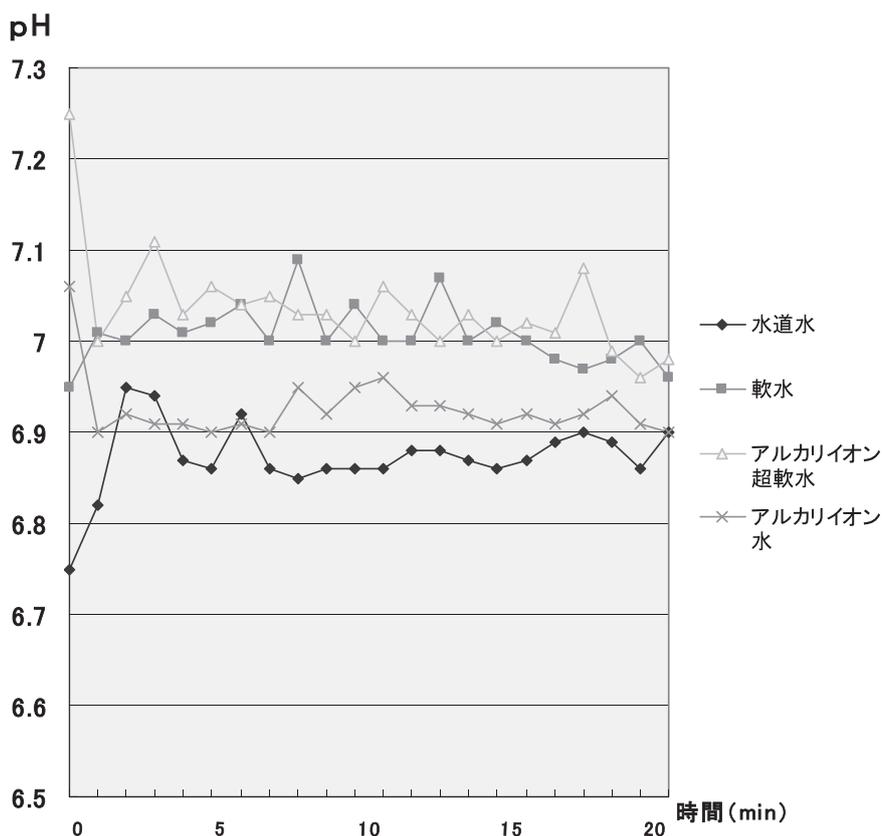


図2. 各浸漬水のpH変化

表1 水道水飯米との比較によるおいしさについての官能検査結果（7段階評価）

炊飯直後	総合	外観	香り	味	硬さ	粘り	度数
アルカリイオン水	-21	-48***	-28***	-11	36*	-35*	
超軟水	-2	-20*	-3	-17	-4	-28**	110
アルカリイオン超軟水	4	-15	1	-13	2	-12	
炊飯後3時間経過	総合	外観	香り	味	硬さ	粘り	度数
アルカリイオン水	-22**	-11**	-15*	-27***	23**	-18*	
超軟水	-8	2	-8	-7	1	-12*	38
アルカリイオン超軟水	-9	-2	-10	-9	24*	1	
炊飯後4時間経過	総合	外観	香り	味	硬さ	粘り	度数
アルカリイオン水	-31***	-12*	-27***	-28***	-29***	-24***	
超軟水	-17**	-25***	-14**	-11	-21**	-20**	41
アルカリイオン超軟水	-23**	-13**	-30***	-14*	-15*	-19**	
炊飯後24時間経過	総合	外観	香り	味	硬さ	粘り	度数
アルカリイオン水	-5	-5	-8*	1	0	-1	
超軟水	0	-2	-2	1	-10**	-9**	18
アルカリイオン超軟水	3	2	-3	-4	7	2	

\*：5%の片側t検定で有意差あり， \*\*：1%の片側t検定で有意差あり， \*\*\*：0.1%の片側t検定で有意差あり（水道水と比較した場合の有意差）

表2 超軟水飯米と硬水飯米の官能検査によるおいしさの比較（5段階評価）

試料	総合	外観	香り**	味*	硬さ	粘り	度数
炊飯直後							
超軟水	2	-3	5	2	-6	0	
硬水	-6	-2	-11	-12	-7	6	11
炊飯後3時間経過	総合**	外観***	香り*	味*	硬さ	粘り	度数
超軟水	8	17	18	11	-5	8	
硬水	-5	-8	4	-1	-6	13	14
炊飯後4時間経過	総合**	外観***	香り**	味**	硬さ*	粘り*	度数
超軟水	0	2	2	2	-3	1	
硬水	-20	-17	-19	-19	-20	-11	13
炊飯後24時間経過	総合*	外観	香り	味	硬さ	粘り*	度数
超軟水	4	0	-1	-2	-4	-5	
硬水	-8	-8	-8	-8	-9	6	10

\*：5%の片側t検定で有意差あり， \*\*：1%の片側t検定で有意差あり， \*\*\*：0.1%の片側t検定で有意差あり

b) 官能検査

水道水, アルカリイオン水, 超軟水, アルカリイオン超軟水を用いた飯米の官能検査の結果を表1に示した. 炊飯直後, 3時間後, 4時間後のいずれも水道水を用いた飯米が最も評価が高く, 24時間経過した場合, 総合評価ではアルカリイオン超軟水を用いた飯米の評価が1番目となり超軟水, 水道水が2番目によいという結果になった(表1). 硬水と超軟水を用いた飯米を比較すると24時間後の粘りの項目を除いて, 超軟水を用いた飯米が, 有意差がある全ての項目で硬水より優れているという評価を得た(表2). 今回の官能検査の総合評価について, 超軟水はかなりよいからすこしよいまでで, 約10~34%を占めていた(図3-図6).

c) 硬さ

水道水, 硬水, アルカリイオン水, 超軟水を用いて炊飯後4時間経過で, それぞれの飯米の

硬さは図7に示したようになり, 各水の違いはほとんど見られなかった.

5 考察

浸漬水のpHの経時変化では, アルカリイオン超軟水でも5分経過するとほぼ水道水と同じpHを示した. これは, 米粒に周辺の水のpH緩衝作用があるとする佐藤らの報告<sup>7)</sup>と一致し, 炊飯前に既に水の電気分解の効果が弱くなっていることが考えられる. また, 飯米の官能検査では, アルカリイオン水が他の使用水と比べて評価が低く(表1, 図3), 炊き立てのご飯を食する場合, 定法の炊飯にアルカリイオン水が適していないと考えられる. 炊飯から時間が経過すると, 水道水より超軟水, アルカリイオン超軟水が官能検査で評価がよくなるが, 有意差はなかった(表1). この結果から, 超軟水(アルカリイオン超軟水)と水道水との硬度の差が50程度では味覚に影響がないと考えられ

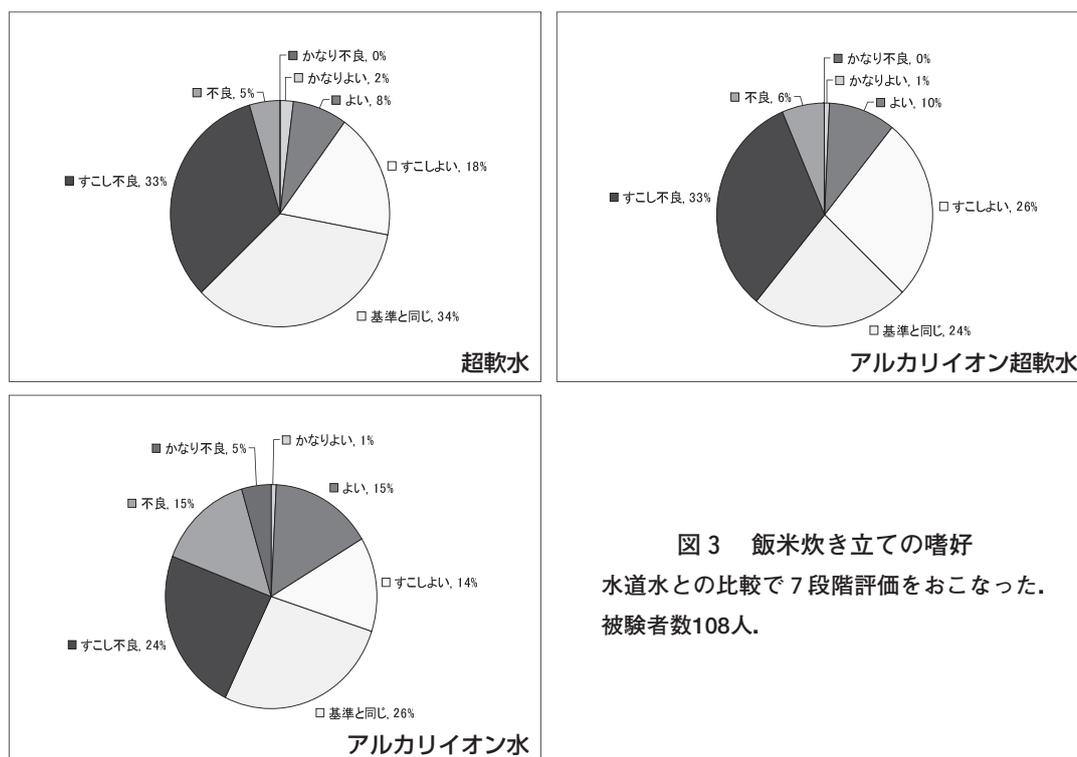


図3 飯米炊き立ての嗜好  
水道水との比較で7段階評価をおこなった。  
被験者数108人。

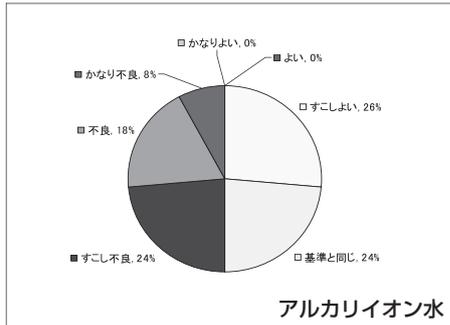
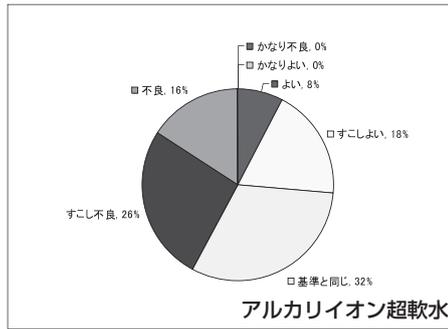
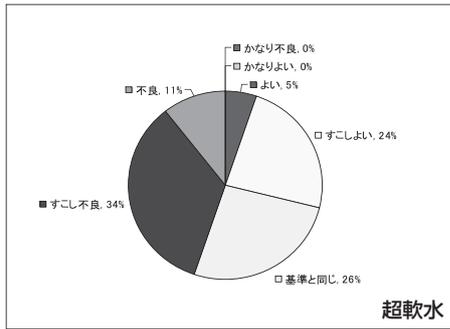


図4 飯米3時間後の嗜好  
水道水との比較で7段階評価をおこなった。  
被験者数38人。

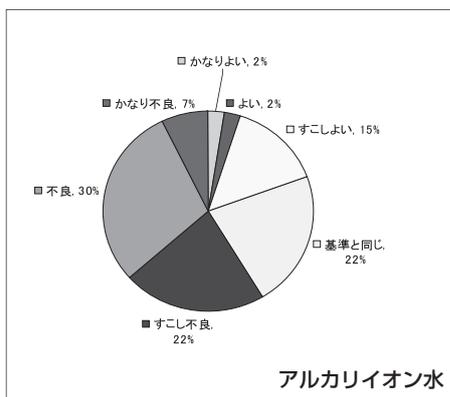
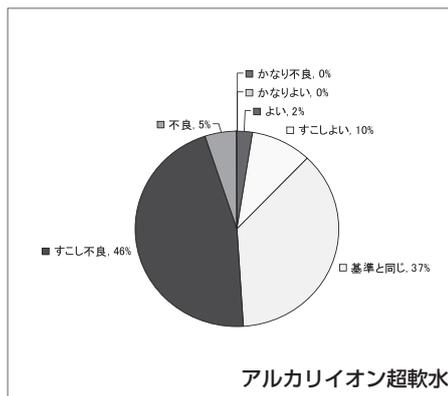
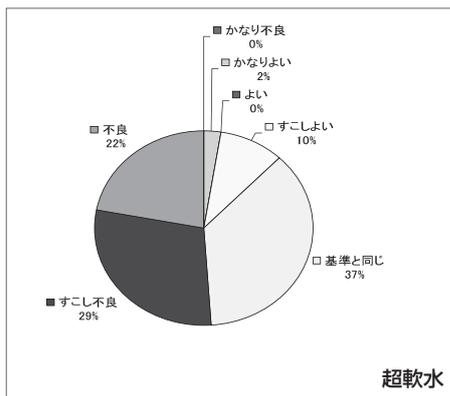


図5 飯米4時間後の嗜好  
水道水との比較で7段階評価をおこなった。  
被験者数41人。

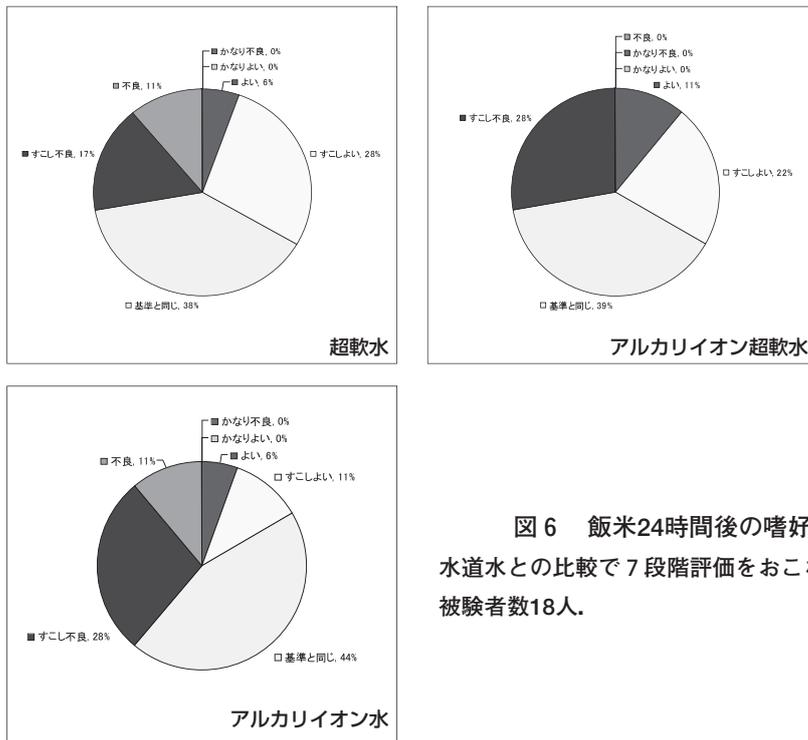


図6 飯米24時間後の嗜好  
水道水との比較で7段階評価をおこなった。  
被験者数18人。

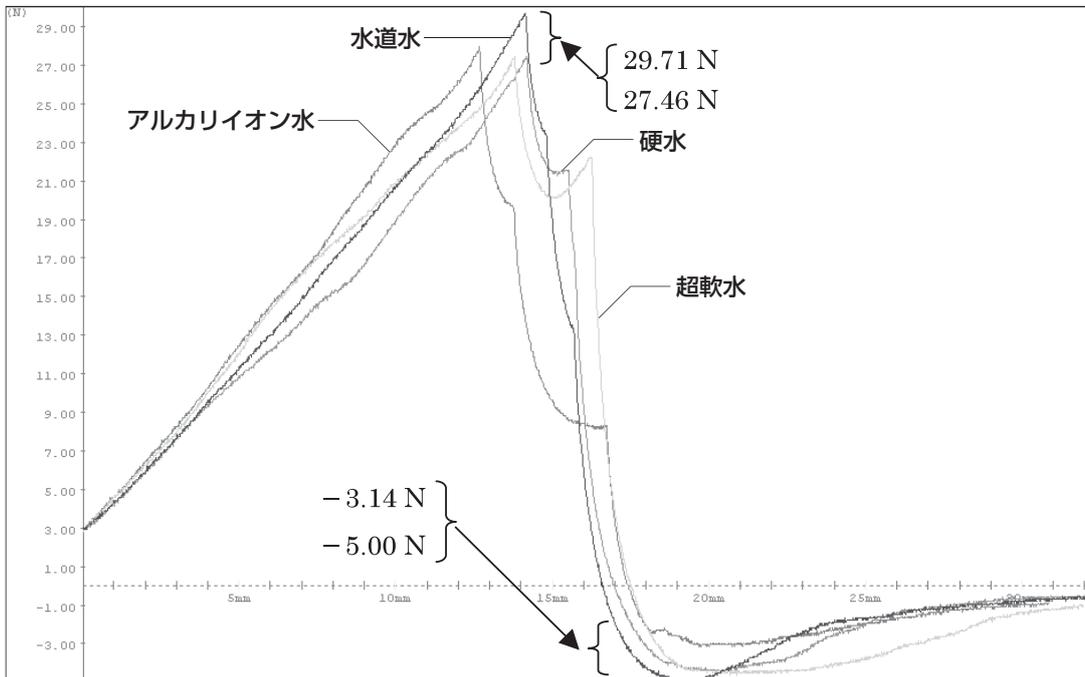


図7. 各種の水を用いた飯米の硬さ

る。レオメーターの測定では各用水間でほとんど差が見られず(図7), 用水の違いによる飯米のおいしさと硬さ測定の間に関連がないと考えられる。お粥などの炊飯に関しては, 水道水と軟水に違いがないことは既に報告されており<sup>8)</sup>, 今回の結果は, 炊飯でも軟水系の日本では, 使用水の影響が少ないことを示したと考える。一方, 硬水(硬度1551)と超軟水を用いた飯米の官能検査の結果を比べると時間経過とともに総合評価で明らかに超軟水が優れている(表2)。よって, 超軟水が硬水に比べ炊飯に適した水であることを示したと考える。官能検査の総合評価で超軟水を最高で34%の被験者がよい(かなりよい~すこしよい)としたことは, 家庭用軟水器で調製された水が, 一部の消費者の嗜好に合うことを示唆する(図3-図6)。しかし, 被験者の全てが選択していないことはアルカリイオン整水器・家庭用軟水器の改良の必要性も示していると考えられる。

## 謝 辞

本研究をおこなうのにあたり, レオメーターなどの機器分析にご協力頂きました茨城県工業技術センター 食品加工部長 橋本俊郎氏, また, 軟水器, アルカリイオン製水器をご提供いただきました(株)日立エレクトリックシステムズ 青島 優氏に心より感謝いたします。

## 参考文献

- 1) 渡辺知保：水の辞典(大田猛彦他編), p. 488, 朝倉出版, 2004.
- 2) 志村史夫：「水」をかじる, pp. 162-165, 筑摩書房, 2004.
- 3) 小泊重洋：お茶の何でも小事典(大坪 檀編), pp. 134-135, 講談社, 2000.
- 4) 佐藤雅美：料理の科学 - おいしさの秘密 - (落合敏編), pp. 20-21 ナツメ社, 2003.
- 5) 米の食味試験実施要綱(食糧庁編), pp.

286-306, 1991.

- 6) 内田 治：すぐわかるEXCELによるアンケート調査・集計・解析, 東京図書, 2002.
- 7) 佐藤之紀他：日本家政学会誌, 45(4), 343-348, 1994.
- 8) 市川朝子他：日本家政学会誌, 50(9), 959-964, 1999.

## フェレンベルグとヘルバルト —ホフヴィルにおける相剋(2)—

大 武 茂 樹\*

### はしがき

本稿は2003年度常磐短期大学紀要に掲載された「フェレンベルグとヘルバルト—ホフヴィルにおける相剋(1)—」の続編である。本来ならば、本稿において、フェレンベルグの教育思想とヘルバルトのそれとの確執について詳細に論じ、ヘルバルト教育学が何故に追放されたのかを明らかにすべきところであるが、その前に、フェレンベルグの高級学校の教育がどのようなものだったのかを知っていただくことが有意義であると考えて、本稿では高級学校の教育の実相について紹介することにした。したがって、本稿は(1)で明示した研究課題を解決するための補足的な性格のものであることを最初に述べておく。

ここで紹介する高級学校の教育は、この学校の最盛期だった1820年代の教育である。本稿を作成するにあたっては、フェレンベルグ(Fellenberg, Philipp Emanuel von, 1771~1844)の著作の中から、① Pädagogische Blätter von Hofwyl, Heft 1. 1843、と② Pädagogische Blätter von Hofwyl, Heft 2. 1843、およびフェレンベルグに関する著作の中から、③ Guggisberg, Kurt : Philipp Emanuel von Fellenberg und sein Erziehungsstaat, Band 2.

1953、④ Lindgren, Anton : Der Naturwissenschaftliche Unterricht bei Fellenberg, 1955、⑤ Schmid, Paul : Philipp Emanuel von Fellenberg, Seine Pädagogischen Grundsätze und ihre Verwirklichung, 1937、に、多くを拠っている。なお、本文中の引用文の後の括弧の中の数字は、これらの文献の番号と引用ページを示している。

### (四) 高級学校の教育の実相

#### (1) 生徒の日課

前稿で指摘しておいたことだが、生徒の就学年数は8~18歳の10年間を基準にしていて、新入生は随時受け入れられた。彼らは一定期間観察されたのち、学力に応じて適切なクラスに編入された。

平日の起床は、夏は5時、冬は5時半と決まっていた。洗顔後全員が礼拝室で祈祷をしたのち朝食を食べる。7時から12時まで、休憩時間を挟んで授業を受ける。昼食は12時から12時半までである。1時間の自由時間の後、授業が再開されて1時半から4時半まで続く。6時の夕食まで自由時間。6時半から8時まで自由に過ごし、8時から夕べの集会と祈りがある。年少者は8時半に床につき、他の者も寝室に入る。消灯は10時である。

日曜日は、7時起床になる。朝食後、8時から11時まで自習の時間で、宿題などをやる。その後礼拝に1時間参加する。この時は、ホフヴ

2004年10月28日受付

\*OTAKE Shigeaki 幼児教育保育学科・助教授(教育原理)

イルの住民全員が母屋 (Großhaus) に集まり、宗派に関係なく礼拝する。まずフェレンベルグもしくはプロテスタントかカトリックの宗教の教師の一人が講話をする。そののち、ギリシャ正教とカトリックの信者は自分たちの祭式に行った。昼食後はヴァンデルンまたは小グループでの遠足などがあった。

この日課は原則的には厳格に守られたが、フェレンベルグの判断で変更されることもしばしばあった。どの活動にも、つまり自由時間の活動にも監視役の生徒がいて、生徒が完全に自由になる時間はなかった。遊びの時間は報酬として与えられるにすぎなかった。ある生徒はホフヴィルでの生活を回想して、次のように述べている。「よく晴れた日曜日には、私にはおとぎの国か魔法の国のように思われた。すべてが隅々まで整理されている。秩序と静けさに慣れた眼を乱すようなものはどこにも見当たらない。早朝から勤勉な教師と生徒は本や雑誌を手にして、ゆっくりと並木道を歩いているし、たいていは小さな森の方へ向かっていく。・・・貧しくとも小奇麗な身なりの陽気な子どもたちが迷路のような小道を通っていく。明るい歌、様々な楽器の愛すべき調べが聞こえる。・・・午後には訪問者の群れがやって来る。そこには、おそらくはかわいい雌牛が新しい牛小屋を見たときそうするだろうが、いろいろなものを口を開けて見とれている人たちがいた。・・・そのような時、ホフヴィルは本当におとぎの国だったと今一度断言しよう」(③ S. 239)。規則に縛られた生活だったが、満足している様子が窺われる。

## (2) 教育内容

### 1 宗教教育 (Religionsunterricht)

宗教の授業の目標は、宗教・倫理的模範としてのイエスの生涯の明示と、生徒の心を刺激してキリスト教生活へと導く教義の説明である。授業内容は自然観察、祈祷練習、礼拝が中心であり、すべて聖書に基づいて行われる。基礎段

階では生徒に旧約聖書を教える。イエスの生涯の提示は宗教的考察の基本であるが、生徒はまだその教材に対する準備ができていないので、この段階では扱わない。その代わりに自然観察をして、自然現象から神の力の偉大さと摂理を知らしめる。ギリシャ人とローマ人の宗教観を学んだ後で初めて、イエスの生涯の考察が始まる。

宗教の授業は下級クラスで週3時間、上級クラスで週2時間あった。他の授業と同様に祈り (Gebet) で始まる。通常、聖書のなかの出来事から教師が講義し、生徒がそれを後から物語る。そののち生徒が交代で聖書を朗読する、という具合に進められた。

宗教教授で注目されるべきは、必要に応じて宗派別に授業が行われたことである。生徒が属する宗派はギリシャ正教かカトリックもしくはプロテスタントであるが、通常は皆一緒に授業を受けた。しかしその際には、信仰上区別される宗派的なメルクマールは取り除かれる必要があった。そして、堅信礼聖書購読 (Konfirmandenunterricht) と聖餐式 (Kommunion) の教授の時期には、生徒は3カ月間にわたり週に3回、ゲマインデで活動している自分たちの宗派の聖職者から必要な授業を受けた。ギリシャ正教信者に対しては、ロシア皇帝アレクサンダーが以前にライヒェンバッハ城に作らせた家庭礼拝室をホフヴィルに移設して利用した。カトリック信者に対しては、家庭ミサの実施の許可を1809年から申請していたが許可されずにいたため、ベルンの教会まで出かけていたのだが、16年によく認可され、必要なときにカトリックの司祭をホフヴィルに招いて儀式を行った。

近代の学校教育の特徴の一つに教育の世俗化があるので、ホフヴィルの教育はそれとは対照的な宗教教育をしたことになる。しかしながら、これを前近代的な教育と見做すのは早計で、フェレンベルグはすべての宗派に対応する新たな学校教育の形式を示したと解釈すべきである。

### 2 直観教授 (Anschauungsunterricht)

直観教授の直接の目的は、感覚を訓練してそ

れらを実際に使えるようにし、若者を自然の事物と現象の明白な直観と観察へと導くことである。これによって生徒はより深く本質の中に入っていくことができる。確かな眼で生徒は自分を囲んでいる事物を観察し、自然を自主的に開拓することが求められている。「彼の路傍の石、彼から少しはなれたところで咲いている植物、草の茎をはい回っている昆虫、通りの側にある農具・・・は、彼の感覚を捉え、働かせる。彼の精神に追思考させる。彼はどれほど純粋な喜びを引き起こすかを知らない」(② S. 1)、と語られているように、生徒は自然に結びつき、自然とともに生き、その現象に注目し、畏れるようにならなくてはならない。

しかし、直観教授の目的はこれだけに留まらず、より高い目的がある。それは、習慣になった事物の明確な直観と観察は、人間が出合うすべてのものを、「肉体的なもの、精神的なもの、感覚的なもの、倫理的なものを確実な視点で認識し、研究し、吟味し、比較して、所属する場所に編入する」(② S. 1) 能力を与えなくてはならないというものである。フェレンベルグの要求した直観教授は、感覚的に知覚可能なものから精神的なものへと計画的・段階的に向上していき、最終的には哲学的及び神学的世界認識と神の認識へと拡大していくのだった。

したがって、直観教授は初等教授全体の中核を構成する中で重要な地位を占めている。それには他のすべての教科が結びついていた。

フェレンベルグは直観を低次の直観と高次の直観に分けた。これは、彼が人間の様々な精神活動を低次と高次に二分したことに由来する。低次の活動には人間の感覚を通して受け取る外界の印象を観念として形成する活動が、高次には獲得した観念を結合して考える活動が、それぞれ属する。したがって、低次の直観は感覚で物事を理解すること、高次の直観はこの感覚的に物事を捉える「空間の直観」を去って思想の段階へ高まり、特に時勢や因果関係に着眼することを要求する。これにより、生徒の高度な心

的能力が覚醒され、働かされる。

直観教授の段階は、これに対応して二段階に分かれる。第1段階は低次の認識能力の訓練(直観言語訓練)に関係し、子どもを導いて感覚を通して外的世界の像の印象を観念として取り込み、形成し、保持させることである。第2段階は高次のそれ(思考言語訓練)に関係し、獲得された観念をより高い思想へと作り替え、結びつけ、階層化する状態へ子どもをおくことである。

直観の練習は、このように感覚の練習から思考の練習へと移っていく。しかしこれは、バセドウがしたのとは違って切り離される必要はなく、両者は有機的全体を構成する。このようにして形成された内的思想圏に対しては、言語を通してその似姿が外的に具体化される必要がある。こうして、「生徒の魂の中に内的世界の構築をめざす」直観・思考訓練とともに、必然的に言語訓練が行われる。これら一連の直観・思考・言語訓練の全体をフェレンベルグは直観教授と名づけた。

授業は生徒の最も身近な事物の観察で始まる。バスタロッチでは生徒の体が第1の直観の対象だったが、フェレンベルグの場合は教室だった。対象は全側面から眺められる。対象のできるだけ多くの特性を理解することが求められる。直観範囲の最初の拡大は他の教室との比較である。校舎、建物、身近な環境へと移る。このようにして自然が、最後には世界が段階的に子どもの前に姿を現す。非常に単純な対象の考察から、自然からの神の認識に至るまでの体系的連続はフェレンベルグが要求したものであり、ここに彼の直観教授の独自性があるように思われる。

授業時間は最初の2年間は週6時間、次の2年間は週4時間、5、6年は3時間、7、8年は2時間あった。

### 3 言語 (Sprache)

フェレンベルグにとって言語は文化の伝達者であり、すべての国民と時代を結びつける要素

だった。それと同時に、「有用な言語学習は魂の実際の鍛練として役立つ」(① S. IX)、と語っているように、性格陶冶の手段でもあった。高級学校では、近代語としてはドイツ語、英語、フランス語、イタリア語が、古典語としてはラテン語、ギリシャ語が教えられた。

まず近代語についてであるが、ホフヴィル内のすべての学校の日常会話、および授業で使用された言語はドイツ語だった。これは、ドイツ語圏出身の生徒と教師が多数を占めていたこと、フェレンベルグがドイツ精神に意義を認めていたことによる。しかし、ドイツ語といっても方言を話す者が多かったので、標準ドイツ語が1年生の時から週に4、5時間教えられた。

その他の近代語については、ヘルバルトの考えに従えば、近代語の学習の順序は文明が開化した順序にならって、イタリア語から始まり英語、フランス語へと進むべきだが、これは無視された。親の多くは当時の「世界征服者」の言語であるフランス語を学ばせたがったし、生徒もそれを学ぶのを望んだので、外国語としてはフランス語が最初に教えられた。それは高級官僚や外交官の必須の言葉だったからである。フランス語の授業は3年生で始まり、6クラスで毎週10時間行われたが、それでも、子どものフランス語がなかなか上達しないのを嘆いたり、フランス語を学ぶ時間が少ないのを理由に、子どもをホフヴィルから連れ戻す親もいた(③ S. 211)。英語とイタリア語の授業は、希望者に対してのみ7年生から始まった。

学習に際しては、直接的直観から抽象へという教授過程の原則が適用された。授業では実物が提示されて、その働きと状態の呼称を学ぶことから始まる。ここでは事物と辞書が教材である。その後、名詞と動詞の基語の学習、さらに文法、類語、言語表現すなわち会話の練習へと進む。言語論の基礎知識の後文章論へ移り、単語数を増やしてから本格的な文法を学ぶ。

次に古典語であるが、ラテン語の学習が4年生の時からギリシャ語に先行して始まり、卒業

まで継続される。教授過程は4段階に分かれる。第1段階は2年間で、そこではラテン語の初歩を学び、その理解度をカエサル『ガリア戦記』で確認する。第2段階は1年半で、リヴィウスとサルスティウスを読む。どの部分を読むかは、平行して行われる歴史の授業との関連で決定された。第3段階は2年半で、キケロの講話と手紙を読み、さらにヴェルギリウスとホラチウスの断章を扱う。第4段階は1年半から2年続き、専らタキトゥスの作品を読む。これと平行して会話法、作文の練習、韻律学的練習を行う。どの段階も週5時間の授業が組まれていた。しかし、この授業時数は、当時のプロイセンのギムナジウムのラテン語の授業時数のおよそ半分しかなく(ルントグレーン著、望田訳『ドイツ学校社会史概観』晃洋書房1995年64ページ参照)、このため、プロイセンの大学に入学するためにラテン語の個人教授を受けざるをえない生徒もいた(③ S. 205)。

ギリシャ語はラテン語の初歩を終えた6年生で始まる。ギリシャ語は人間性の最初の開花の時代に使われたこと、芸術と学問、特に国家・国民教育の分野で最初の大きな成果を我々に伝えていること、のために大きな文化的価値があると見做された。二つのコースに分かれ、基礎コースの授業は週6時間で期間は3年半、上級コースは週5時間で3年だった。基礎コースでは語形論に重点が置かれ、あらゆる詩歌集を押しつけてオデッセイを読む。文献学の才がないためギリシャ語学習を継続しない生徒もオデッセイを読むことは求められた。ここにはヘルバルトの思想が反映していることは明白である。上級コースでは文章論に重点が置かれる。ここで扱われるのはクセノフォン、テュキディデス、ソフォクレス、デモステネス、そしてプラトンの作品である。生徒の感受性や心の状態を考慮しながら、ホメロスの叙事詩や悲劇を経て哲学へと進む。書き方まで学ぶのは優秀な生徒に限られた。

## 4 自然科学教授

(Naturwissenschaftlicher Unterricht)

自然科学教授は、進度の違いに応じて博物学 (Naturgeschichte) と自然学 (Naturlehre) に分かれるが、直観教授から有機的に発展してくる。直観教授は事物と自然現象を畏怖させることをめざしたが、自然科学教授の課題はそれらを解明して自然認識を深めるだけでなく、直観と観察をさらに行使することによって、深まった自然認識を通しての思考の訓練と美的および倫理・宗教的陶冶にもあった (② S. 41)。

より具体的にいえば、生徒を導いて自然を観察させ、自然研究の方法に習熟させるだけでなく、これに加えて、フェレンベルグは論理的思考への教育、美的、倫理・宗教的陶冶をこの教授の課題に付与したのだった。個体が種に、種が類に属するというように、特殊と一般の関係をj知することは美的陶冶に役立つ。そして、自然界におけるすべての生命と事物の偉大さと崇高さを通して謙虚にさせる。それは、この崇高さを通して創造主の偉大さにも目を向けさせ、生徒に神の世界秩序の崇拜の欲求を感じさせる。自然科学教授の中にフェレンベルグは最高の宗教教授を見たのだった。ここにホフヴィルの自然科学教授の特徴の一つがある。

博物学は直観教授の中に取り込まれた形で、3年生から始まり6年生で終了する。博物学の主要カテゴリーは鉱物学、植物学、動物学である。授業時間は、1年目は週5時間、2、3年目は週3時間、4年目は週2時間である。授業は鉱物学で始まり、植物学そして動物学へと進行する。それぞれの授業時間には、複数の対象を扱うのではなく、一つの対象だけかその一部だけを扱い、それが徹底して多面的に考察される。これによって簡単なものから複雑なもの、部分から全体へと上昇できる。教科書は補助的な手段としてのみ使用された。昆虫その他の動物の採集は厳に禁じられた。この授業には、生徒一人ひとりに供与された一坪庭園が役立った。それは生徒にとって最初の小さな自然科学

的観察と実験の場であった。散歩は扱った教材の復習に役立った。その際、動植物を大切に扱うよう注意された。

自然学は物理と化学のカテゴリーに分かれて、博物学と入れ替わる形で始まる。6年間継続して扱われ、後半の数年間は3グループに分かれて授業を受ける。第1のグループは数学的予備教育の程度が低いグループで、内容的には基礎的な範囲を超えない。他の二つのうちの一方は一般的な科学教育を受け、他の一方は職業生活に役に立つ自然学の専門的な分野の教育を受ける。

自然科学教授に共通して言えることは、自然界にあるすべてのものが神の英知と善性を証明するために利用されたということである。たとえば、当時としては珍しい顕微鏡を使った授業でも、それを覗くことで創造主の英知がどんなに小さなものにまでも働いていることを理解させるために利用したのだった。

## 5 地理 (Geographie)

地理教授についてはあまり詳細な記録は残っていない。長いこと直観・自然科学教授に組み込まれて教えられていて、のちに上級クラスでは分離されて教えられるようになったらしいが、それがいつからかは不明である。

教育内容・方法の面でも未成熟で、身近な環境、教室から出発して城の塔、庭園、牧草地、野原へ出かけたり、近くの小川、湖、ホフヴィルの反対側の丘について、地理的観察をしたりする程度だった。散歩や小旅行は生徒の視野を広げるのに利用された。

少し変わった点としては、目測の訓練をすることをフェレンベルグは地理教授に要求したことが挙げられる。これは空間の認識能力を高めるためであった。目測した後で実際に歩いて距離を測って、正確さを競わせた。

## 6 歴史 (Geschichte)

歴史教授の目的は、歴史的に考えることを習慣づけることを通して生徒を主観的考察の限界から開放し、客観的に観察し判断することがで

きるようにすることだった。歴史において個々人は自分の人格を再発見できるし、歴史は個々人に自ら克己する能力を、全体の一部としてのみ生きていることを自覚する能力を付与できると考えられた。この意味で歴史教授は高級学校の最も重要な陶冶手段の一つだった。

歴史教授にはフェレンベルグの歴史観が色濃く反映している。彼にとって歴史とは、イエスによって示された現世での神の王国を目標とする、人間によるその完成過程以外の何ものでもなかった。歴史上の闘争は、現世における神の王国の実現のための個人あるいは集団の闘争以外の何ものでもなかった。彼は歴史の中に、明らかに認識可能な神の意志の表現である倫理的・宗教的諸力が作用しているのを看破したのだった。だから、歴史的な出来事を扱う際には、そのつど神の摂理が参照された。「そのような場に生徒は神妙に静かに留まって、神の世界支配の驚くほど神秘的な方法を崇拜しなくてはならない」(② S. 80)。そうすることで、至る所で神の英知と善性が現れていることを知り、生徒の宗教的人格が形成されると考えられた。この意味で、「歴史はフェレンベルグにとって、生成する世代の生活に方向性を与えることのできる教訓と範例の武器庫」(③ S. 215)なのだった。

教育内容としては、まずギリシア・ローマ史を学ぶ。つづいて諸国家の発展が、特に様々な時代に最も優れた興味深い人物が語られる。年長の生徒は有名な教育者バセドウ、カンペ、ベスタロッチ、ロホウ、ザルツマン、を学ぶ。要するに偉人伝が中心である。イエスが誕生する前の、聖書の中の物語とギリシャ神話は人間性の子ども期として扱われた。偉人伝が中心なのは、それを通して自己認識と、過度な自己愛の放棄が「賢明さの始まり」であることが示されるし、偉人達は成長期の若者の模範になりうるからである。

#### 7 数学 (Mathematik)

数学の授業においては、実践的な目標と並ん

で、論理的訓練によって知識の全領域を数学的首尾一貫性をもって取り扱う能力を生徒に付与することを重視した。しかし、数学的思考方法を他の教科に無条件で適用することにフェレンベルグは反対した。他の教科では悟性が一面的に強化されるのではなくて、心情の陶冶も顧慮される必要があると考えたからである。悟性だけが一面的に形成されたり、数学が他の教科の調和を乱したりしてはいけない。このことは、数学が他の教科と異なる性質のものに見做されていたことを物語っている。

授業は少人数のグループ形式で行われた。年齢ではなく数学の成績がそのグループへの参加の尺度である。素質がある者はより高度な数学を学ぶことができた。

#### 8 唱歌 (Gesang) と器楽 (Musik)

フェレンベルグは唱歌を道徳的陶冶手段として評価した。「真の唱歌は心を高揚させ、快活さと陽気さを喚起し、そして幾多の健全な思想を活性化する。このことは他では決して生じないだろう」と、ホフヴィルの貧民学校の教師ヴェルリに語っている(⑤ S. 105)。このため唱歌の授業は全生徒の義務だった。週に2回全生徒を大教室に集めて一緒に授けられる。生徒は年少組と年長組に分かれて、それぞれに教師がついた。一方はベンチに座って小声でメロディーを歌い、他方は指揮をしたり歌を暗記したりする。これを30分交代で行った。全員が一緒に歌うことで共同の感情を目覚めさせ、心を結びつけ、調和させることが期待された。

特に重点が置かれたのは宗教歌であるが、好んで歌われたのは郷土や祖国への愛を喚起する歌だった。

器楽としてはオルガン、ピアノ、ヴァイオリン、チェロ、フルート、ファゴット等の楽器が備えられていて、利用できた。生徒、教師、教育者、それにフェレンベルグの家族によって約25人のオーケストラが編成され、週に1回か2回の演奏会が催された。

#### 9 図画 (Zeichnen)

図画教授の目的は、表現すべき対象のできるだけ正確な描写を通して手と眼を、比較し命名することを通して悟性と記憶を、それぞれ訓練することにあった。それと同時に、鋭い観察力と辛抱強さ、勤勉さといったような性格陶冶も期待されていたし、むしろこれが芸術的技術の形成よりも優先された。このため、すべての生徒が図画教育を受けることが原則だったが、才能がない者には免除された。

図画教授には初等図画と高等図画の二段階があった。初等段階は週2時間、二人の教師が一緒に担当し、助教が手伝った。最初は斜線、垂線、水平線、曲線を描く。やがて線の交差、紙に鉛筆で描くことへ進んだあとで、ようやく教室の備品を描くのが許された。高等段階も週に2時間設定されていた。

#### 10 体育 (Körperliche Erziehung)

フェレンベルグはペスタロッチと同様に、知性と心と身体の調和を重視したので、体育に大きな意義を与えたが、レールプランの中で一定の時間が割り当てられていたわけではなく、自由時間を利用して実施された。体育は生徒に身体的素質が自由に開花する機会を保障した。同時に、身体訓練は生徒に激情と衝動を抑制する能力を付与することが求められた。フェレンベルグはその訓練の中に有効な性格陶冶の手段を見てとった。これには体操、遊び、軍事訓練、ヴァンデルン、水泳、スケート、ソリ、乗馬、ボート、ダンス、フェンシングといった活動と、それに様々な衛生学的処置が役立った。

体操は自由練習、徒競走、幅跳び、高跳び、投擲で構成され、毎日1時間自由時間に行われた。自由練習は10~12人のグループで授けられた。好まれた遊びはボール遊び、ハードル、棒跳びである。寒い時期でも遊びと身体訓練は短縮されることはなかった。

軍事教練には多くの時間が費やされた。自分で作った木の銃をもって、運動場や施設の周りで訓練を受けた。フェレンベルグは年長の生徒には本物の小銃を使わせた。この訓練は教師の

共同の指揮下で毎日自由時間に行われた。土曜の午後には模擬戦闘が行われた。

ダンス、フェンシング、乗馬は生徒が特に好んだ活動である。週に2回、通常火曜と金曜の夕食後に、多くの教師がグループ形式のダンスの指導をした。フェンシングも週に2回、ダンスの後の時間に行われた。乗馬はとりわけ人気が高かった。1818年に造られたホールで毎週3人の教師が週2回、2~3時間授け、そのために10頭の馬がいた。

大小のヴァンデルンが何度もあった。日曜、祭日には何時間もの行進をした。8月には、夏休みで生徒が家に戻る前に2~3週間の大旅行があった。通常はアルプス地方を目指した。1日の行進は6時間を越えてはならないとされていたが、しばしば破られた。その際、地方の名所旧跡を見学したり、地理・鉱物学の研究、住民の言語や生活様式の観察をしたりすることができた。年少の生徒は3~4日間の旅行だった。

このようにスポーツが奨励されたのは、単に健康増進の必要性からだけでなく、性教育の必要性からでもあった。若者が共同生活するところでは性的問題に直面せざるをえない。例えば、オナニーをした生徒をフェレンベルグは厳しく罰し、就寝前に手を縛ったりしたことがあった。「子どもたちがそのように恥辱にまみれるのを見るくらいなら、いっそ子どもたちを殺したいくらいだ」(② S. 90)、とまで語っている。しかし、スポーツ活動が性欲の抑制によいというペスタロッチなどの意見に従って、すぐにこのような罰を廃止した。

衛生学的処置も健康増進に役立った。夏には毎日沐浴する機会が与えられた。学校の近くに湖があったので役に立った。このように身体を洗い、歯を磨くことが奨励された。洗い場は庭にあって導水管で木桶に水を引いただけの原始的なものだった。そこで1日3回生徒は教育者の監視下で手を洗い、清潔かどうか検査された。フェレンベルグ自ら衛生学の授業をした。自然科学も教えた医者が生徒の健康状態を調べた。

病気の生徒はフェレンベルグ夫人と娘達の世話を受けた。

### (3) 学習指導と生徒指導の原則

ヘルバルトの教育的教授論にしたがって、教授は教育に奉仕しなくてはならなかった。教員は任務の違いにより教師 (Lehrer) と教育者 (Erzieher) に分かれる。教師は授業に専念すればよいのに対して、教育者は生徒の生活指導まで担当した。つまり、教師は教授を分担し、教育者は教育を分担するのである。この役割分担はヘルバルト教育学の追放後も変更されなかった。14歳までは性格陶冶が知識教授に無条件で優先された。ここにもヘルバルトの遺産を看取できる。

教育による人格の多面性の統一をめざす以上は、教授諸教科も統一されなくてはならなかった。それらは有機的全体としてのみ、生徒に助長的に働きかけるからである。科目の分断はできるだけ避けられねばならない。このためにクラス協議会 (Klassenräte) が組織された。これは授業を担当する全教師で組織され、授業時間と課題の配分、および生徒の素質のできるだけ調和的な発達に対して配慮する。それは同時に、生徒の私的勤勉を助長し、成績を鑑定しそして共同体および統一的陶冶目標に対する基盤を作ることが求められた。

教師の組織としてはこの他に教育協議会 (Erziehungsrat) があった。これは授業以外の生徒の生活全般を担当する。つまり、クラス協議会は学習指導を担当したのに対し、教育協議会は生徒指導を担当して、美的および倫理・宗教的教育が正しく行われるよう配慮することを使命にしていた。これは、クラス協議会で推薦されてフェレンベルグに選ばれた教師団のほか、生徒の代表2名も加わって月1回開かれた。

施設のすべての問題の最高決定機関は一般教員集会 (Allgemeine Lehrerversammlung) である。年4回開かれるが、フェレンベルグはいつでも招集する権限を持っていた。これは、組

織上の問題や教科書、時間割、個々の教科の調整、そして教師間の争いごとについて決定を下すが、最終的な決定権はフェレンベルグにあった。

実際の授業の面では、生徒の才能に応じて教授するために、できるだけ多くのグループが編成された。教師の数は必然的に多くなった。生徒は一定期間、自分の希望する勉学の特定の領域に専念することが許されたし、逆に、素質がない教科を受けないこともできた。しかし、フェレンベルグはヘルバルトほどにはこの自由な教科割当てに長く留まっていた。

この小グループへの分割は相互教授を必然的かつ可能にした。一週間交替で二人の助教が教師を手伝う。その時間に取り扱う課題は一週間前に助教に伝えられる。助教はそれについて勉強して授業に臨むのだが、実際は教師によって提示されたものの繰り返しと練習に費やされた。宗教と唱歌には助教はつかなかった。一般にはベル・ランカスター法として知られるこの方法は、共和的志操を喚起するとの理由で、ホフヴィルだけでなく一時期スイス国内でも流行した。ケラーの小説『緑のハインリヒ』の中でもその様子が描かれているが、教授の機械化を防ぐことが困難で、精神的能力の修練にはあまり役立たないとの理由で、新生の時代には消滅した。

高級学校には生徒の自治組織があったことは注目に値する。もともとは、フランス革命後の民主化の流れの影響を受けて、教育者だったリッペが音頭を取って組織したものである。生徒全員で生徒会 (Verein) を組織し、これには教育者も属した。それを統括するのは、11人で構成される生徒会役員会 (Vereinsrat) である。彼らは総会で選出された。そのうち6人は生徒の道徳面での監視を行い、他の5人は陪審員 (Beisitzer) として活動した。その仕事の内容は、一人は会計係として、近隣の貧民への寄付の分配を担当する。二人目は図書館、農業労働、看護を監視するとともに、寝室と部屋の整理具

合を監視する。三人目は軍事教練、四人目は祝祭、遊びと体操の監視をする。五人目は指揮官として他の四人の職務を統括する。この役員会には一種の司法的な権限が与えられていた。ある生徒が盗み食いと金銭の窃盗をしたとき、1821年の生徒集会でこの生徒の1年間の生徒会からの除名を決めたことがあった(③ S. 154)。フェレンベルグは寛大になるよういさめたが、結局はこの判決を承認した。

ホフヴィルにおける生徒指導の原則は、恐怖心を植えつけたり功名心をかき立てたりして統制してはならないということだった。したがって、体罰はできるだけ回避され、精神罰が用いられた。それは、フェレンベルグにとって大事なことは、罪を犯した者が後悔し改悔することであり、彼は、子どもはまだ根本的には墮落していないので、理性的な訓戒で改善できると信じていたからである。初犯ではほとんど罪を問われない。訓戒は第三者のいないところで、起床の時、寝るとき、散歩の時に行われた。罪の種類によっては、夕べの集会の時に戒告された。重い罰としては水やパンに至るまでの食事の剥奪、家事労働、遊びの禁止、授業を受けさせないこと、一晩床の上に寝ること、それに拘留であった。それでも改善の余地が無い場合は学園から追放された。

逆に善い行いをした生徒はどう扱われたのかというと、何らかの報償が与えられるということは原則的にはなかった。というのは、生徒は褒められたり報酬を得たりするために善行を積むのではなく、ただ善のために善を行い、義務を履行するが習慣になるよう求められていたからである。報酬は金品ではなく、自分の心の中に幸福感として与えられるべきものであった。唯一の例外の報酬として、年長の生徒には個室が与えられた。

## 茨城県内の公共図書館、1999—2003

原子 孝\*

## 1. はじめに

茨城県内の公共図書館について、1979年から1998年までの20年間にわたるデータを簡単にまとめ、報告したことがあった。<sup>01)</sup>以下これを前稿いうことにする。以後10年の間隔をおいて再度報告する心積もりであった。

しかしながら、ここにきて茨城県内も市町村合併が目白押しである。『図書館雑誌』<sup>02)</sup>はすでに、2年ほど前に、特集を組みこの問題を取り上げている。また、山口県立図書館協会は、対応の指針とマニュアルを発表している。<sup>03)</sup>これらの合併に関する問題そのものはさておき、前稿の報告から5年ほどしか経っていないが、市町村合併前のデータをとりあえずまとめ、記録に残しておくことだけでも必要ではないかと考えた。全国的な観点では、山本哲生氏の、『合併前夜の都市の図書館：全国683都市の人口段階別分析』<sup>04)</sup>があるが、茨城県内の公共図書館について、市立と町村立を区別せず、過去5年間の推移という視点から概観しておきたい。

## 2. 方法

ほぼ前稿とおなじであるが、再度記しておくことにする。対象は茨城県内の県立図書館を除く公立図書館とする。公立図書館の代わりに公

共図書館という語を使用する。市立図書館と町村立図書館の区別は特にしない。

データは、図書館関係のデータばかりでなく奉仕人口なども、特に断りがない限り原則として日本図書館協会編集・発行の『日本の図書館：統計と名簿』を使用するが、これらのデータが転載された同協会編集・発行の『図書館年鑑』も適宜参考にする。というのは、『日本の図書館』の公共図書館の排列方法は人口段階別排列であるが、『図書館年鑑』は都道府県別であり、一部データの省略はあるものこれはこれで、県単位で見ると見やすかったからである。しかし、データの掲載は『図書館年鑑2001』までで、次年版以降は転載されなくなってしまった。なお、最近設立された図書館などで『日本の図書館』、『図書館年鑑』に掲載されていないものに関してだけは他の資料で補うことにする。

データの表示年は、前稿と同様調査基準年とする。例えば「2000年のデータ（データ年）」といえ、調査基準年2000年4月1日ものを指す。出所は『日本の図書館 2000』（2000年12月発行）であり、『図書館年鑑 2001』（2001年6月発行）がこれとほぼ同様のデータを掲載している。さて、『日本の図書館』には種々のデータが掲載されているが、設置率等は基準年月日のものであり、貸出、資料費等に関しては前年度の実績であり、資料費等に関しては前年度の決算額と当該年度の予算額である。たとえば、先の『日本の図書館 2000』に掲載されている

2004年10月28日受付

\* HARAKO Takashi 司書課程・専任講師（図書館概論）

表1 茨城県公共図書館設置状況 (2004年10月1日現在)

地域	設置自治体	奉仕人口 (千人)	館名	竣工年月	延床面積 (㎡)	備考	
県北地域	北茨城市	53.0	北茨城市立図書館	1989.04	1,169		
	高萩市	35.0	高萩市立図書館	1983.12	1,313		
	十王町	13.8	十王町立図書館	2001.06	1,128	開館年月：2001.10	
	日立市	193.0	日立市立記念図書館	1990.11	3,384	創設年：1962	
			日立市立多賀図書館	1981.05	909	自動車図書館 (1)	
	常陸太田市	41.0	常陸太田市立図書館	1990.03	1,619		
	大宮町	27.4	大宮町立図書館情報館	1995.03	1,918		
	東海村	34.8	東海村立図書館	1985.08	1,523	サービスポイント (6)	
	ひたちなか市	154.0	ひたちなか市立中央図書館	1974.05	1,868	那珂湊図書館創設年：1967 (旧那珂湊市立として)	
ひたちなか市立那珂湊図書館			1978.05	891			
ひたちなか市立佐野図書館			1999.10	1,488	サービスポイント (2)		
県央地域	桂村	7.3	桂村立図書館	1998.07	1,937		
	水戸市	246.0	水戸市立中央図書館	1980.05	2,918	創設年：1944	
			水戸市立東部図書館	1989.03	1,802	自動車図書館 (2)	
			水戸市立西部図書館	1992.03	1,991	サービスポイント (34)	
	茨城町	35.8	茨城町立図書館	1996.11	2,500		
	友部町	35.5	友部町立図書館	1994.10	2,362		
	岩間町	16.7	岩間町図書館	1985.11	317		
	小川町	20.0	小川町図書館	1991.11	778	自動車図書館 (1)	
笠間市	29.9	笠間市立図書館		2,779	開館年月：2004.04		
鹿行地域	鉾田町	29.3	鉾田町立図書館	1982.07	928	自動車図書館 (1)	
	玉造町	14.1	玉造町立図書館	1981.08	946		
	鹿嶋市	63.0	鹿嶋市立中央図書館	1985.10	1,742		
			神栖町立中央図書館	1990.07	2,669	サービスポイント (1)	
	神栖町	48.3	神栖町立うずも図書館	1991.05	599		
県南地域	石岡市	53.0	石岡市立図書館	1980.04	1,521	創設年：1948	
	玉里村	8.6	玉里村立図書館	1994.07	758		
	霞ヶ浦町	18.9	霞ヶ浦町立図書館	1998.04	1,127	創設年：1963	
	土浦市	134.0	土浦市立図書館	1973.12	1,159	創設年：1924 サービスポイント (3)	
	つくば市	158.0	つくば市立中央図書館	1990.06	3,502	自動車図書館 (2) サービスポイント (3)	
	阿見町	46.4	阿見町立図書館	1989.08	1,630	自動車図書館 (1)	
	牛久市	75.0	牛久市立中央図書館	1993.04	2,658	創設年：1979	
			中央図書館エスカード分館	1987.04	195	サービスポイント (2)	
	伊奈町	25.9	伊奈町立図書館	1990.11	1,604	自動車図書館 (1)	
	守谷市	51.0	守谷中央図書館	1995.05	3,523	サービスポイント (5)	
	取手市	82.0	取手市立図書館	1979.03	1,528		
	龍ヶ崎市	77.0	龍ヶ崎市立中央図書館	1986.07	1,643	サービスポイント (11)	
	利根町	19.3	利根町図書館	1996.10	2,454		
	東町	12.8	東町立図書館	1993.07	1,585		
	藤代町	33.7	藤代町立ふじしろ中央図書館	2002.11	2,264	開館年月：2003.04	
	県西地域	下館市	66.0	下館市立図書館	1998.05	4,673	創設年：1971
		明野町	17.9	明野町立図書館	1986.03	1,155	
下妻市		37.0	下妻市立図書館	2001.10	3,931		
八千代町		24.8	八千代町立図書館	1999.03	3,019	開館年月：1999.07	
三和町		39.8	三和町立図書館	2000.04	2,902		
古河市		60.0	古河市立図書館	1984.04	507	サービスポイント (2)	
猿島町		15.1	猿島町立図書館	1997.04	1,385		
岩井市		44.0	岩井市立図書館	1994.04	1,832		
水海道市		41.0	水海道市立図書館	1982.07	1,646	サービスポイント (1)	
結城市		52.9	ゆき図書館		4,136	開館年月：2004.05	

- 注：1 竣工年月は『図書館年鑑 2004』による。  
 2 創設年は竣工年月と相当の開きがある場合記載した。  
 3 開館年月は1998年以降の開館で、竣工年月と異なる場合記載した。  
 4 笠間市、結城市の奉仕人口は2003年10月1日現在。『茨城県統計年鑑 平成15年』茨城県企画部統計課、茨城県統計協会編・発行 水戸 2004、による。  
 5 〈 〉内の数字は自動車図書館、サービスポイントの数である。



のは、1999年度の貸出等の実績と1999年度決算額・2000年度予算額である。また、設置率等は2000年4月1日のものであり、蔵書冊数は2000年3月31日現在のものであるが、奉仕人口は1999年3月31日現在の住民基本台帳人口によっているという。

ところで最新版の『日本の図書館2003』のデータに関しては、前前年度すなわち2001年度の決算額と2003年度の予算額が掲載されており2002年度の決算額は掲載されていない。このように直近の決算額が不明なことから、本稿では苦肉の策として、資料費に関しては、必要に応じ年度を対応させて(2002年度の実績に対しては2002年度の予算額というように)、すべて予算額を使用することにする。予算額と決算額との差はそれほどないし、経年変化を見る場合は特に差し支えないと思われるからである。再度確認しておく、本稿のタイトルは「茨城県の公共図書館、1999-2003」であるが、実績に関しては1998-2002年度のものを用い、資料費などに関しては実績当該年度の予算額を対応させて使用することになるが、設置状況等に関しては1999-2003年の4月1日のものを使用することになる。煩雑になるが必要に応じて年度等を補いながら述べていきたい。

また、各図書館のデータは、複数館、あるいは自動車図書、サービスポイントがある場合でも自治体の下に合算して考える。これらに関しては表1をみていただきたい。なお、人口は『日本の図書館』に従い町村は百位まで示した。

### 3. 過去5年間の開館状況

まずこの間の茨城県内市町村数の変化を確認しておきたい。2001年4月潮来町と牛堀町が合併し潮来市となり、2002年2月守谷町が守谷市となり、莖崎町がつくば市に編入にされた。したがって、前稿の時期と比較して市が2増、町が4減である。したがって、現在の市町村数は22市44町17村である。

表1が現在(2004年10月1日)の設置状況で

ある。前稿の後の1998年4月から本稿の対象とする2003年3月までの開館状況を順に見ていくと、下館市(1998年5月)、桂村(1998年7月)、八千代町(1999年7月)、ひたちなか市立佐野図書館(1999年10月)、三和町(2000年4月)、下妻市(2001年10月)、十王町(2001年10月)である。

下館市は、1971年創設であるが、1998年5月に新館となったものである。ひたちなか市立佐野図書館は、同市3館目の図書館であり、水戸市について県内で2番目の3館体制となった。ちなみに、現在2館体制をとるのは、日立市、神栖町、牛久市である。下館市、ひたちなか市立佐野図書館以外の5館は新設開館したものである。

これらの開館状況をみて考えさせられるのは図書館設置の伝播性とともいう力である。ある地域に図書館が設置されると隣接する地域につぎつぎと設置されていくようにみえる。県西地域にその典型をみるが、県央地域の桂村、笠間市などにもそれを感じる。

なお、表1、図1には、2003年4月以降開館した藤代、笠間、結城の各図書館を参考までに記載しているが、実績等の各データを見る場合これらは含まれない。また、経年変化を見る場合でも年度によって新設された図書館が含まれる場合とそうでない場合があり、開館のための特別予算がある場合、データから除外する場合もある。

### 4. 現在の茨城県の全国的な位置

茨城県の奉仕人口は、現在、全国11位の299万5千人である。10位の静岡県は376万7千人、12位の広島県は286万9千人であるから広島県の方に近いといえよう。表2は、設置率、設置人口割合、登録率、人口当貸出数、人口当資料予算額の茨城県と全国平均の過去5年間の推移である。表3は同じデータについて、1999年と2003年の茨城県の順位と上位5までのものである。設置人口割合は茨城県の奉仕人口に対する

表2 過去5年間の主要データの茨城県と全国平均

データ年 (実績年度)	設置率 (%)		設置人口割合 (%)		登録率 (%)		人口当貸出数		人口当資料費 予算額(円)	
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国
1999 (1998実績)	42.4	48.9	68.4	87.8	35.5 (24.3)	30.5 (26.8)	4.14 (2.83)	4.35 (3.82)	379	281
2000 (1999実績)	44.7	50.0	70.7	88.3	35.5 (25.1)	31.2 (27.6)	4.40 (3.11)	4.56 (4.03)	356	277
2001 (2000実績)	44.7	50.6	70.7	88.7	39.8 (28.2)	33.1 (29.4)	4.55 (3.22)	4.62 (4.10)	381	276
2002 (2001実績)	47.6	51.5	72.5	89.0	36.9 (26.7)	34.4 (30.6)	4.52 (3.27)	4.72 (4.20)	364	273
2003 (2002実績)	48.8	52.5	73.7	89.3	38.0 (28.4)	35.3 (31.5)	4.78 (3.52)	4.91 (4.39)	364	268

注：人口当の数値は、設置市町村人口で除したもの。( ) は県内総人口で除したもの。

表3 主要データの茨城県の順位と全国上位5

データ年 (実績年度)	順位	設置率 (%)		設置人口割合 (%)		登録率 (%)		人口当貸出数		人口当資料費 予算額(円)	
1999 (1998実績)	1	富山	100.0	富山	100.0	栃木	44.8	佐賀	8.40	佐賀	603
	2	石川	92.7	東京	99.9	滋賀	44.4	東京	6.97	滋賀	466
	3	東京	92.1	石川	98.5	東京	41.5	滋賀	6.66	東京	419
	4	大阪	81.8	神奈川	98.3	佐賀	40.3	大阪	4.94	茨城	379
	5	埼玉	80.4	大阪	96.9	奈良	39.9	香川	4.90	山梨	377
	茨城順位	30位		45位		9位		19位		4位	
2003 (2002実績)	1	富山	100.0	富山	100.0	奈良	57.9	佐賀	9.28	滋賀	550
	2	石川	92.7	東京	99.9	滋賀	53.9	滋賀	8.26	佐賀	520
	3	東京	91.9	石川	98.6	宮城	50.4	東京	7.13	山梨	509
	4	大阪	84.1	神奈川	98.4	栃木	49.2	大阪	5.87	福井	365
	5	福井	82.9	大阪	97.4	山梨	48.5	愛知	5.65	茨城	364
	茨城順位	27位		45位		16位		18位		5位	

茨城県内で図書館を設置している自治体の奉仕人口合計の割合である。登録率、人口当貸出数、人口当資料費予算額は、設置自治体の奉仕人口で除したものであるが、( ) 内の数値は県の奉仕人口で除したものである。

これらの数値のなかで人口当資料予算額が、1999年(1998年度予算額) 4位、2003年(2002年予算額) 5位と上位に位置している。この数値は大型予算を持った図書館が開館すると、当該年度だけ上位にくるという可能性もなくはないが、表3には掲載していない1999年度実績は7位、2000年度実績は7位、2001年度は8位(東京都と同額)であり、当該年度だけのことでないようである。また、全国平均は一貫して減少しているのに対して、茨城県は増減があり、一貫しての減少ということは免れている。

人口当貸出数は、全国平均に及ばないもののその差を縮めつつある。このことに関しては後

でもう少し詳しく見ていく予定である。

設置率の全国平均は2000年に50%に到達した。茨城県に関しては、過去5年間で多少順位を上げたがまだ全国平均には及ばない。これらの数値で問題があるのは設置人口割合ではなかろうか。設置率も決して良い数値とはいえないが、1999年で42.4%の30位、2003年で48.8%の27位であるのに対して、設置人口割合に関しては、1999年は68.4%、2003は73.7%で、年両とも47都道府県中45位である。このことは、他県に比べて、茨城県では比較的奉仕人口の多い町村で未設置の自治体が多いことを示していると思われる。たとえば、総和町(約48,600人)、那珂町(約46,500人)、波崎町(約39,000人)などをはじめとする町村である。茨城県と奉仕人口に近い広島県は2003年の数値で、設置率44.2%で33位であるが、設置人口割合は87.77%で20位である。奉仕人口が多い自治体はほぼ図

書館を設置しているのであろう。しかし、これらの数値も平成の大合併を前に意味をなさなくなるのであろうか。

### 5. 各図書館の現況

表4は茨城県内各図書館の現在の状況である。排列は地域を一応の基準にしている。複数館体制であっても、自動車図書館またはサービ

表4 茨城県内公共図書館の現況2003 (2002実績)

地域	設置自治体	奉仕人口 (千人)	蔵書冊数 (千冊)	受入冊数 (実数)	雑誌受 入種数 (実数)	貸出数 (千点)	人口当 貸出数	資料費 (千円) 2002年度 予算	人口当資 料費(円) 2002年度 予算
県北地域	北茨城市	53.0	93	3684	83	108	2.04	7900	149.06
	高萩市	35.0	126	3735	76	120	3.43	9960	284.57
	十王町	13.8	51	9105	114	176	12.75	14699	1065.14
	日立市	193.0	632	41329	352	824	4.27	56943	295.04
	常陸太田市	41.0	143	3396	86	192	4.68	10075	245.73
	大宮町	27.4	78	4409	78	78	2.85	11034	402.70
	東海村	34.8	185	14409	112	282	8.10	18240	524.14
	ひたちなか市	154.0	359	18807	153	540	3.51	36686	238.22
県央地域	桂村	7.3	84	6817		346	47.40	13173	1804.52
	水戸市	246.0	881	35938	370	824	3.35	53365	216.93
	茨城町	35.8	79	4432	73	164	4.58	9354	261.28
	友部町	35.5	159	26940	111	362	10.20	33650	947.89
	岩間町	16.7	29	903	17	22	1.32	2420	144.91
	小川町	20.0	78	7866	42	64	3.20	13160	658.00
鹿行地域	鉾田町	29.3	51	3037	29	46	1.57	7628	260.34
	玉造町	14.1	55	4635	0	28	1.99	6602	468.23
	鹿嶋市	63.0	178	10912	126	268	4.25	11500	182.54
	神栖町	48.3	375	24268	110	563	11.66	56370	1167.08
県南地域	石岡市	53.0	149	9457	35	196	3.70	29064	548.38
	玉里村	8.6	38	3152	36	25	2.91	6720	781.40
	霞ヶ浦町	18.9	65	3951	31	72	3.81	7978	422.12
	土浦市	134.0	227	13434	54	311	2.32	24135	180.11
	つくば市	158.0	571	29723	213	827	5.23	34556	218.71
	阿見町	46.4	113	7930		179	3.86	13802	297.46
	牛久市	75.0	240	11932		409	5.45	22000	293.33
	伊奈町	25.9	111	4922	102	138	5.33	9023	348.38
	守谷市	51.0	393	29868	317	745	14.61	47984	940.86
	取手市	82.0	206	12609	1713	443	5.40	23590	287.68
	龍ヶ崎市	77.0	293	13019	163	346	4.49	26530	344.55
	利根町	19.3	100	5711	83	225	11.66	11488	595.23
	東町	12.8	92	5116	127	95	7.42	12521	978.20
県西地域	下館市	66.0	187	7934	225	286	4.33	24055	364.47
	明野町	17.9	112	4436	85	84	4.69	12242	683.91
	下妻市	37.0	94	13495	188	272	7.35	20000	540.54
	八千代町	24.8	104	7439	177	234	9.44	18490	745.56
	三和町	39.8	72	9851	149	148	3.72	26800	673.37
	古河市	60.0	166	5471	52	186	3.10	8906	148.43
	猿島町	15.1	76	3576	144	106	7.02	8350	552.98
	岩井市	44.0	95	3751	75	124	2.82	10989	249.75
	水海道市	41.0	139	8263	131	123	3.00	19205	468.41

ポイントがあっても、数値はすべて、自治体ごとにまとめている。詳細については、表1を参照されたい。

現在、貸出しに関して様々な意見があることは承知している。最近でも『図書館界』で「『誌上討論』現代社会において公立図書館の果たすべき役割は何か<sup>05)</sup>」と題して、貸出しについて論じられている。しかしながら貸出しが図書館サービスの重要な指標のひとつであることは否定できないであろう。表5は表4から茨城県内の人口当貸出数の多い自治体を拾い出してみたものである。これには、図書館の所在位置、蔵書冊数、人口密度、開館時間、住民の読書観など様々な要素が関連してくると思われるが、最も関係のあるといわれる人口当資料費の多い自治体を併置してみた。やはり資料費の重要さが見て取れるのである。

表6は、山本哲生氏<sup>06)</sup>を参考に人口1人当貸出数の過去5年間の市町村数の変化を見たものである。この間図書館設置自治体数は4増加しているが、貸出数2点未満の自治体が7から

3へとほぼ半減し、8点以上の自治体が4から8へと倍増している。

全国的な位置づけのなかでの全自治体合計の資料費の推移は先に見たとおりであるが、もう少し詳しく資料費の5年間の推移を見てみよう。この場合対象とするのは33の自治体である。5年間の推移ということで、1998年以後開館の5自治体、すなわち十王町、桂村、下妻市、八千代町、三和町は除かざるを得ない。さらに、1998年4月と同年5月に新館になった霞ヶ浦町と下館市も除外しておきたい。特別に増額された予算が付いていると思われるからである。もちろん他の自治体でも何らかの理由で、増額の可能性があるかもしれないがこれ以上考慮しない。したがって、以上7自治体を除いた、33自治体の予算の5年間の変化を見ることになる。なお、玉里村の1999年度の数値は不明なので、それ以外の4年間の平均値をとって1999年度の予算額と見なすことにした。

33自治体の1998年度の資料費予算の合計を1とした場合、同様の各年度は、1999年度0.96、2000年度0.97、2001年度0.96、2002年度0.95である。そこで、資料費の増加した自治体数、減少した自治体数をそれぞれ見ていくと、1999年度：増16；減17、2000年度：増13；減20、2001年度：増17、減16、2002年度：増14；減19と増減を繰り返し、4年間で総額5%ほど資料費を減らしていることになる。これに、先に新館ということで除外した2館および新規に開館した5館が順次加わったのが全体像である。

個々の図書館を見てみると、徐々に減少して

表5 人口当貸出数・人口当資料費上位10

順位	人口当貸出数		人口当資料費	
	自治体	貸出数	自治体	資料費(円)
1	桂村	47.40	桂村	1804.52
2	守谷市	14.61	神栖町	1167.08
3	十王町	12.75	十王町	1065.14
4	利根町	11.66	東町	978.20
5	神栖町	11.66	友部町	947.89
6	友部町	10.20	守谷市	940.86
7	八千代町	9.44	玉里村	781.40
8	東海村	8.10	八千代町	745.56
9	東町	7.42	明野町	683.91
10	下妻市	7.35	三和町	673.37

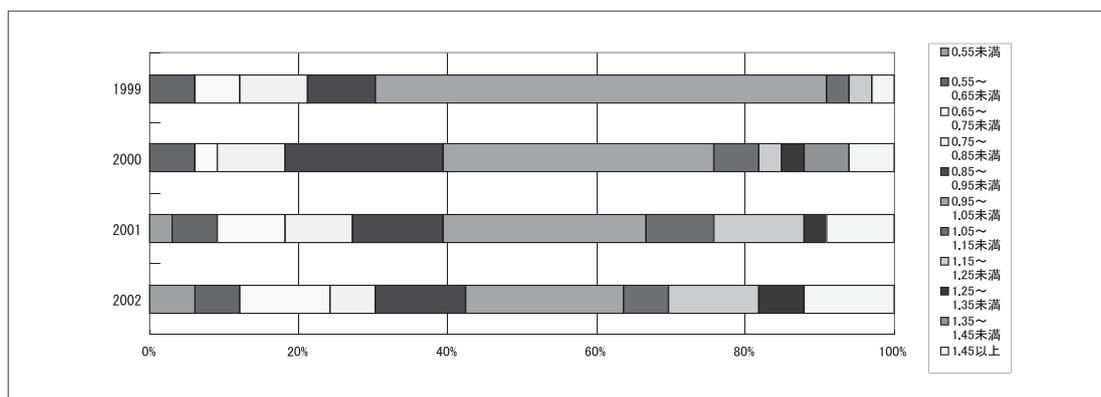
表6 人口1人当貸出点数別市町村数

データ年(実績年度)	全市町村数	2点未満	2~3点	4~5点	6~7点	8~9点	10点以上
1999(1998実績)	36	7	11	12	2		4
2000(1999実績)	37	5	14	12	2		4
2001(2000実績)	38	4	15	11	4		4
2002(2001実績)	40	4	16	11	2	3	4
2003(2002実績)	40	3	15	11	3	2	6

表7 資料費1998年度予算に対する増減比別市町村数

資料費予算年度	0.55未満	0.55~0.65未満	0.65~0.75未満	0.75~0.85未満	0.85~0.95未満	0.95~1.05未満	1.05~1.15未満	1.15~1.25未満	1.25~1.35未満	1.35~1.45未満	1.45以上
1999	0	2	2	3	3	20	1	1	0	0	1
2000	0	2	1	3	7	12	2	1	1	2	2
2001	1	2	3	3	4	9	3	4	1	0	3
2002	2	2	4	2	4	7	2	4	2	0	4

図2 資料費1998年度予算に対する増減比別市町村数比



いる館、増減を繰り返す館など、種々パターンがあるが、表7には、個々の自治体の1988年度予算を1とし、それを中心に0.1ずつ増減した中に含まれる自治体数を示した。例えば1999年度は33自治体の内20の自治体が、1998年度比0.95~1.05未満の予算内であったことを表す。また、2000年では12の自治体が、1998年度比0.95~1.05未満の予算内であった。そして4年間で7自治体まで減少していく。一方で、1998年度比1.45以上の自治体と0.55未満自治体がそれぞれ増加していく。すなわち、よくいわれる二極分化が図書館の資料費に関して生じているのではなからうか。それを図式化したのが、図2である。

### 6. 広域利用

広域市町村圏における図書館の相互利用が始まった。一般に図書館利用者として想定されているのは、図書館設置自治体に住んでいる人、またはそこに通勤・通学している人である。しかし、それ以外へ利用者の範囲を拡げることが、

これまでも各図書館において個々に模索されてきたし、実施している図書館もある。また、下館市立図書館は開館当初から筑西広域市町村圏在住の利用を前提としていたようである。「広域行政事務組合等ホームページへのリンク集」には、茨城県内の6事務組合等が現在掲載されている。その中には常総広域市町村圏の常総広域視聴覚ライブラリーなどの広域利用もある。

しかし、水戸地方広域市町村圏の例は、茨城新聞<sup>07)</sup>の報ずるところによれば、2001年9月1日から、合計144の公共施設が、圏域内の住民であれば、所在地の住民と同じ料金、同じ手続きで利用できることになるというものであり、圏域面積約1,000平方km、圏域内人口約67万人は県内最大規模という。そして、これらの公共施設のなかに図書館も当然含まれる。

表7が水戸地方広域市町村圏内の図書館設置自治体である。広域利用によって受けられる図書館サービスはレファレンスサービスを始めとして種々あると思われるが、ここでは過去5年間の貸出数を記しておいた。これに笠間市立図

書館が2004年4月から加わることになる。未設置自治体は御前山村、七会村、常北町、瓜連町、那珂町、大洗町、内原町の計7町村である。広域利用開始が2001年9月からであるから、それが反映されているのは、実質的には2003年(2002年度実績)のデータである。単純に貸出数のみを見ると、確かに全体としては増加している。通勤圏、隣の市町村との関係など種々の要素が絡み合っていると思われるが、どのような効果をもたらすかはもう少し様子を見ないとわからないように思われる。

これまで、図書館は相互利用、相互貸借の「相互」という言葉に見られるように、互助互恵を旨としてきた。確かに、全施設で考えると図書館と体育館を互いに利用し合うという考えもあるだろう。しかし、図書館本来のサービス

を享受するためには、やはり身近に図書館があつてのことであろう。図書館未設置の自治体の利用者が、広域利用によって図書館サービスについて理解を深め、それが大きな力となり、図書館設置の契機になれば良いのだが、逆に他の自治体の図書館を設置自治体の住民と形式的には同じように利用できるということが、図書館設置への意欲を失わせることにならないか危惧するところである。

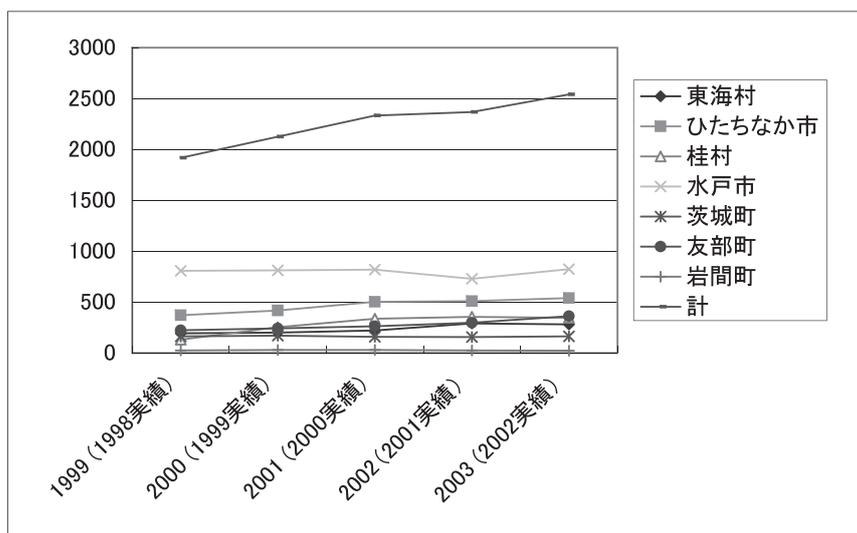
### 7. さいごに

インターネットの発達によって容易に各図書館の蔵書検索が可能になった。たまたま手元に2000年5月19日の、茨城県立図書館が作成した「リンクコーナー：県内の公共図書館」の記録がある。その時点での図書館設置自治体数は35

表8 水戸地方広域市町村圏内図書館の貸出数(千点)

データ年 (実績年度)	1999 (1998実績)	2000 (1999実績)	2001 (2000実績)	2002 (2001実績)	2003 (2002実績)
東海村	193	200	222	290	282
ひたちなか市	372	418	503	510	540
桂村	131	253	338	356	346
水戸市	807	813	820	730	824
茨城町	165	170	159	157	164
友部町	225	242	262	298	362
岩間町	25	30	29	26	22
計	1918	2126	2333	2367	2540

図3 水戸地方広域市町村圏内図書館の貸出数(千点)



である。20の公共図書館のホームページへリンクされていた。そのなかで、インターネットで新着図書を検索できるのが3館、蔵書検索までできるのは1館のみだったと、今となっては確認するのは難しいが、記録にある。現在ではほとんどの図書館でホームページを持ち、インターネットで公共図書館の蔵書検索ができるのは当たり前のことになった。また、最近では、県内の公共図書館の蔵書を横断的に検索できるようにもなった。しかし、検索でき必要な資料の所蔵を確認できたとしても、やはり資料の入手という問題は残る。そしてそのとき頼れるのは身近にある公共図書館であるに違いない。

さて、連日市町村合併の話題が新聞紙上をにぎわしている昨今であるが、このことは図書館にどのような影響をもたらすのであろうか。表8を見て、ひたちなか市の貸出数がこの数年間着実に増加していることに気づく。1994年11月、勝田市と那珂湊市が合併してひたちなか市が誕生し、1999年10月にひたちなか市立佐野図書館が開館したが、これが大きく貸出数の増加に寄与しているのではなかろうか。市町村合併に伴い、なにもせずともこのままで確実に設置率だけは上昇するであろう。全域サービスという考えにもとより異存はないが、現在まで、ある意味では1自治体に、最低でも1つの図書館をという意識が図書館の設置を促してきた要因の一つであったことは否定できないと思う。できれば、ひたちなか市のように、図書館を設置していた2自治体が合併し、さらに図書館を新設し3館体制になるようであればよいのだが、5市町村が合併しそのなかの1自治体が図書館を設置していたことで、それで事足りるという状況にならないことを願うのみである。

#### 注

- 01) 「茨城県内の公共図書館、1979-1998」原  
子孝 (『常磐短期大学研究紀要』28号：  
1999 p.82-91
- 02) 〈[特集] 市町村合併と図書館〉『図書館雑

誌』Vol.96、No.8：2002 p.520-534

- 03) 『図書館と市町村合併：対応の指針とマニュアル』山口県図書館協会市町村合併対応委員会編 山口 山口県図書館協会 2004
- 04) 『合併前夜の都市の図書館：全国683都市の人口段階別分析』山本哲生 下松 図書館問題研究会山口支部 2004 (グラフで見る日本の図書館3)
- 05) 〈《誌上討論》「現代社会において公立図書館の果たすべき役割は何か」〉『図書官界』Vol.56、No.3：2004 p.158-193
- 06) 前掲 04)
- 07) 「広域利用、あすから：県央15市町村の公共施設」『茨城新聞』2001年8月31日

アクアミネラルの利用に関する研究（第2報）  
—手作りチョコレートの調製におけるアクアミネラル添加の有用性—

荒田玲子\* 手島景子\*\*

A preliminary study of Aquamineral on food preprocessing (part 2)  
— The Usefulness of Aquamineral in Homemade Chocolate Mixing —  
ARATA Reiko\* TESHIMA Keiko\*\*

It was verified that the addition of Aquamineral to chocolate has the following effects other than the fortifying of calcium and minerals as an initial purpose of adding.

1) Aquamineral (AM) addition improves the ease of melting, texture and taste of chocolate while preserving its characteristics. In an organoleptic test using junior college students as subjects, AM addition showed superiority in all 3 items, ease of melting, texture and taste at a level of significance of 0.1%. This value indicates the absolute superiority of AM addition.

2) The operating time of tempering can be shortened, since the AM addition speeds up crystallization. Moreover, tempering becomes easier. Success or failure in tempering considerably affects the finished chocolate in terms of the ease of melting and the taste of the mixed chocolate. Therefore, tempering is very difficult and time-consuming for amateurs. However, AM addition enhances the growth of unstable crystal  $\beta'$  and stable crystal  $\beta$  leading to the faster disappearance of unstable crystal  $\beta'$  and the rapid growth of stable crystal  $\beta$ . This finding corresponds to AM having a porous form that differs from usual calcium carbonate.

3) AM addition inhibits bloom phenomenon.

Blooms deteriorate the appearance of chocolate and the commercial value, as well as the taste and texture. However, it was verified that AM addition could inhibit the bloom phenomenon.

Consequently, the addition of AM to chocolate facilitates mixing chocolate and improves the palatability. Increasing the amount of AM in chocolate may contribute to compensating for the shortage of calcium, magnesium and other nutrients in the current Japanese diet.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.33)

## 1. はじめに

我々は前報で、アクアミネラルの安全性<sup>1)2)</sup><sup>3)</sup>や、優れたミネラルバランス<sup>1)2)3)</sup>に着眼し、現在の日本人に不足しているカルシウムをはじめとするミネラル強化を目的とした利用を検討した。その結果として、ゾル食品や、酸性食品への添加に食味等の低下がみられるが、ほとんどの食品に関して常法で使用可能であり、1日のカルシウム摂取量相当のアクアミネラル添加を行っても、その品質や食味を変えないことを確認した<sup>4)</sup>。また、天ぷら衣と、チョコレート菓子への添加は、無添加区に比べ、顕著に優れていることを確認した<sup>4)</sup>。天ぷらの揚げ衣においては、添加が食味を向上させること<sup>4)</sup>が評価され、現在その実用化が進められている。

そこで今回は、チョコレートの調製時におけるアクアミネラルの添加の有用性と、その嗜好性について更なる検討を加えたので報告する。

## 2. 試験項目及び試験方法

### 2-1 テンパリング試験

#### 試験方法

手作りチョコレート調製時における、アクア

ミネラル2%添加区と無添加区における結晶化の速度を検討する為、テンパリングの常法<sup>5)6)</sup>に従い、以下の通り調製を行なった。以下、アクアミネラルをAMと略す。

#### 〔材料〕

市販のクーベルチュールチョコレート (カカオマス38%含有)

100 g + AM 0 g (無添加)

100 g + AM 2 g (2%添加)

#### 〔手順〕

- ① 各100gのチョコレートを刻む。
- ② 50℃の湯煎で溶かす。添加区はこの時点でAMを添加する。
- ③ 攪拌しながら、温度を43℃まで下げ、43℃を10分間保つ。
- ④ 15℃の水で28℃まで温度を下げ10分間28℃を保つ。
- ⑤ 35℃の湯煎で32℃まで品温を上げ、その状態でツヤが出るまで攪拌を続ける。また、32℃にしてからツヤが出るまでの時間を計測する。
- ⑥ ツヤがでて、わずかに粘りが出来てきたところでシェル型に10gずつ流し、20℃の室内で成型を行い、3週間保存して結晶を安定化させる。
- ⑦ また、こうして調製した試料の一部は、添加区・無添加区を1組としてブルームが起きやすい各種条件下で添加区と無添加区の状態を観察する。

2004年10月28日受付

\* ARATA Reiko 生活科学科食物栄養専攻・助教授(調理学)

\*\* TESHIMA Keiko 生活科学科食物栄養専攻・元助手

## 2-2 官能検査

AM添加が、チョコレートの食味に優位に影響を与えることを、前報で確認したので<sup>4)</sup>、再度パネラーを増やして、試験を行なった。

### 1. 被験者

本学生活科学科食物栄養専攻1学年女子学生52名、2学年女子学生53名、計105名

### 2. 識別試験

AM2%添加区と無添加区2試料について、3点識別試験法(triangular test)により片側検定を行なった<sup>7)</sup>。試料は、3×3標準ラテン方格により用意した。被験者には、試料の口への含み方、舌へのころがし方、口のゆすぎ方等詳しい検査手順と方法を箇条書きした文章を示し、1対1で確認を行ない、十分な教育をしてから試験を行なった。

環境条件としては、本学調理実習室で、適切な空調を行ない、1人1台の調理台を使用し行なった。

### 3. 嗜好試験

識別試験において、2種の違いが判別できた者に対して、①口どけの良い方 ②舌ざわりの良い方 ③好みの方の3項目に対して、試験を行なった。環境条件は、識別試験と同じく設定した。結果は、2点嗜好試験法により検定した。また、X2乗検定も行なった。

## 2-3 SEMによる観察

2-1⑦で示した通り、ブルームを起こさせた試料を使い、以下の条件で観察を行なった。

### 1. 観察条件

SEM(JSM-5300)、  
加速電圧12V、倍率100~1,000倍  
各試料を5ミリ以下の切片を調製し、液体

窒素で-197℃に冷却し、高真空(10<sup>-3</sup>パスカル)で観察した。

## 3. 結果および考察

### 3-1 テンパリング実験

チョコレート調製時の結晶化までの速さは〈表1〉の通りであった。

表に示す通り、添加区と無添加区において、結晶化終了時間が、平均60秒の差が見られ、アクアミネラル添加がチョコレートのテンパリング完了時間の短縮につながる事が判った。

表1 結晶化終了時間の比較

	1	2	3	4	5	平均
無添加	360秒	320秒	360秒	320秒	300秒	332秒
添加	300秒	260秒	280秒	280秒	240秒	272秒
時間差(秒)	60秒	60秒	80秒	40秒	60秒	60秒

(5回繰り返し試験)

### 3-2 官能検査

結果は〈表2〉の通りである。

表2 AM添加チョコの官能検査結果

#### 1. 識別試験 3点識別試験法 (triangular test)

違いが判った	判らなかった
91	14

#### 2. 嗜好試験 2点嗜好試験

	添加	無添加	同じ
口どけが良いのは	53	38	0
舌触りが良いのは	50	36	5
好みは	52	34	5

識別試験<sup>7)8)</sup>は、有意水準0.1%で有意に識別されていた。さらに、正しく識別したものの91名による、口どけ、舌触り、好みの3項目の2点嗜好試験<sup>7)8)</sup>についても、3項目とも添加区の方が1%の危険率で有意に好まれると検定された。X2乗検定も、3項目とも1%の危険率で、添加区の方が有意に好まれた。

### 3-3 SEMによる観察

AM添加によりブルーム現象の抑制が見られた。

チョコレートは、高温下や高湿度下で、油脂ブルームやシュガーブルームを起こす。〈図1〉が、添加区と無添加区の比較である。どちらも肉眼で油脂ブルームが見られるが、無添加区がよりひどいブルームが見られることが判別できる。

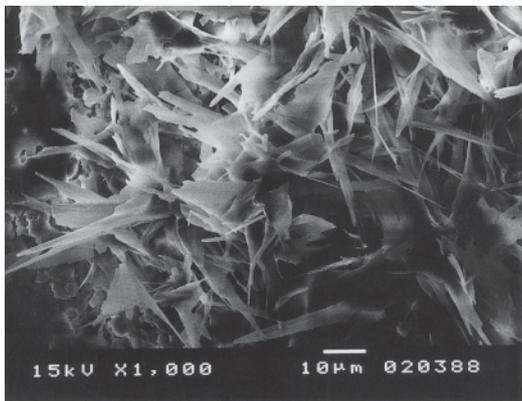
AM無添加区と2%添加区の結晶の状態をSEMにて観察すると、結晶の大きさ、成長の様子に明らかに差がみられ、添加区のほうが、ブルームの発現が抑えられている事が観察できる。

肉眼でも、白く粉をふいた量が違うことが観察できるが、SEMで見ることにより、再結晶

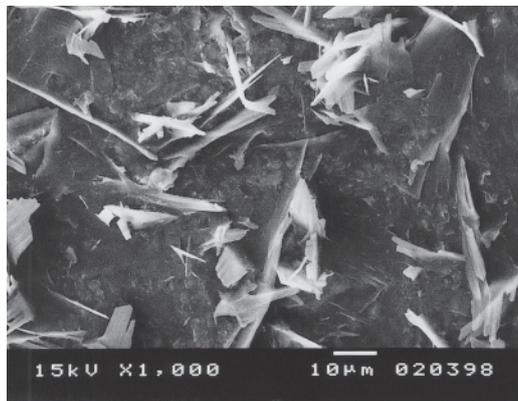
図1 AM添加とブルーム現象の抑制



図2 SEMによる結晶の比較(15KV×1000)

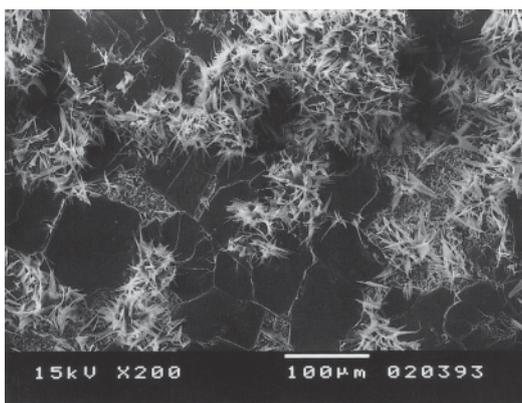


無添加

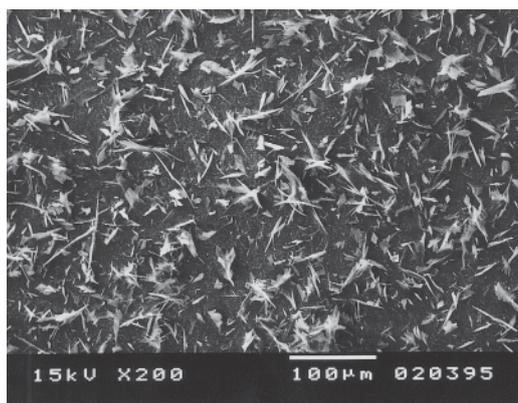


2%添加

図3 結晶の状態の比較(15KV×200)



無添加



2%添加

の出来方とその量が違うだけでなく、添加区の方は、再結晶の周りに理想的に調温され結晶化した状態の表面部分が残っていることが観察できる。この状態は、きれいな $\beta$ 結晶の出来た状態である。それに対し無添加区の方は、全体が油脂ブルームを起こしている(図2・図3参照)。

#### 4. 要約

チョコレートにアクアミネラルを添加した場合、カルシウム・ミネラル強化の目的以外に以下の効果を検証できた。

- 1) チョコレートの持ち味を変えることなく、その口どけや舌触り、おいしさを向上させる。短大生をパネラーとした官能検査では、AM添加区の方が、口どけ、舌触り、好みの3項目全てにおいて1%の危険率で有意に評価された。この数値は、添加区の絶対的優位を示している。
- 2) 結晶化が速やかに行なわれる為、テンパリングの操作時間が短縮できる。また、テンパリングの操作が容易である。  
テンパリングの操作は、チョコレートの口溶けや味に大きく影響するため、調製の良し悪しが出来上がりに大きく影響し<sup>5)6)</sup>、素人には非常に難しく、また、時間のかかる作業である。しかし、AM添加により不安定結晶 $\beta'$ 結晶と安定結晶 $\beta$ 結晶を容易に育成し、不安定結晶 $\beta'$ 結晶の消失と $\beta$ 結晶の育成が速やかに進むことが確認できた。このことは、AMが通常の炭酸カルシウムと異なる多孔質の形状をもつ事とも<sup>1)</sup>附合する。
- 3) ブルーム現象を抑制する。  
ブルームができると、チョコレートの味や食感を落とすだけでなく、見た目が悪くなり商品としての価値を下げる。しかし、A

Mの添加が、その現象を抑えることが出来ることを確認した。

これらのことから、AMをチョコレートに添加することは、その調製を容易にし、嗜好性を高めることが確認できた。

#### 参考文献

- 1) M.B.Assoumani : FOOD Style 21, 4, 7 p96 - 100 (2000)
- 2) M.B.Assoumani : FOOD Style 21, 4, 8 p102-105 (2000)
- 3) Marigot Limited : AQUAMIN APPLICATIONS (1997)
- 4) 荒田玲子、田中景子 : 常磐短期大学研究紀要第30 p 98 - 109 (2001)
- 5) 河田昌子 : お菓子「こつ」の科学 p 170-191 (200)
- 6) 東京フード(株) : チョコレートの知識 p 9,10 柴田書店 (2001)
- 7) 福場博保、宮川金次郎 : 調理科学実験ハンドブック p 311 p 405 建帛社 (1999)
- 8) 金谷昭子編 : 調理学 p 54-57 医歯薬出版 (1992)

平成15年度 課題研究（各個研究）助成報告

「加齢に伴う味覚の感受性の変動に関する研究」

生活科学科 食物栄養専攻  
助教授 富田 教代

高齢者では日常生活において食生活の占める比重は大きく、栄養学的側面だけでなく、満足感や生きがい感など心理的側面からも豊かな食生活は高齢者のQOLを良好に保つために不可欠な要因である。豊かな食生活には食事がおいしく楽しいという条件が満たされる必要がある。味覚は食べ物のおいしさに直接関わる重要な因子であるが、最近味覚機能の低下を訴える高齢者が少なくない。味覚障害は生命を脅かす程ではないが、本人にとっては苦痛で深刻な病気である。また、味覚異常を訴える人では食欲が無くなり偏食に陥ったり、濃い味を好むようになって塩分摂取量が増加するなど、健康上多くの問題が生じてくる。高齢者だけでなく若者でも、不規則な食生活による栄養の偏りや、ファーストフードに含まれる食品添加物の摂取などによって味覚障害が増加している。我が国では、年間14万人が新たに味覚障害に陥っているとの報告もある。

そこで本研究では、地域の高齢者を対象に全口腔式による味覚検査と生活習慣に関する調査により、味覚に及ぼす影響因子について分析検討することを目的とした。

平成15年9月から10月までに、水戸市主催の高齢者学級に参加した地域高齢者130人を対象とした。平均年齢は75.9±6.1歳であった。身長は平均151.1±6.4cm、体重は平均53.4±7.6kg、BMIの平均は23.4±2.9 kg/m<sup>2</sup>であった。生活習慣・食習慣については自己記入による質問紙調査を行った。味覚検査としては、全口腔法による甘味（①0.6%、②1.25%、③2.5%、④10%）、塩味（①0.15%、②0.6%、③1.25%、④5%）、苦味（①0.0003%、②0.005%、③0.01%、④0.1%）、酸味（①0.01%、②0.1%、③0.2%、④2%）の4味質各4濃度の試液で検査を実施した。まず、①の4種類の溶液を順番に飲み、その溶液がどういった味か判定させた。さらに1番で正解することのできなかつたものは、②の溶液を試験した。さらに②で正解できなかつたものは、③の溶液、③で正解できなかつたものは④を試験した。正当が得られた濃度を味覚閾値とした。

4味質の味覚分布は、甘味、塩味では75から85歳代、苦味ではすべての年代でそれぞれ味覚の低下を認めた。各病気が与える影響については、甘味では骨粗鬆症、塩味では高血圧・脳梗塞、酸味では心臓病・高血圧での正答率が低かつた。

薬剤が与える影響については、すべての味覚低下者は薬を使用していた。生活習慣の影響については、酸味では好き嫌いが無い人、苦味では間食利用者に味覚の低下をみた。各食品の利用頻度との関連では、影響はみられなかつた。

今回の調査においては味覚異常者はみられなかつたが、より多数例で経年的調査が必要と考えられた。

## 平成15年度 課題研究（各個研究）助成報告

## 「色彩調和に関する研究—色彩感情からみた配色」

生活科学科 生活科学専攻  
助教授 伊藤 久美子

2色配色の感情効果について研究を総合的に行っているが、本年度は、無彩色を含む2色配色の感情効果を6対の形容詞を用いてSD法により検討した。無彩色を配色中の一色としてとりあげた、感情効果に関する先行研究はほとんどみられない。

配色は、無彩色として明度が異なる4種（Wt、ltGy、Gy、Bk）をとり、ペアとなる有彩色は基本10色相（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）について、各6トーン（Pale、Bright、Vivid、Light、Dull、Dark）を組合せて240配色とした。更に、無彩色4種間の6配色を加え、全配色数は246配色である。評価に用いたSD尺度は、配色カードでは、派手な—地味な、スポーティ—エレガント、緊張した—ゆるんだ、ゴージャス—シンプル、好きな—嫌いな、調和—不調和の6尺度とし、単色カードでは、調和—不調和を除いた5尺度である。

全246配色について、各配色の明度差を $\Delta V \geq 0$ としたとき、彩度差を $\Delta C \geq 0$ と $\Delta C < 0$ （高明度構成色の彩度の高低）に2分し、実測値6尺度に及ぶ明度差、彩度差の効果を検討した。その結果、明度差の効果（ $\Delta C \geq 0$ ）より、「緊張した」は明度差0～1でマイナスであったが、4～8ではプラスとなり明度差とともに上昇した。「ゴージャス」は明度差4～6で平均値が特に大となった。「好きな」と「調和」は明度差0～7でマイナス値をとり、両者はほぼ同様のカーブであった。また、明度差（ $\Delta C < 0$ ）の効果では、「スポーティ」と「好きな」は明度差3～4でプラス値をとった。「緊張した」では、明度差0～3でマイナス、3以上でプラスとほぼ直線状に上昇した。「調和」では常に平均値がプラスであった。彩度差の効果（ $\Delta C \geq 0$ ）では、「派手な」と「スポーティ」は彩度差0～8でマイナス、8～16でプラスの値をとり、彩度差とともに上昇した。「緊張した」と「ゴージャス」では、0～2以外は彩度差とともに上昇する近似したカーブを描いた。「好きな」と「調和」では、彩度差0～2でプラスの値であった以外はマイナスの平均値をとり、他4尺度とは対照的なカーブを描いた。また、彩度差（ $\Delta C < 0$ ）の効果では、「派手な」と「スポーティ」では彩度差-8～-16で平均値はプラスとなった。「緊張した」と「ゴージャス」では彩度差-10～-12あたりを境にして、平均値はマイナスからプラスへと上昇した。「好きな」は彩度差-4～-8ではややマイナス値をとった以外はプラス値であった。「調和」は、すべての彩度差の場合でプラス値をとった。以上より、全般に、高明度の無彩色と、低明度有彩色の配色の場合に「調和」し、その逆の場合には調和が得にくいといえた。また、実測値6尺度の平均値を無彩色4種別にとった結果では、「派手な」はWtで高くGyで低く、「緊張した」はBkで高くその他で低く、「ゴージャス」では、Bkで高く、WtとltGyで低くなった。「好きな」と「調和」ではWtで高くGy、Bkで低くなった。無彩色と有彩色との配色で「調和」するのはWtとの配色であった。本研究により、明度が高い無彩色と、明度が低い有彩色の配色の場合に調和し、その逆の組合せでは、調和が得にくいことがわかった。

## 業 績 一 覧

以下に掲載するものは、2003年4月から2004年3月までに本誌以外に発表した原著および著書である。

### 教 授 中 原 経 子

応用栄養学（共著，南山堂，2003.4） Pp.125-159  
栄養教育・栄養指導論（共著，みらい社，2003.4） Pp.34-37, Pp.107-116  
子どもの心と体を育む食育手引書（共著，茨城県保健福祉部・茨城県栄養士会，2004.3）  
児童生徒の食生活状況調査（共著，茨城県教育委員会，2004.3）  
第16回茨城県私立幼稚園教職員研究協議会集録（共著，茨城県私立幼稚園教職員研究協議会，2003）  
Pp.93-102

### 教 授 濱 崎 武 子

不登校の子をもつ家庭（児童心理第58巻第3号，2004.2） Pp.96-99

### 教 授 江 波 諄 子

回顧的記述法による幼児理解へのアプローチ②（日本保育学会第56回大会発表論文集，2003.5）  
Pp.331-332

### 教 授 瀧 口 泰 行

古代文芸と刀剣（6）（常陸万葉の会誌第17号，2004.3） Pp.2-3

### 教 授 安 田 尚 道

公益型労働組合とQOL（自治権いばらき74，2004.3） Pp.3-7  
環境戦略の構造と市民対話型経営（公益学研究第5巻，2004.3）

### 教 授 三 宅 光 一

宮沢賢治の自然観（『日本學研究』第12輯，檀国大学日本研究所，2003.4） Pp.81-132

### 教 授 伊 藤 久 美 子

同一色相内の二色配色の感情効果（1）（共著，日本色彩学会日本色彩学会誌 Vol.27 supplement, 2003.5） Pp.61-62  
同一色相内の二色配色の感情効果（2）（共著，日本色彩学会日本色彩学会誌 Vol.27 supplement, 2003.5） Pp.63-64  
異色相間2色配色の配色効果（日本色彩学会日本色彩学会誌 Vol.28 no.1, 2004.3） Pp.3-15

### 助 教 授 村 松 俊 子

英国を知るA～Z（英日文化74号，2003.4） Pp.97-104

### 助 教 授 富 田 教 代

エッセンシャル給食経営管理論（共著，医歯薬出版，2003.4）

給食経営管理実務ガイドブック（共著，同文書院，2003.6）

カルシウム摂取を促進するための献立作成の方法について（第50回日本栄養改善学会学術総会講演集，2003.9）P.368

給食施設のための献立作成マニュアル（共著，医歯薬出版，2003.10）

梅酒摂取が健常人の便通に及ぼす影響（New Food Industry 2003, Vol.45(12), 2003.12）Pp.18-23

### 助 教 授 中 島 久 実 子

Mutation screening of low-density lipoprotein receptor gene in Japanese patients with familial hypercholesterolemia from Kanto area.（共著，Japanese Journal of Electrophoresis Vol47(3), 2003.9）Pp.105-110

動脈硬化指数と血栓形成指数（共著，日本医事新報，2003.5）Pp.96-97

### 助 教 授 荒 田 玲 子

青年期女子における食生活改善支援に関する研究（共著，日本子ども家庭総合研究所紀要第40集，日本子ども家庭総合研究所，2004.3）Pp.201-208

茨城県三地区のいも・豆料理－県北のこんにゃく、県南のヤーコン、県西のすみつかれ－（共著，日本調理科学会第36巻，2003.11）Pp.100-104

### 専 任 講 師 曾 根 秀 樹

コンピュータを使った言葉の授業，障害児教育での実践事例（田研出版，2003.8）

特殊教育における国語科デジタルテキストを活用した実践事例の開発（日本特殊教育学会第41回大会発表論文集，2003.9）Pp.272

グループウェア利用によるオンライン学会の運営と課題（共著，日本教育工学会第19回全国大会講演論文集，2003.10）Pp.913-914

### 専 任 講 師 佐 塚 正 樹

Carboxyl-terminal heparin-binding domain of fibronectin is the binding-site for (-)-epigallocatechin gallate（共著，第76回日本生化学会大会発表抄録集，2003.10）P.1119

### 専 任 講 師 鈴 木 康 弘

保護者の子どもへの期待と不安－幼児の生活調査より－（共著，日本保育学会第56回大会発表論文集，2003.5）Pp.578-579

幼児の身体活動と心理的発達の関係について－幼児のレジリエンス尺度を指標として－（岩手体育学研究創刊号，岩手大学，2003.11）Pp.44-45

遊びの傾向と幼児期の発達の関係について－幼稚園教育要領における教育の内容と指標として－（日本発育・発達学会第2回大会プログラム，2004.3）P.42

# Bulletin of Tokiwa Junior College

No.33

---

## Contents

### Articles

- MIYAKE Mitsukazu : Hayao Miyazaki, ein typischer Nachkriegsjapaner ..... 1
- MATSUI Shinako : Issue of Law at Cyberspace ..... 31
- NAKAHARA Kyoko, WATAHIKI Hisako and TAKAHASHI Yukiko : Relationship  
between the Dietary Awareness and Habits of Parents on the Dietary  
Behavior of Preschool Children ..... 43
- TOMITA Noriyo : Students' Attitudes toward the "Dietician as a Profession"  
— Comparison between "Just after the Entrance" and "After experiencing  
Internships"..... 57
- SAZUKA Youko, SAZUKA Masaki, YOKOYAMA(UETAKE) Chieko and TOMITA  
Noriyo : Influence of Ultimate Soft Water on Cooking Rice ..... 64

### Notes

- OTAKE Shigeki : Fellenberg and Herbart — A Conflict between Fellenberg and  
Herbart (Part 2) ..... 72
- HARAKO Takashi : Public Libraries in Ibaraki Prefecture, 1999-2003 ..... 81
- ARATA Reiko and TESHIMA Keiko : A Preliminary Study of Aquaminal on Food  
Preprocessing (Part 2) — The Usefulness of Aquaminal in Homemade  
Chocolate Mixing — ..... 91

---

Tokiwa Junior College  
December 2004